

倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会（平成 26 年度第 2 回：全体会）

日 時 平成 27 年 1 月 23 日（金）午後 1 時 30 分～

場 所 倉吉市役所 大会議室（本庁舎 3 階）

次 第

1 開会

2 委員の紹介

3 会長あいさつ

4 協議事項

(1) 第 2 次定住自立圏共生ビジョン（素案②）について（資料 1-1、1-2、2）

(2) パブリックコメントの実施について（資料 3）

5 その他

6 閉会

（配布資料）

- 別紙 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会 委員名簿
- 資料 1-1 第 2 次定住自立圏共生ビジョン（素案②）
- 資料 1-2 第 2 次定住自立圏共生ビジョン（素案②）の変更のポイント
- 資料 1-3 第 2 次定住自立圏共生ビジョン（素案②）について
※変更箇所を表示しているもの
- 資料 2 第 2 次定住自立圏共生ビジョン関係事業費について
- 資料 3 第 2 次鳥取県中部定住自立圏共生ビジョンパブリックコメントの実施について

(別紙)

倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会 委員名簿

平成26年4月1日現在

(順不同・敬称略)

役職	所属名	職名	氏名	備考
会長	鳥取短期大学	学長	山田 修平	市長が必要と認める者 (第3号委員)
副会長	倉吉商工会議所	専務理事	佐々木 敬宗	政策分野に関係する者 (第1号委員)
	公益社団法人鳥取県中部医師会	会長	松田 隆	政策分野に関係する者 (第1号委員)
	鳥取県介護支援専門員連絡協議会中部支部	副支部長	安岡 香里	政策分野に関係する者 (第1号委員)
	倉吉市保育園長会	園長	村岡 亜樹	政策分野に関係する者 (第1号委員)
	倉吉市学校教育審議会	会長	小谷 次雄	政策分野に関係する者 (第1号委員)
	倉吉市体育協会	会長	生田 正範	政策分野に関係する者 (第1号委員)
	とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会	会長	岩崎 元孝	政策分野に関係する者 (第1号委員)
	鳥取県中部地域公共交通協議会	委員	福永 慎一	政策分野に関係する者 (第1号委員)
	鳥取中央農業協同組合	参事	藤原 治	政策分野に関係する者 (第1号委員)
	NPO法人養生の郷	事務局	牧野 美穂子	政策分野に関係する者 (第1号委員)
	リアルマック	代表	福井 恒美	政策分野に関係する者 (第1号委員)
	一般社団法人鳥取県ケーブルテレビ協議会 (日本海ケーブルネットワーク(備倉吉放送センター))	センター長	太田 正樹	政策分野に関係する者 (第1号委員)
	倉吉市		谷本 八郎	圏域の住民の代表者 (第2号委員)
	三朝町		布広 覚	圏域の住民の代表者 (第2号委員)
	湯梨浜町		遠藤 公章	圏域の住民の代表者 (第2号委員)
	琴浦町		高塚 良平	圏域の住民の代表者 (第2号委員)
	北栄町		福井 利明	圏域の住民の代表者 (第2号委員)

第2次鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン

発進！とっとり中部
～絆と自立、癒しと活力を育む圏域～

素 案②

平成27年3月 日

鳥取県 倉吉市

目次

第1章 はじめに	1
1 ビジョンの目的	1
2 定住自立圏の名称及び構成市町	1
3 ビジョンの期間	2
4 ビジョンの進行管理	2
第2章 圏域の概況	3
1 地勢	3
2 土地利用・自然環境	3
3 人口・世帯	4
4 医療	11
5 福祉	11
6 教育	12
7 産業振興	12
8 地域公共交通・道路ネットワーク	13
9 地産地消	14
10 移住・交流	15
11 情報・広報	15
12 人材	15
第3章 圏域の課題と可能性	16
1 圏域の課題	16
2 圏域の可能性	19
第4章 圏域の将来像	21
1 圏域の将来像	21
2 圏域づくりの基本方針	22
第5章 定住自立圏形成協定に基づく具体的な取組	22
1 生活機能の強化	25
2 結びつきやネットワークの強化	48
3 圏域マネジメント能力の強化	59
第6章 今後の検討課題	68
付属資料	68

第1章 はじめに

1 ビジョンの目的

定住自立圏共生ビジョンは、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）及び定住自立圏形成協定（平成22年3月31日倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町締結）に基づき、中長期的な観点から圏域の将来像とその実現のために必要な具体的な取組を示すものです。

これにより、定住自立圏の圏域全体で人口の「定住」に必要な都市機能と生活機能を確保するとともに、圏域の地域資源を有効に活用して、「自立」に必要な経済基盤を培い、圏域全体の魅力の向上と活性化を図ることにより、圏域における定住を促進し、持続可能な圏域社会を構築することを目的としています。

また、このビジョンは、協定に基づく具体的な取組の推進に当たり、総務省をはじめ、国の各府省の支援の根拠となる計画です。

2 定住自立圏の名称及び構成市町

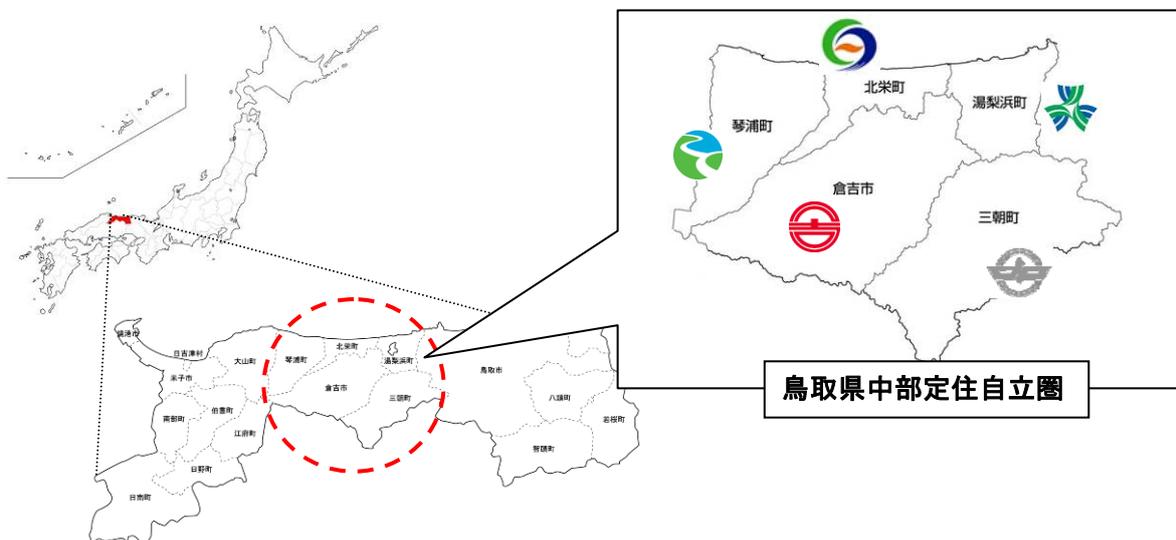
(1) 定住自立圏の名称

鳥取県中部定住自立圏

(2) 定住自立圏の構成市町

鳥取県中部定住自立圏は、倉吉市を中心市とし、周辺の三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町の1市4町で構成された圏域となっています。

県内では、中部圏域のほかに県西部に位置する中海圏域（中心市：米子市・島根県松江市）と、県東部に位置する鳥取・因幡圏域（中心市：鳥取市）が存在しており、タイプとしては、中海圏域が「県境型・複眼型」、鳥取・因幡圏域が「大規模中心市型」となっています。この2つの圏域の間に位置する中部圏域は、コンパクトな自立圏域を目指す「小規模中心市型」に分類されます。

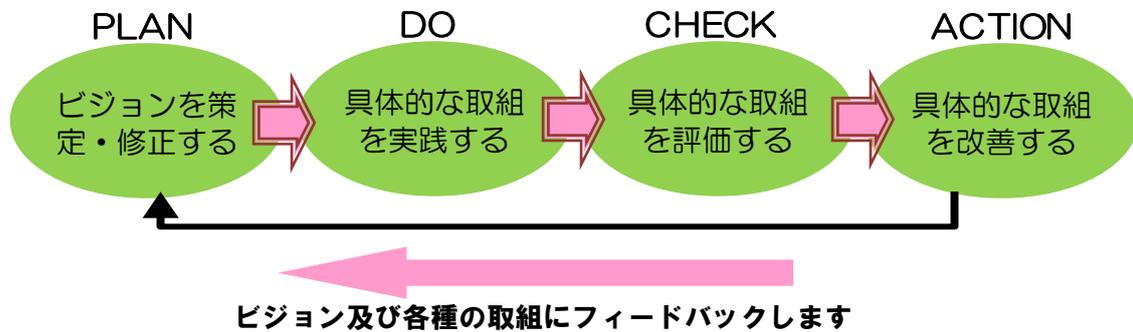


3 ビジョンの期間

このビジョンで示す将来像の実現に向けた具体的な取組の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

4 ビジョンの進行管理

このビジョンは、策定後、定期的に具体的な取組の進捗状況を把握するとともに、取組の評価・検討を行い、その結果を反映させていく「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Action）」の循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、毎年度必要に応じて見直しを行います。



■ビジョンの年間サイクル

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ビジョンの策定・修正 (実施主体：倉吉市)	→	→ 必要に応じて見直し・改善			
具体的な取組の実施 (実施主体：1市4町)	→	→	→	→	→
ビジョンの評価・検討 (実施主体：懇談会)	→	→ 必要に応じて評価・検討			

第2章 圏域の概況

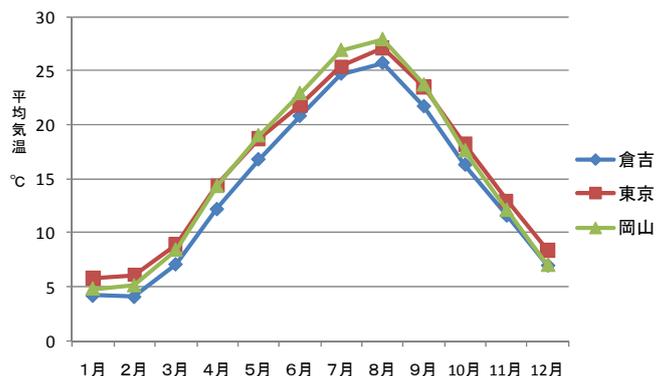
1 地勢

(1) 面積・位置

中部圏域は、鳥取県の中央部に位置し、北部は日本海沿岸、東部は県庁所在地の鳥取市、南部は岡山県、西部は大山町と江府町に隣接する圏域となっています。その総面積は780.6km²で、鳥取県の約22%を占めています。

(2) 気象

気候は日本海岸気候区に属し、年間平均気温（1979年～2000年）は14.4℃となっています。年間平均気温を山陽地方の岡山と比べると約1℃、東京と比べると約1.5℃低くなっており、比較的低い気温といえます。



2 土地利用・自然環境

中部圏域全体における土地利用別面積をみると、山林・原野が464.4km²（59.5%）、農用地が130.6km²（16.7%）で、自然的土地利用は595.0km²（76.2%）と圏域の約4分の3を占めています。

地形は、周囲を山麓に囲まれており、国道や県道沿いに市街地が形成されています。また、白い砂浜と青く輝く日本海をはじめ、天神川に代表される河川、打吹山、三徳山、船上山などの山岳、東郷池、北条砂丘など、多種多様で豊かな自然環境が中部圏域の大きな魅力となっています。

■土地利用別面積

		倉吉市	三朝町	湯梨浜町	琴浦町	北栄町	定住自立圏
農用地	田	31.37	6.76	15.55	15.50	9.80	131.14
	畑	16.75	2.08		16.27	17.06	
山林		59.82	221.73	34.13	84.65	13.75	414.08
原野		47.65					
水面・河川・水路等		0.17	-	4.14	-	-	4.31
宅地		11.79	1.70	3.57	5.33	4.53	26.92
雑種地		4.3	1.19	1.10	-	-	6.59
その他		100.30	-	19.46	18.13	12.01	149.90
合計		272.15	233.46	77.95	139.88	57.15	780.59

資料：各市町勢要覧、都市マスタープラン、土地利用計画など（単位：km²）

※各市町によって分類が異なる場合があります。

3 人口・世帯

(1) 人口推移

中部圏域の人口推移を長期的なスパンで見ると、昭和55年から昭和60年の高度経済成長時代と時期を同じくして、総人口は増加の傾向を示しており、昭和60年には122,939人まで達しています。しかし、昭和60年から平成22年の推移では、一転して減少傾向となっています。

また、年齢3区分別人口の推移についてみると、圏域全体では年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少し、高齢者人口（65歳以上）が増加している傾向がうかがえます。年齢の構成比で見ると、平成7年を境に、高齢者人口の割合が年少人口の割合を上回るようになっていきます。生産年齢人口の割合については、年々少なくなっている状況です。

■人口の経年変化

		倉吉市	三朝町	湯梨浜町	琴浦町	北栄町	定住自立圏	
							圏域計	構成比
昭和55年	総数	57,252	8,771	17,488	22,150	15,772	121,433	100.0
	0～14歳	12,479	1,608	3,450	4,588	3,373	25,498	21.0
	15～64歳	37,580	5,707	11,346	14,446	10,137	79,216	65.2
	65歳以上	7,192	1,456	2,692	3,116	2,262	16,718	13.8
昭和60年	総数	57,306	8,880	17,498	22,326	16,929	122,939	100.0
	0～14歳	12,181	1,665	3,529	4,555	3,852	25,782	21.0
	15～64歳	36,821	5,623	10,918	14,221	10,484	78,067	63.5
	65歳以上	8,304	1,592	3,051	3,550	2,593	19,086	15.5
平成2年	総数	56,602	8,700	17,309	21,736	17,155	121,502	100.0
	0～14歳	10,741	1,582	3,328	4,044	3,589	23,284	19.2
	15～64歳	36,031	5,289	10,478	13,599	10,560	75,957	62.5
	65歳以上	9,830	1,829	3,502	4,093	3,002	22,256	18.3
平成7年	総数	55,669	8,356	17,167	21,184	17,228	119,604	100.0
	0～14歳	9,332	1,322	3,007	3,533	3,195	20,389	17.0
	15～64歳	34,883	4,958	10,177	12,797	10,563	73,378	61.4
	65歳以上	11,454	2,076	3,983	4,854	3,470	25,837	21.6
平成12年	総数	54,027	7,921	17,381	20,442	16,915	116,686	100.0
	0～14歳	8,037	1,060	2,811	3,003	2,589	17,500	15.0
	15～64歳	33,169	4,557	10,277	12,024	10,412	70,439	60.4
	65歳以上	12,790	2,304	4,293	5,410	3,914	28,711	24.6
平成17年	総数	52,592	7,509	17,525	19,499	16,052	113,177	100.0
	0～14歳	7,159	910	2,605	2,656	2,196	15,526	13.7
	15～64歳	31,695	4,285	10,393	11,203	9,817	67,393	59.5
	65歳以上	13,725	2,314	4,527	5,638	4,039	30,243	26.7
平成22年	総数	50,720	7,015	17,029	18,531	15,442	108,737	100.0
	0～14歳	6,572	822	2,436	2,418	2,004	14,252	13.1
	15～64歳	29,858	3,901	10,003	10,343	9,236	63,341	58.3
	65歳以上	14,290	2,292	4,590	5,770	4,202	31,144	28.6

資料：国勢調査（単位：人、%）

※総数は年齢不詳分を含んでいるため、合計等の数値が合致しない場合があります。

(2) 世帯数

世帯数の経年変化をみると、中部圏域全体では平成2年から平成22年までの20年間で2,661世帯が増加していることが分かります。

一方、世帯人員の経年変化をみると、年々減少傾向にあり、核家族化が進行している傾向が続いています。

■世帯数と世帯人員の経年変化

		倉吉市	三朝町	湯梨浜町	琴浦町	北栄町	定住自立圏
世帯数	平成2年	16,750	2,566	4,580	5,826	4,330	34,052
	平成22年	18,266	2,385	5,418	5,834	4,810	36,713
世帯人員	平成2年	3.38	3.39	3.78	3.73	3.96	3.57
	平成22年	2.78	2.94	3.14	3.18	3.21	2.96

資料：国勢調査（単位：世帯、人/世帯）

(3) 人口動態

平成17年から平成25年にかけての自然増減数（出生人口と死亡人口の差）は、平成17年の湯梨浜町以外、いずれも減少しています。社会増減数（転入人口と転出人口の差）については、平成17年、18年、22年、24年及び25年の湯梨浜町並びに平成24年の琴浦町以外、いずれも減少となっています。

また、自然増減数と社会増減数の和で表される人口動態については、自然増減数の傾向と同様で、平成17年の湯梨浜町のみ増加を示すものとなっています。

■人口動態の経年変化

	倉吉市			三朝町			湯梨浜町			琴浦町			北栄町		
	人口動態	自然増減数	社会増減数												
平成17年	-553	-145	-408	-118	-77	-41	128	2	126	-213	-109	-104	-220	-108	-112
平成18年	-426	-112	-314	-82	-27	-55	-48	-72	24	-220	-89	-131	-127	-81	-46
平成19年	-706	-224	-482	-62	-30	-32	-81	-61	-20	-293	-154	-139	-81	-60	-21
平成20年	-367	-191	-176	-100	-25	-75	-110	-33	-77	-242	-120	-122	-243	-67	-176
平成21年	-309	-181	-128	-129	-57	-72	-163	-55	-108	-195	-119	-76	-92	-66	-26
平成22年	-467	-229	-238	-109	-54	-55	-31	-61	30	-192	-135	-57	-129	-92	-30

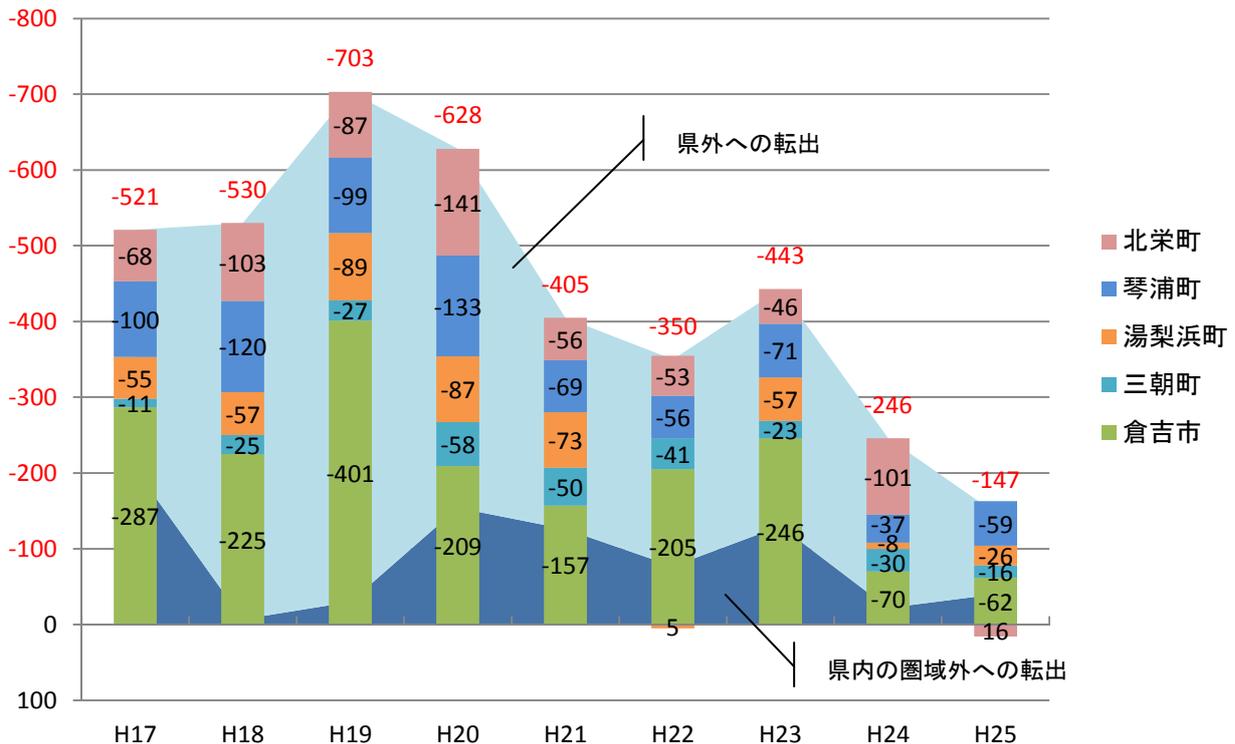
	倉吉市			三朝町			湯梨浜町			琴浦町			北栄町		
	人口動態	自然増減数	社会増減数												
平成23年	-418	-176	-242	-66	-52	-14	-75	-61	-14	-272	-152	-120	-150	-97	-53
平成24年	-317	-250	-67	-137	-74	-63	-89	-103	14	-154	-157	3	-207	-74	-133
平成25年	-418	-293	-125	-80	-79	-1	-83	-83	0	-225	-186	-39	-76	-94	18

資料：とっとり統計ナビ 鳥取県人口移動調査（単位：人）

（４） 中部圏域からの人口流出状況

鳥取県中部圏域における平成17年から平成25年にかけての鳥取県中部圏域における社会増減超過数（圏域の市町間での人口移動の除いた転入人口と転出人口の差）は、転出人口が転入人口を常に上回っている状況で、その差は平成17年にもっとも大きな状態となりましたが、その後は、平成23年を除き、減少傾向が続いています。このことから、近年では中部圏域からの人口流出が鈍化していることを示すものとなっています。

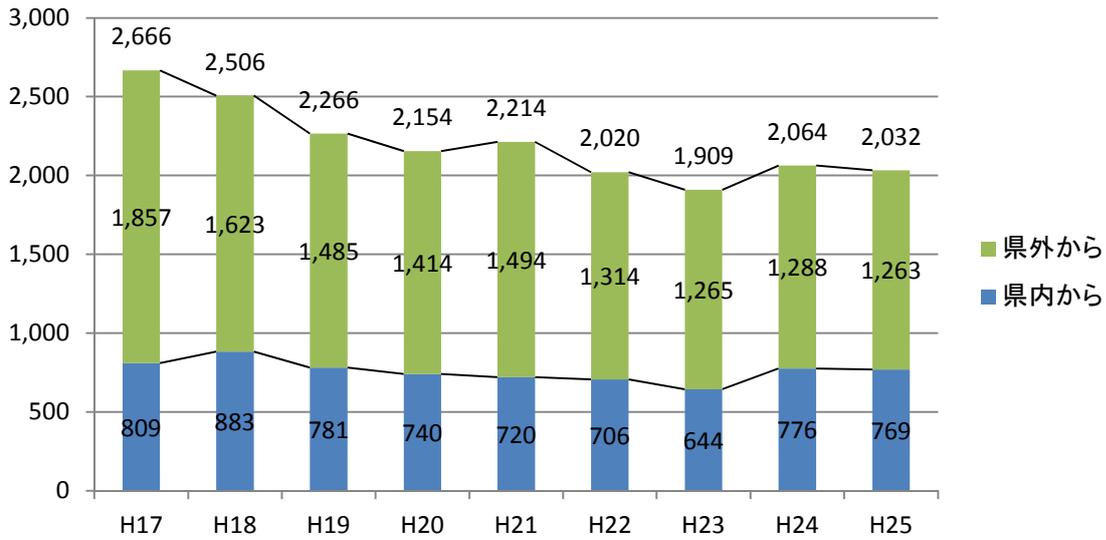
中部圏域の社会増減超過数(単位:人)



資料：とっとり統計ナビ 鳥取県人口移動調査（単位：人）

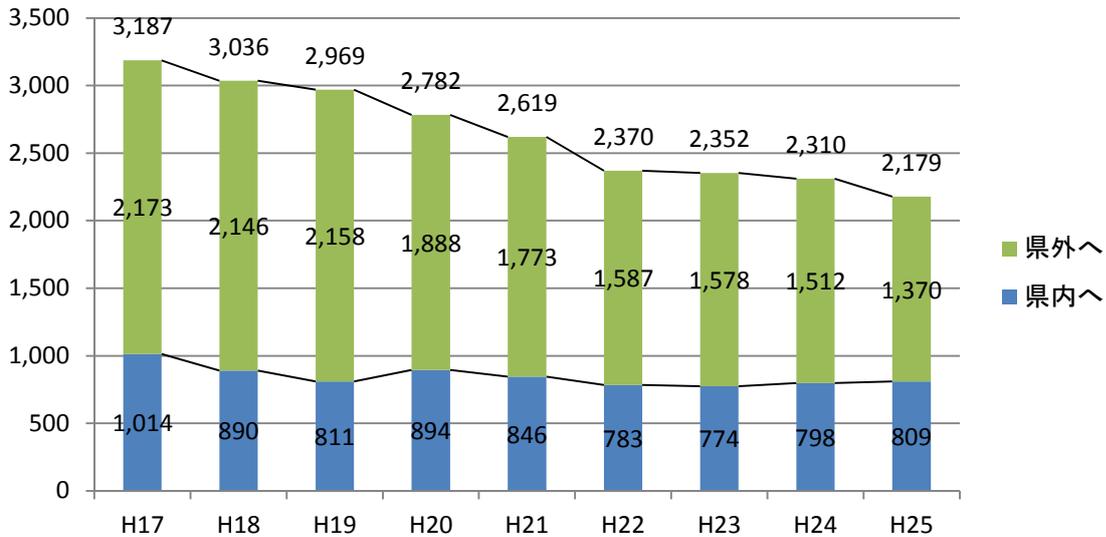
※中部圏域の市町同士での移動は除いている。

中部圏域への転入者(単位:人)



資料：とっとり統計ナビ 鳥取県人口移動調査（単位：人）
 ※中部圏域の市町同士での移動は除いている。

中部圏域からの転出者(単位:人)



資料：とっとり統計ナビ 鳥取県人口移動調査（単位：人）
 ※中部圏域の市町同士での移動は除いている。

(5) 昼夜間人口比率

中部圏域の昼夜間人口比率（常住人口100人当たりの昼間人口の割合）をみると、倉吉市では昼夜間人口比率が100を超えています、他の4町ではいずれも100以下となっています。

■昼夜間人口比率

	倉吉市	三朝町	湯梨浜町	琴浦町	北栄町	定住自立圏
平成17年	111.6	89.7	79.9	96.6	88.1	99.3
平成22年	111.4	89.9	80.9	93.6	88.8	99.0

資料：国勢調査（単位：なし）

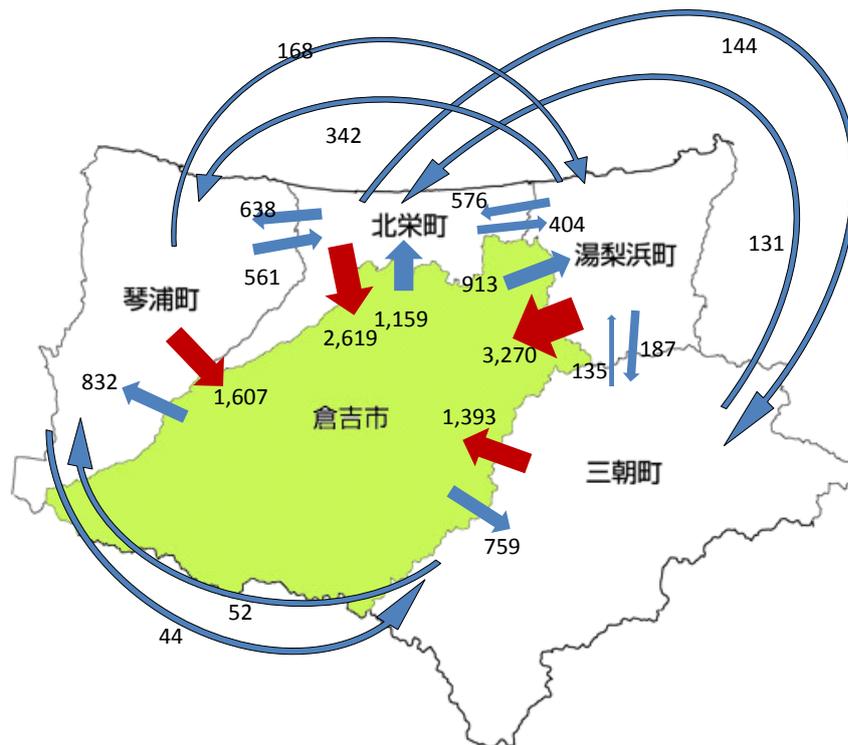
注釈：昼夜間人口比率＝（昼間人口／常住人口）×100

(6) 通勤・通学の状況

平成22年の国勢調査において、各市町に常住する就業者と通学者が圏域内の他市町へ通勤・通学している状況を見ると、4町のいずれも、倉吉市へ通う人が多くなっています。

また、倉吉市からは北栄町へ通う人が最も多く、次いで琴浦町、湯梨浜町、三朝町の順となっています。

■通勤・通学の状況

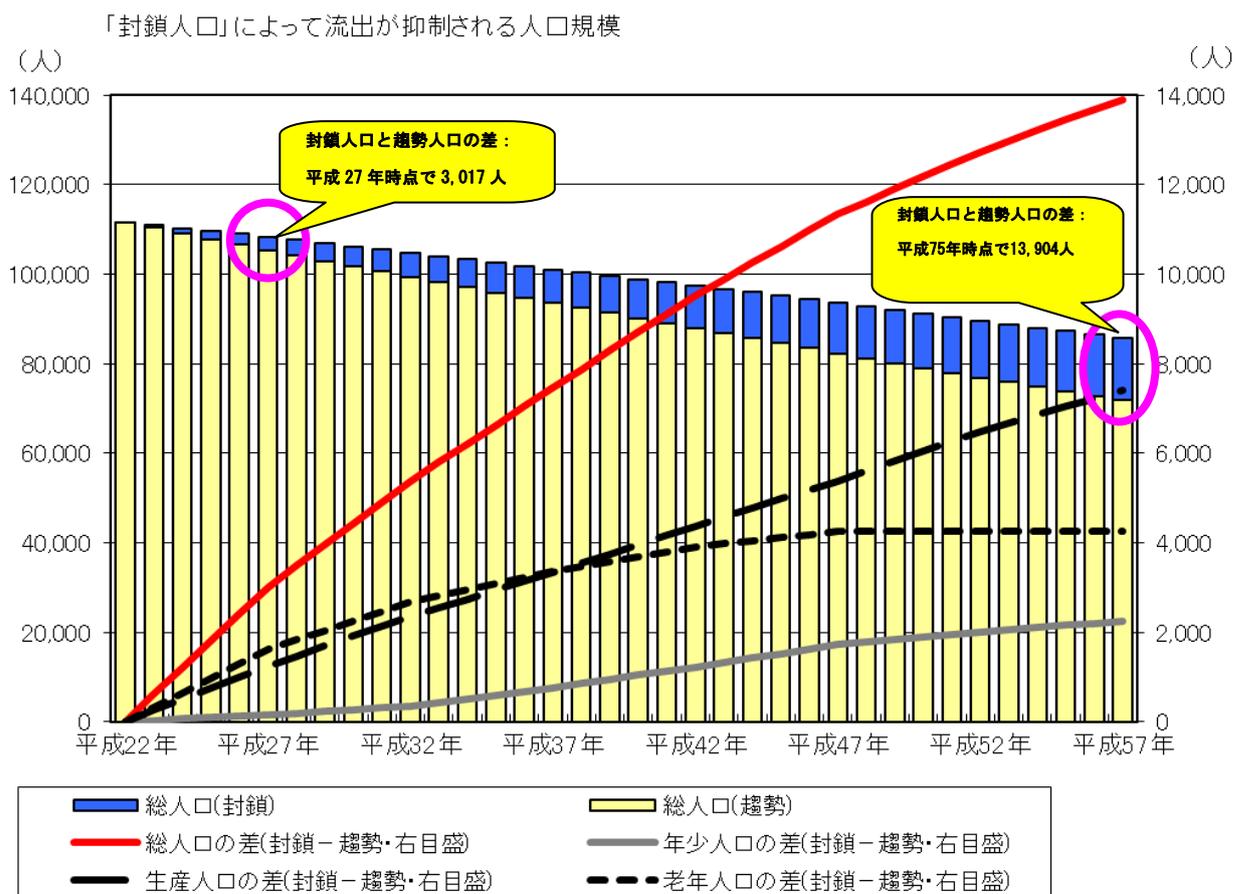


資料：国勢調査（単位：人）

(7) 将来人口

平成22年以降の将来人口は、市町によって若干の差はあるものの、いずれにおいても、今後も減少する傾向であると推測されます。また、これまでの人口推移がそのまま続くと仮定して推計した人口（趨勢人口）と社会移動が無いものと仮定して推計した人口（封鎖人口）を比較すると、30年後の平成57年には約1.4万人の差が発生するものと試算され、社会移動による減少の傾向が続いている中部圏域においては、人口の流出を抑制することが、ひとつの定住対策の目安として捉えることができるものと考えます。

■「封鎖人口」によって流出が抑制される人口規模



推計方法：平成22年～52年までは、平成17年～平成22年の各年9月30日現在の各市町の住民基本台帳人口（外国人を含む）を基に、平成22年を基準年としてコーホート要因率法により推計し、それ以降はそれ以前の推計データのトレンドを元に推計しました。0～4歳人口については、子ども女性比(0～4歳人口と15～49歳女性人口の比率)により算出しました。5歳以上人口の推計には、平成19年鳥取県生命表を使用しました。

■将来人口の推計(趨勢人口)

	平成22年	平成25年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年
倉吉市	50,977	49,274 (49,771)	48,289	45,647	43,031	40,428	37,852	35,342	33,023
三朝町	7,285	7,041 (6,985)	6,704	6,168	5,659	5,181	4,728	4,297	4,072
湯梨浜町	17,744	17,154 (17,506)	16,979	16,249	15,547	14,866	14,179	13,479	12,478
琴浦町	19,343	18,696 (18,668)	18,061	16,850	15,707	14,628	13,589	12,599	11,815
北栄町	16,193	15,656 (15,746)	15,308	14,467	13,632	12,800	11,960	11,117	10,412
定住自立圏	111,542	107,821 (108,676)	105,341	99,381	93,576	87,903	82,308	76,834	71,800

資料：各市町住民基本台帳（平成22年10月1日時点。外国人を含む）より作成（単位：人）。平成25年の括弧書きの中は同年10月1日時点の住民基本台帳人口

■将来人口の推計(年齢3区分別の趨勢人口・封鎖人口)

	平成22年	平成25年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年
趨勢人口※	111,542	107,821 (108,676)	105,341	99,381	93,576	87,903	82,308	76,834	71,800
0～14歳	14,354	13,795 (13,880)	13,422	12,478	11,465	10,516	9,634	8,887	8,202
15～64歳	66,110	63,756 (62,657)	60,226	55,033	51,089	48,013	45,289	41,434	37,927
65歳以上	31,078	31,324 (32,139)	31,693	31,870	31,021	29,374	27,386	26,514	25,671
封鎖人口※	111,542	109,632	108,358	104,749	101,044	97,419	93,649	89,574	85,704
0～14歳	14,354	13,884	13,571	12,827	12,228	11,742	11,351	10,890	10,450
15～64歳	66,110	63,331	61,478	57,381	54,426	52,388	50,668	47,917	45,324
65歳以上	31,078	32,417	33,309	34,541	34,390	33,289	31,629	30,767	39,930
封鎖人口と趨勢人口との差※	0	1,811	3,017	5,369	7,468	9,516	11,340	12,739	13,904
0～14歳	0	90	149	350	762	1,226	1,718	2,002	2,248
15～64歳	0	751	1,252	2,348	3,337	4,375	5,379	6,483	7,397
65歳以上	0	970	1,616	2,671	3,369	3,915	4,243	4,253	4,259

資料：各市町住民基本台帳（平成22年10月1日時点。外国人を含む）より作成（単位：人）。平成25年の括弧書きの中は同年10月1日時点の住民基本台帳人口

※ 小数点以下の処理により、合計等の数値が合致しない場合があります。

※ 趨勢人口…これまでの人口動態（自然増減と社会増減の和）が今後も続くと仮定して推計した人口

封鎖人口…人口動態のうち、社会増減（転入と転出の差）が全く無いものと仮定して推計した人口

封鎖人口と趨勢人口との差…封鎖人口から趨勢人口を引いた値

4 医療

倉吉市には、病院及び診療所並びに医師など、医療機関の基盤が最も整っており、三朝町には（公社）鳥取県中部医師会立三朝温泉病院など、中部保健医療圏で重要な役割を果たしている医療機関があります。他の3町では診療所が中心となり、医療を行っている状況です。医師数で見ると、倉吉市を除く4町で、特に精神科、産科などの診療科目に従事する医師の数が少ない状況となっています。

また、保健医療圏域別での入院状況は、中部圏域では、一般病床と精神病床の患者が他圏域への入院がやや高い傾向にあります。これは、一般病床については三次医療を東部・西部で行っていること、精神病床については中部に一つしか入院医療機関がないこととの関連が考えられます。しかしながら、中部の患者の85%以上は、中部圏域で入院していることから、おおむね中部圏域で医療が成り立っている状況です。

5 福祉

（1）高齢者福祉

高齢者を取り巻く状況を見ると、中部圏域の高齢化率は29.5%となっており、特に三朝町（33.1%）、琴浦町（31.7%）で高くなっています。

また、要介護（要支援）認定者では、軽度（要支援1、要支援2、要介護1）の割合が倉吉市で50%を超えています。また、中度（要介護2、要介護3）の割合は北栄町で40%、重度（要介護4、要介護5）の割合についても北栄町で27.1%と、それぞれ圏域内で最も高くなっています。

介護保険サービス等の状況では、倉吉市にサービス事業所の数が最も多く、各町では居宅サービスを中心に供給基盤が確保されている状況です。



（2）子育て支援

保育所（園）や放課後児童クラブ（学童クラブ）などの子育て支援関連の施設については、一定基盤が整えられている状況です。また、各町で整備を整備が難しい病児、病後児保育及び休日保育サービスなどは、広域で対応しています。そのほか、子育て支援について不足しているサービスなどは、各市町の次世代育成支援行動計画において、将来的に整備する方向で計画が進められています。

（3）障がい者福祉

障がい者に対する福祉サービスについては、居宅系サービスは各市町で基盤が確保されている状況ですが、施設系や日中活動系のサービスは倉吉市に集中しており、広域で対応している状況です。

6 教育

中部圏域には認定こども園が9園、幼稚園が4園、小学校が31校（分校を含む）、中学校が13校あり、各市町で教育基盤は整えられている状況です。高等学校は7校で、倉吉市、湯梨浜町、北栄町にそれぞれあり、専修学校は5校、短期大学等は2校で、主に倉吉市に集中しています。

また、体育施設についてみると、体育館、野球場、庭球場などは、全ての市町に整備されており、他にも陸上競技場、フットサルコート、ゲートボール場など、住民のスポーツ活動を促進する施設が概ね整っています。

文化・コミュニティ施設についても、各市町に図書館、博物館などが整備されているほか、倉吉市には、鳥取県立倉吉未来中心（文化交流施設）が整備されており、圏域住民の憩いの場、交流の場として活用されています。

7 産業振興

(1) 観光

中部圏域は、古くから由緒ある歴史や伝統を持った圏域であり、白壁土蔵群をはじめ、三徳山三佛寺・投入堂、由良台場跡などの史跡が多く存在する圏域です。その他にも、自然環境、景勝、温泉、祭りなど、各市町を代表する観光資源や拠点が豊富に存在しています。

そうした歴史的背景や地理的環境、風土などを活かしながら、倉吉市のレトロ（遥かなまちへ倉吉探訪）、三朝町のラジウム温泉、湯梨浜町のロハス、琴浦町のグルメストリート、北栄町のコナン通りなど、近年では、各市町がそれぞれに目を引く取組を進めており、圏域の観光振興が図られています。

こうした取り組みにより、以前は減少傾向だった圏域周辺の観光入込客や温泉地入湯客数は、平成22年度以降では若干の増加傾向がうかがえる状況となっています。



(2) 産業構造

中部圏域の産業構造について、平成22年の産業3区分別の就業者数をみると、圏域全体で53,003人となっており、その内訳は、第一次産業8,694人（16.4%）、第二次産業11,849人（22.4%）、第三次産業32,460人（61.2%）となっています。また、産業大分類別にみると、特に、農業、建設業、製造業、卸売・小売業、医療・福祉に従事する人が多い状況となっています。

重要な基幹産業の一つである農業については、農家人口が年々減少しており、平成17年から平成22年にかけて約2,200人が減少しています。そのほか、農業産出額の減少や耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く環境は一層厳しいものとなっています。

工業統計調査をみると、事業所数は減少の一途をたどっています。また、圏域における製造

業の従業員数、製造品出荷額の推移は、平成16年から平成20年までは増加傾向となっていました。平成20年のリーマンショック以降は大きく落ち込んでいます。また、商業統計調査をみると、事業所数、従業員数、年間販売額ともに、近年（平成11年から平成19年）では、概ね減少傾向となっています。

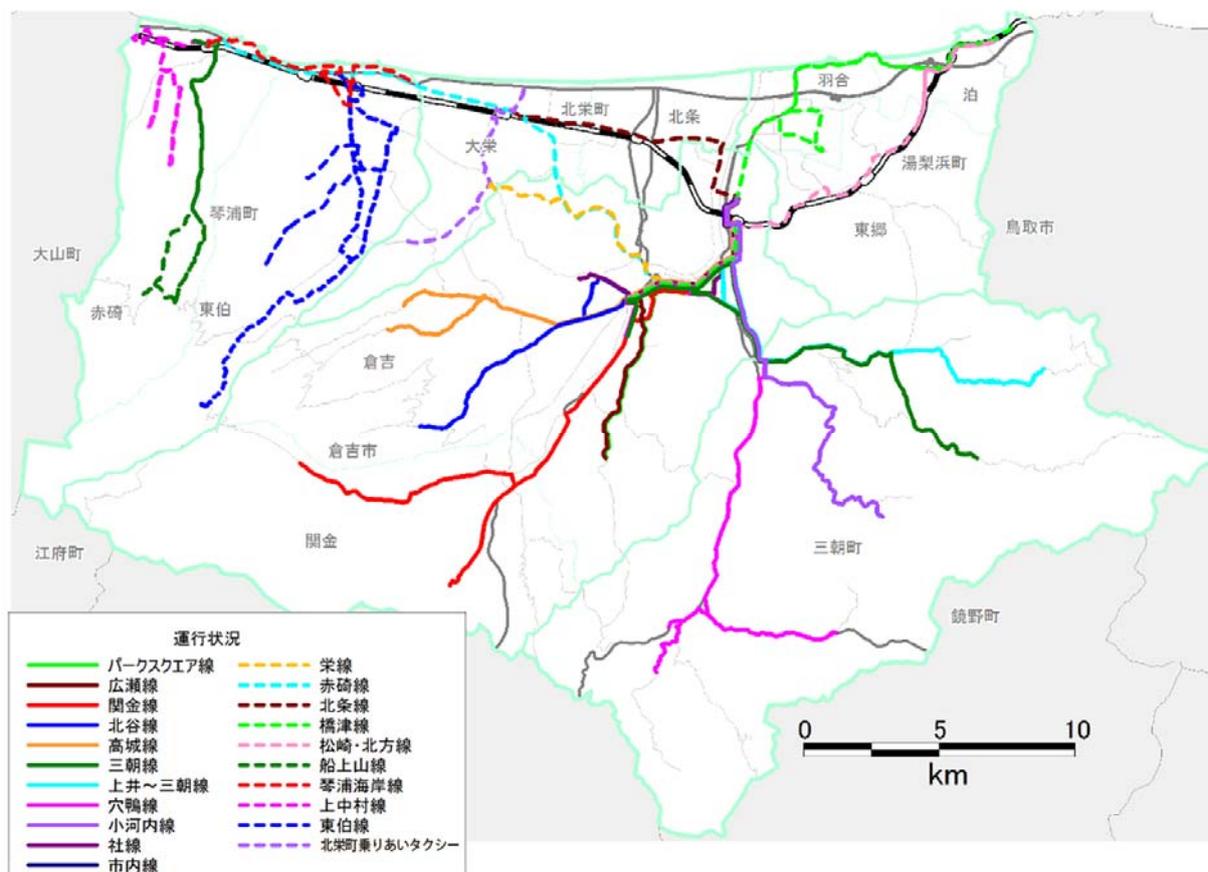
8 地域公共交通・道路ネットワーク

(1) 地域公共交通の状況

バス交通に関しては、中部圏域の玄関口である倉吉駅などを拠点に、高速バスや一般路線バスが運行されており、圏域内で1日約380便（53路線）が運行され、圏域住民の重要な移動手段となっています。その他にも、ワンコインバス、コミュニティバス、デマンド運行バス、NPO法人による過疎地有償運送の実施や乗合タクシーの運行など、各市町でコミュニティに合った地域の交通網を補完する交通サービスが実施されている状況です。また、三朝町以外の各市町にはJR各駅が整備されており、鉄道も利用できる環境が整っています。

なお、平成22年に鳥取県中部地域公共交通協議会が実施した住民アンケートによると、普段の移動手段として何らかの公共交通手段を利用している人の割合は、全体の2～4割程度となっています。

■バスの路線図



(2) 道路ネットワーク

広域道路については、山陰道や北条湯原道路など、圏域内外を連結する地域高規格道路やインターチェンジ等が各市町に整備されつつあります。これにより、都市圏へのアクセス時間の短縮や生活圏の広がりなど、住民生活にとって利便性を高める道路ネットワーク網が形成されます。

また、圏域内の道路は、国道9号、179号、313号を基幹に県道、市町道、基幹農林道などが結ばれており、相互に連携し、利用しやすい道路ネットワークが形成されています。

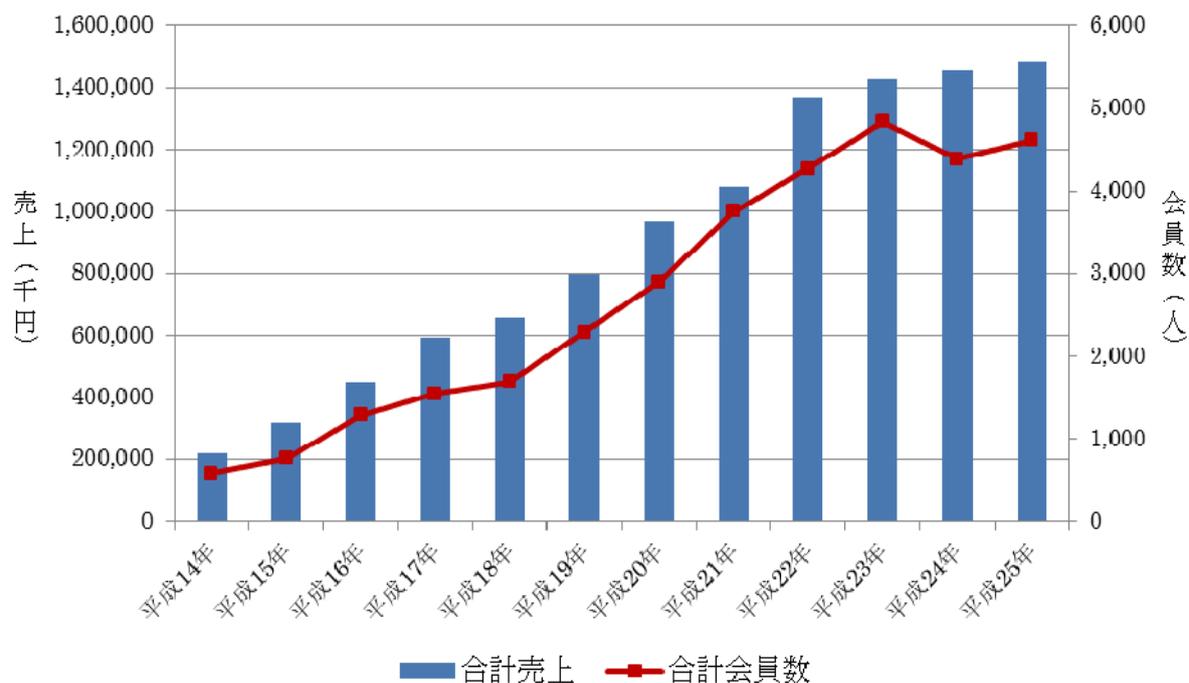
9 地産地消

特産物は、梨、スイカ、メロン、ぶどうなどの農産物、和牛（肥育・繁殖）、乳牛、生乳、玉子などの畜産物、しいたけ、しめじ、竹炭、竹酢液などの林産物、シジミ、鮮魚などの水産物など、地域食材が豊富に存在しています。また、水を活かした地酒や醤油づくりも行われており、各市町の特色を活かした品目が豊富にあります。

また、鳥取中央農業協同組合の取組として、ハワイ夢マートやあぐりポート琴浦、満菜館など、圏域内に8つの直売所が設けられており、その年次販売額は、平成23年度に14億円を超え、その後の増加を続けています。また、その会員数も年々増加し、平成21年の約3,700名に対し、平成25年度は約4,600名まで伸びている状況です。

そのほか、食育に関する取組も鳥取中央農業協同組合、商工会議所などの関係機関と行政、学校、保育園（所）など圏域全体で進められています。

■年次別販売額と会員数の推移(圏域内の8つの直売所の合計)



資料：JA鳥取中央

10 移住・交流

移住に関する受け入れ事業の取組として、空き家バンク登録制度が進められており、倉吉市、湯梨浜町、琴浦町、北栄町で売買・賃貸物件の紹介や助成支援などが実施されています。

また、圏域内の住宅整備状況（平成20年住宅・土地統計調査）では、圏域内の専用住宅総数31,710戸のうち、持ち家数は24,910戸（78.6%）となっています。平成22年の国勢調査では、県内で三朝町の持ち家比率が12位、琴浦町の持ち家庭延べ面積（1世帯当たり）が3位となっています。

11 情報・広報

広報については、広報紙やホームページなどを活用して情報が発信されています。倉吉市では、情報通信基盤を利活用し、インターネットでのメール配信サービスやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、ケーブルテレビでのL字情報サービス（三朝町を含む）なども実施しています。

なお、圏域内のケーブルテレビは、日本海ケーブルネットワーク株式会社（NCN）が倉吉市と三朝町を、鳥取中央有線放送株式会社（TCC）が湯梨浜町、琴浦町、北栄町を放送エリアとして運営しており、その加入率は、各町で7～9割程度、倉吉市で約6割となっています。

12 人材

中部圏域のボランティア団体・NPO法人数（平成25年）をみると、167団体（うちNPO法人数は37団体）となっており、住民による各種のまちづくり活動の取組によって、地域活動が支えられています。

また、活動分野別の団体数の内訳をみると、ボランティア団体、NPO法人による活動において最も多いのは、保健・医療・福祉の分野（94団体）であり、その他に、まちづくり（59団体）、環境保全（44団体）、子どもの健全育成（43団体）の分野が比較的多くなっています。

第3章 圏域の課題と可能性

1 圏域の課題

圏域の総人口は昭和60年以降、減少に転じており、現状のまま推移すれば、少子高齢化の進行とともに地域活力の一層の低下が懸念されます。

全国的な人口減少社会の到来に対して、活力と魅力にあふれた地域社会を維持・創出していくためには、子どもや女性、高齢者などを含め、より多くの人々が活躍できる「活動の場」と「活動の機会」の創出に努めることが必要となっています。

今後の流出人口を抑制するため、住み良さ・暮らし良さを向上させる取組を充実するとともに、圏域外をはじめ、国内外からも人を呼び込むため、圏域全体の付加価値を高めて交流を活性化させ、圏域内に消費や人の流れを促すことが求められています。

(1) 暮らしを支える生活分野に関連する課題

- ① 二次保健医療圏として、倉吉市や三朝町に中心的な医療機関が配置されていますが、平日夜間における一次救急体制の整備や二次救急から三次救急への搬送体制の改善など、救急医療体制の充実が必要となっています。また、小児科医や産科医の不足、在宅医療体制の充実、無医地区の集落への対応や通院手段の確保などの課題もあり、誰もが安心して暮らせる医療サービス体制の構築が求められています。
- ② 今後ますます進む少子高齢化の波に対応するため、福祉サービスの質の向上や格差の解消、地域に根差した福祉の充実が課題となっています。また、子育てに悩む家庭へのサポート体制など地域の実情に応じた支援が求められています。また、県内における若年の妊娠人工中絶の件数が全国平均を上回る状況にあることから、思春期保健対策の推進も求められています。
- ③ 一定の教育機関が整っている一方で、家庭教育の問題をはじめ、子育てに関する教育相談体制の充実や不登校児童・生徒の増加などが課題となっています。また、体育施設・生涯学習施設についても、住民の生活へのニーズが複雑化する中、多様な学習・スポーツの機会の提供が求められており、より利用しやすい環境の整備、施設の機能の維持・充実、施設の有効活用に関する方策の検討等を進めることが必要となっています。

(2) 活力・元気を生み出す産業分野に関連する課題

- ① 基幹産業のひとつである第一次産業（特に農業）については、輸入自由化による国際競争や産地間競争の激化など、それらを取り巻く環境が厳しい状況下にある中、安定的に所得・収益を確保することが難しくなっており、農家戸数や農業人口の減少、就業者の高齢化、後継者不足といった課題に直面しています。また、そうした状況を背景に、耕作放棄地が増加し、経営耕地面積も年々減少しており、今後ますます生産性の低下や環境保全への悪影響を招くことが懸念されます。

- ② 第二次産業や第三次産業についても、景気の長期的な低迷を背景に、地場産業の衰退、雇用情勢の不安定化が進んでおり、人口定住に必要な就業の場の確保の点でも産業・経済の活性化は喫緊の課題となっています。
- ③ 郊外での大型店舗の出店が目立つ中、市街地での空洞化が進んでおり、活気や賑わいが少なくなっている状況がうかがえます。そのため、空き店舗の利活用などにより、若者や高齢者が集い、活動できる場所づくりなど、新たな活気や賑わいを創り出す取組が必要となっています。
- ④ 豊富な農産物・水産物を活かすためのブランド化、高付加価値化による収益性を促す仕組みづくりが求められています。
- ⑤ 観光面では、各市町がそれぞれの豊富な地域資源を活用して観光振興を進めていますが、多様化・拡大化する観光ニーズに対応するため、積極的な広域観光の推進が必要となっています。また、今後は、国際的に広がる観光ニーズを捉え、新たな交流と地域の活性化を生み出すインバウンド（海外からの旅行者）への受け皿づくりも必要となっています。

(3) 賑わいを生み出す結びつきやネットワーク分野に関連する課題

- ① 豊かな地場の農産物、水産物について、圏域内で消費していく体制が不十分な面もあるため、圏域内での地産地消を更に推進するとともに、圏域外で消費する取組も強化していくことが重要となっています。
- ② JR、高速バス、路線バス、地域コミュニティでの移動手段など、様々な交通手段が整備されていますが、連結・連携の体制が不十分となっています。特に、公共交通の基幹である路線バスは、利用者の不足、一部の非効率な路線体系などにより、安定的な経営が困難になっており、サービス水準が維持できないといった課題がうかがえます。また、今後、更に超高齢社会が進展していく中で、高齢者の通院・買い物など生活に不可欠な交通手段の確保についても必要性が高まっています。
- ③ 移住に関する取組やニーズは増えているものの、受け入れをする側の住民意識の不足や雇用状況の問題で、定住化を促進できない状況がうかがえます。
- ④ 「都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査（平成17年農林水産省調査）」では、都市に住む人が農山漁村地域で滞在中にしたいこととして、「温泉」、「観光地めぐり」、「名物料理を食す」、「そば打ちや乳製品の加工品づくり」が回答割合の高い項目となっています。中部圏域には、こうしたニーズを満たす要件や資源が十分に備わっているため、今後は、そうした資源の情報提供や各種活動のネットワーク化を促し、ニーズとのマッチングを図るサポート体制の充実が求められています。
- ⑤ 圏域内のケーブルテレビの情報は2分化されており、圏域内で受け取る情報が統一できていないため、圏域内の情報の共有化が望まれています。また、高度情報化社会の形成のため、情報通信技術（ICT）を利活用した情報発信の強化に関する取組も重要となっています。

(4) 地域づくりを担う人材育成に関連する課題

① 住民のライフスタイルが多様化し、住民ニーズがより複雑化・高度化する一方で、行政職員はその数が限られており、多くの事務や業務を兼務でこなしていかなければならず、人材の確保や育成が課題となっています。また、高度化する行政ニーズに対応するため、より専門的な知識や技術の習得が求められています。



② ボランティア団体やNPO法人などの活動は活発ですが、分野によっては各種の取組を連携させることで、より効果的な取組が期待できるため、今後、関係団体間の情報の共有化や人材交流など、圏域内のネットワーク化を図り、有機的に連携していくことが重要となります。

③ 全国的な財政難や各種事業が縮小される傾向の中、公的支援だけでは住民生活の質を維持していくことが困難となっており、共生・協働の視点から、行政と住民、企業、学校、NPO法人等の圏域社会の様々な主体が、明確な役割分担と責任のもとで、お互いに連携し、まちづくりを進めていくことが求められています。そのためにも、地域のまちづくり活動を支援し、公共サービスを補完する新しい公共の担い手を育成する仕組みづくりが、ますます重要となっています。



2 圏域の可能性

中心市である倉吉市と、圏域を構成する三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町の4町が有機的に連携し、以下の可能性を最大限に高めることで、定住自立圏として発展していくことが期待されます。

(1) 美しい自然環境が整った魅力的かつ豊富な地域資源が存在する圏域

白い砂浜と青く輝く日本海をはじめ、天神川に代表される河川、打吹山、三徳山、船上山に代表される山岳、東郷池、北条砂丘など、中部圏域を構成する市町それぞれに代表的な自然環境があり、この美しく恵まれた水と緑の環境は、この圏域の大きな魅力となっています。

そうした肥沃な大地、豊かな風土からは、梨、スイカ、メロンなどの農産物、和牛、乳牛などの畜産物など、県内でも有数の特産物が数多く生み出されています。

そのほかにも、文化財指定件数は県内で上位であり、由緒ある多くの歴史文化物・名所が存在しています。このような豊富な地域資源を有効に活用することで、圏域の魅力を向上させる可能性が高まります。

(2) 安全・安心を感じられる質の高い生活支援・サポート基盤がある圏域

医療については、県内の二次保健医療圏としての基盤が整っており、それぞれの医療機関が専門性を活かして連携しています。また、福祉サービスについては、種類・数が多く、介護や子育てサービスなどの福祉分野では、一定の生活支援やサポート体制が確保されており、中部圏域に住む人が安心して生活できる環境が整っているといえます。

教育の面でも、学校教育、社会教育などの面で学習環境・施設環境が整っており、今後も、それらの基盤整備とネットワーク化を更に充実していくことで、誰もが安全に安心して暮らしていける質の高い圏域づくりが可能となります。

(3) 圏域を支える産業基盤と特色ある産業構造をもった圏域

地場産業の低迷傾向はあるものの、圏域を構成する各町の就業率は全国平均を上回っており、県内でも比較的高く、特に女性の就業率が非常に高いものとなっています。また、倉吉市は人口千人当たりの事業所数、従業者数、商店数が県内トップクラスとなっています。圏域内の産業構造（就業者数の内訳）としては、農業、製造業、卸売・小売業、医療・福祉業の分野に従事する人が多くなっており、前述したように、特に医療・福祉基盤の整ったこの圏域では、医療・福祉産業がまちの一大産業ともなっています。

圏域の豊かな資源や特色ある産業構造を活かした6次産業の創出、また、農商工連携・産学官連携等によるものづくり産業の強化などにより、農林水産業の振興や地場産業の育成を図るとともに、圏域の強みである医療・福祉産業の伸張や新規産業の誘致等によって、一体的に産業の活性化がなされ、経済基盤の強化、就業環境の充実が進むものと期待されます。

(4) 人とモノの交流を生み出すツーリズム要素の多い圏域

多種多様な歴史、伝統文化を併せ持つ倉吉市、県内でも有数の温泉資源のある三朝町、ロハスを推進しスローライフを感じることでできる湯梨浜町、牛乳やあごカツカレーなど独自の地場グルメを生み出している琴浦町、環境への取組や漫画によるオリジナルなまちづくりを推進する北栄町。中部圏域には、各市町が持つ独自の観光施設と豊富な観光資源が点在しています。また、各市町に豊かな自然環境と農畜産物や水産物などの資源が豊富にあり、訪れたい要素（ツーリズムに繋がる要素）が多分に備わっている圏域であるといえます。

こうした資源を広域的に結びつけ、他分野とも連携を図ることで、圏域内・外との交流がますます活発になり、圏域外から足を運ぶ機会が大きく広がります。

(5) 県の中央部に立地する利便性を活かせる圏域

県の中央部に位置する中部圏域は、岡山県、鳥取・因幡圏域、中海圏域と隣接しており、山陰地方の東西あるいは南北の交流・連携の要として、重要な位置付けとなっています。また、鉄道網や高速バスをはじめ、鳥取空港・米子空港からの飛行機を利用して、主要都市へのアクセスが可能な環境もあります。

今後、北条湯原道路の整備が進むことにより、山陰自動車道や米子自動車道へのアクセス時間がより一層短縮されます。こうした立地を活かし、更なる利便性の向上を図ることが可能となります。

(6) 「中部はひとつ」という連携意識の高い圏域

中部圏域は、圏域を構成する各市町間の移動が30分以内にはできる距離・範囲となっています。そのため、昔から「中部はひとつ」という強い連携意識のもと、単独市町で解決できない課題等に対し、鳥取中部ふるさと広域連合を設置し、その機能を活用して、各市町が連携しながら様々な取組を行い、課題解決に当たってきた背景があります。

また、「ボランティア活動」の行動者率が全国第4位（平成23年社会生活基本調査）となった鳥取県の中でも、ボランティア活動やNPO活動が盛んな圏域でもあります。

このような要素から、今後も鳥取中部ふるさと広域連合の機能を活用し、各市町間の連携をより一層強めて広域的な課題に対応するとともに、併せて、地域活動の担い手の育成とNPO法人等の圏域社会の様々な主体と連携することによって、細部の課題へ対応できるきめ細やかな圏域づくりが可能となります。

この圏域の特色でもある「絆を大切にする温かい気風を持った土地柄・気質」こそ、人と人とを結び付け、定住を促進するのに欠かせない要素です。



第4章 圏域の将来像

1 圏域の将来像

現在、我が国は、本格的な人口減少社会を迎え、地方圏のみならず都市圏の人口まで減少していく厳しい情勢にある中、国際競争の激化による産業の低迷・衰退、社会保障費の増加、地球規模での環境問題など、地方自治体を取り巻く環境は、より一層、複雑化・多様化の様相をみせています。また、地方分権から地域主権への流れとともに、基礎自治体における役割や責任はより一層重要なものとなっています。

中部圏域には、美しい自然環境、医療・福祉などの生活支援サービス、山陰地域の要所としての地勢、農畜産物をはじめとする彩り豊かな資源、歴史・伝統ある産業基盤、各市町独特の観光資源や拠点などがあり、この圏域に備わっている各種の資源や環境は、今後も圏域の発展を支える可能性を多分に有しています。

また、この圏域を構成する1市4町は、古くから文化・伝統面や経済面において深い繋がりを有しており、人と人とを結び付ける絆を大切にする風土が培われています。そのような結び付きは、近年の高速交通網の整備や情報通信網の発達により、ますます強くなっています。

中部圏域は、このような圏域の絆をさらに強め、倉吉市と周辺の4町の機能を有機的に連携させ、有力な資源や環境を最大限に活かしながら、圏域全体、そして地域の一人ひとりが「自立」した社会の構築を目指します。また、それにより、圏域の特性でもある“癒し”の要素を伸ばしつつ、新たな“活力”を育み、圏域の豊かな生活価値（＝暮らし良さ、魅力等）を高め、人やモノの交流を更に促進する、山陰地域の要所としてなくてはならない圏域づくりを進めます。

このような方向性をふまえ、圏域の将来像を以下のように設定します。

■中部圏域の将来像

発進！ とっとり中部

～ 絆と自立、癒しと活力を育む圏域 ～

- 発進**・・・未来へ向かって中部圏域の皆で「さあ、やろう」という姿勢、「Let's Go (レッツゴー)」・「Start (スタート)」の声、より良い圏域づくりに挑戦するために「共に汗を流していこう」という意味を表しています。また、魅力や情報の“発信”、新しいことを始めていく“発・新”の意味も含んでいます。
- とっとり中部**・・・1市4町の圏域、“中部はひとつ”を表しています。
- 絆**・・・1市4町の連携、行政と地域の協働、人と人との支え合い、圏域内外の交流、中部圏域の絆を大切にするあたたかな風土などを意味しています。
- 自立**・・・中部にしかないアイデンティティや地域資源を活かし、現状の厳しい社会情勢の中でも、圏域全体の経済・生活の向上を図ることの宣言・決意を表しています。また、定住促進により持続可能な圏域社会の構築という定住自立圏構想そのものの目的も示しています。
- 癒しと活力**・・・“癒し”（＝医療・福祉などの生活機能、歴史・文化、豊かな資源、風土など）と“活力”（＝産業、雇用、交流など）によって、暮らし良さと魅力を生み出していくことを意味しています。それにより、若者や子ども、圏民すべてが夢や希望を持って、元気に、生き活きと躍動することを示しています。

2 圏域づくりの基本方針

圏域の将来像の実現に向けて、圏域づくりの基本方針を以下のように定めます。

■美しい自然環境、多彩な地域資源を活かした圏域づくり

豊かさ・魅力

中部圏域は、水と緑に囲まれた豊かで美しい自然環境が大きな魅力であり、そして、この風土から歴史・伝統文化、農畜産物や水産物など、様々な地域資源が生まれています。そのため、このような有用な資源を再認識し、1市4町が一体となって、有効かつ最大限に活かす圏域づくりを進めます。また、恵まれた環境を守り、次の子どもたちの世代に誇りを持って引き継いでいけるよう、自然環境にも配慮した取組を推進します。

■安全・安心が確保された住み良い圏域づくり

安全・安心

住民の暮らしや生活を支える医療、福祉などの基盤・サービスの充実を図り、また、教育面においても、学ぶことができる環境を整備することで、生活の質などの好条件を更に充実するように取り組みます。そのほか、消防や防災体制など、大規模な事故や災害などへの体制の強化、住環境への配慮など、住む人が安全・安心に暮らせる住みよい圏域づくりを進めます。

■活力・元気を創出する魅力ある圏域づくり

活力・元気

圏域の魅力の一つとなっている観光分野において、ネットワーク化を図り、広域的な観光基盤の整備を推進します。また、地域資源を活かした6次産業の創出やものづくり産業の強化など、農林水産業の振興や地場産業の育成を図るとともに、医療・福祉産業の伸張や新規産業の誘致等によって、産業の活性化や雇用の創出に努めることで、圏域の活力・元気を生み出す圏域づくりを進めます。

■人・モノ・情報の流れを促し、結びつきを強める圏域づくり

多様性・交流

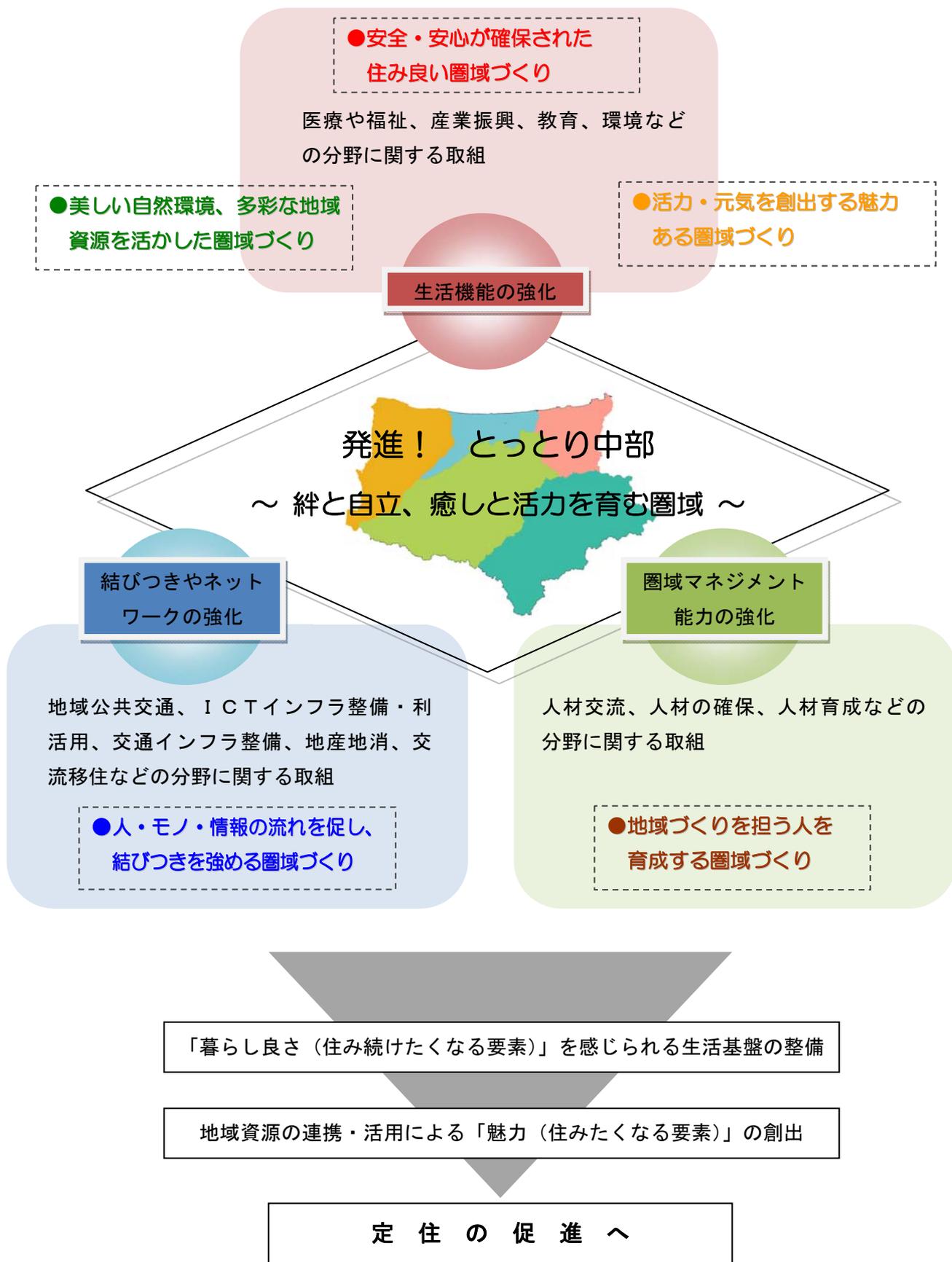
中部圏域は、多様なツーリズム要素のある資源や環境を備えており、様々な関係機関や団体と連携し、これらを複合的に活用していきます。また、定住促進の取組や公共交通などのアクセス環境の充実、情報の共有と発信力の強化によるネットワーク化の充実・強化を図り、人・モノ・情報の流れや結びつきを強める圏域づくりを進めます。

■地域づくりを担う人を育成する圏域づくり

連携意識・絆

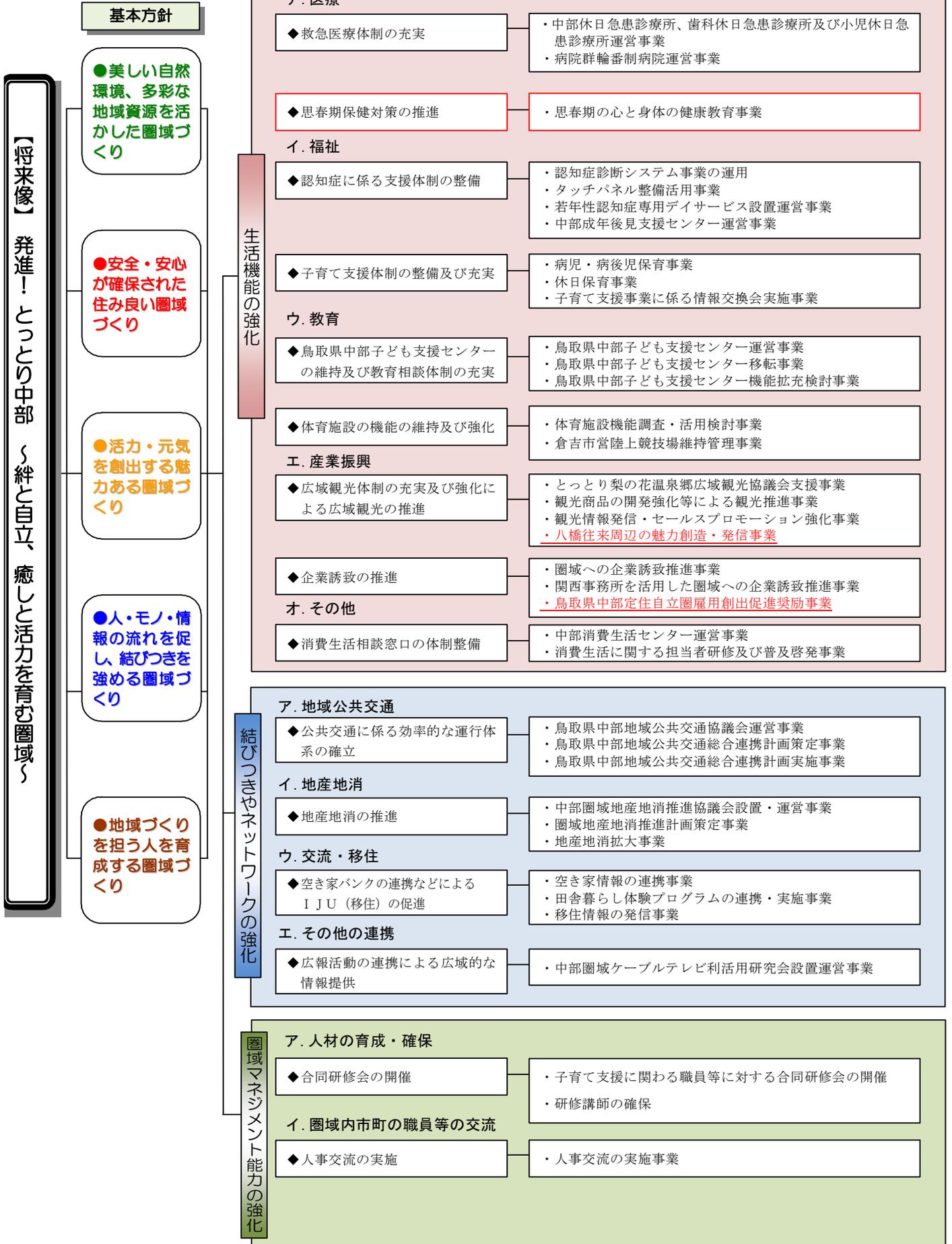
古くからの連携意識の強さから生まれた圏域内での盛んなボランティア活動やNPO活動、地域活動や助け合い活動などを更に促進するよう、人材の育成・確保に努めます。また、そうした活動を行政・企業・学校などの取組とも一体的に連携させ、地域みんなで「中部はひとつ」の圏域づくりを進めます。

■圏域の将来像、圏域づくりの基本方針と定住自立圏構想の3つの視点との相関図



第5章 定住自立圏形成協定に基づく具体的な取組

■ 全体像(体系図)



生活機能の強化

ア. 医療

◆ 救急医療体制の充実

(1) 取組の概要

【現状と課題】

鳥取県中部圏域の救急医療体制は、初期救急医療体制と二次救急医療体制とがありますが、中部圏域には救命救急センターはなく、県立厚生病院が救命救急センターに準ずる機能を果たしています。しかし、重症熱傷等の対応困難なものについては、東部・西部へ搬送し、対応しており、当面、三次救急医療機関への搬送体制の確保・改善が求められています。

初期救急医療体制としては、鳥取県中部医師会及び鳥取県中部歯科医師会等と連携して、中部休日急患診療所、二次救急医療体制としては、病院群輪番制により8病院¹が分担して日曜日及び祝祭時の救急診療に対応していますが、勤務医にとって休日、夜間の勤務は負担が大きいため、救急医療に対応できる医師のさらなる確保が必要です。

【取組の方針】

鳥取県中部医師会等との連携による初期救急医療体制等の充実、平日夜間の医療体制確保に加えて、休日の二次救急医療が24時間確保できる体制を維持するため、継続的な支援と併せて夜間・休日の適正受診の周知を図ります。また、三次救急医療機関への搬送体制の確保・改善に向け引き続き検討を行います。

(参考1)

救急告示病院（鳥取県立厚生病院・野島病院・清水病院・藤井政雄記念病院）

病院群輪番制病院（救急告示病院＋北岡病院・垣田病院・信生病院・三朝温泉病院）

定住自立圏形成協定の規定の内容

取組の内容	圏域における初期救急医療体制及び二次救急医療体制を、鳥取県中部医師会等と連携して維持し、及び確保するため、救急医療体制の診療機能として必要な運営及び施設、設備等の整備に対し支援を行う。
倉吉市(甲)の役割	①救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証を行う。 ②救急医療体制を充実させるための事業の企画及び連絡調整を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。
関係町(乙)の役割	①救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証に協力する。 ②救急医療体制を充実させるための事業の企画を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標①	初期救急医療施設（休日急患診療所、小児・歯科休日急患診療所）の利用者数
指標②	初期救急医療施設（平日夜間診療）の利用者数
指標③	二次救急医療施設（病院群輪番制病院）の利用者数

イ. 実績

成果の状況		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
指標①	目標 (人)	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
	実績 (人)						
指標②	目標 (人)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	実績 (人)						
指標③	目標 (人)	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	
	実績 (人)						

(2) 具体的な事業

事業名	中部休日急患診療所、歯科休日急患診療所及び小児休日急患診療所運営事業						
内容	<p>休日及び休日の夜間に発生する急病者の医療を確保するため、鳥取県中部医師会及び鳥取県中部歯科医師会等と連携して休日急患診療体制を維持するとともに、感染性の高い急病者の医療を確保するため、鳥取県中部医師会と連携して平日夜間の診療体制を確保します。</p> <p>また、初期救急医療体制の診療機能として必要な施設、設備等の整備に対する支援を行います。</p>						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> 初期救急医療体制を充実させるための事業の企画及び連絡調整を行います。 広報の企画及び周知活動を行います。 事業に必要とされる経費の支出を行います。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> 初期救急医療体制を充実させるための事業の企画を行います。 広報の企画に協力し、周知活動を行います。 事業に必要とされる経費の支出を行います。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		13,710	13,710	13,710	13,710	13,710	68,550
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	休日救急診療所の維持管理					→	
活用を想定する補助制度等 (補助率等)							
病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置(負担額の8割)							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> 倉吉市と関係町は、休日救急診療所の運営費及び施設整備に必要な費用を負担します。 なお、運営費については、関係市町の負担額は利用人数で按分することとし、各年度の負担額及び財政措置額の上限は、その都度、関係市町で協議します。また、施設整備等に要する費用負担が発生する場合には、関係市町で協議します。 							

事業名	病院群輪番制病院運営事業						
内容	休日及び夜間における重症急病患者の医療を確保するため、鳥取県中部医師会と連携して病院群輪番制方式による救急医療体制を維持します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> ・二次救急医療体制を充実させるための事業の企画及び連絡調整を行います。 ・広報の企画及び周知活動を行います。 ・事業に必要とされる経費の支出を行います。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・二次救急医療体制を充実させるための事業の企画を行います。 ・広報の企画に協力し、周知活動を行います。 ・事業に必要とされる経費の支出を行います。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		8,454	8,454	8,454	8,454	8,454	42,270
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	病院群輪番制の維持					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置(負担額の8割)							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市と関係町は、病院群輪番制の運営に必要な費用を負担します。 <p>なお、関係市町の負担額は利用人数で按分することとし、各年度の負担額及び財政措置額の上限は、その都度、関係市町で協議します。</p>							

◆ 思春期保健対策の推進

(1) 取組の概要

【現状と課題】

鳥取県の人工妊娠中絶の状況は、例年高く推移しており、大きな課題となっています。また、年代別にみると、20歳代の実施率が高く、それ以外の年代も全国と比べて高い状況にあり、若い世代だけではなく、全年齢を通じて考えなければならない課題になっています。

中部圏域においては、中部福祉保健局が中心となり思春期の性に係る健康問題ワーキングの取組みが行われていますが、今後も、圏域の市町と県や関係機関との連携により、圏域での思春期保健対策についての取組みを更に推進します。

【取組の方針】

リプロダクティブ・ヘルス・ライツの概念により、人工妊娠中絶の減少に向けて関係機関と連携して、思春期の保健対策を推進する。

※リプロダクティブ・ヘルス・ライツ：性と生殖に関する健康と権利

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	県と共同で、鳥取県中部医師会、学校を始め、関係機関との連携により圏域における人工妊娠中絶の減少、性感染症の予防を始めとする思春期の性に係る健康課題への取組みを更に推進する。
倉吉市(甲)の役割	①思春期の性に係る健康課題及び体制を充実させるための検証を行う。 ②思春期の性に係る健康課題への取組みに必要な事業の企画及び連絡調整を行う。 ③関連する事業に必要な経費の支出を行う。
関係町(乙)の役割	①思春期の性に係る健康課題及び体制を充実させるための検証に協力する。 ②思春期の性に係る健康課題への取組みに必要な事業の企画を行う。 ③関連する事業に必要な経費の支出を行う。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標①	人工妊娠中絶率（20歳未満）
-----	----------------

イ. 実績

成果の状況		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
指標①	目標 (%)	7.4%	7.2%	7.0%	6.8%	6.6%	
	実績 (%)						

(2) 具体的な事業

事業名	思春期の心と身体の健康教育事業						
内容	リプロダクティブ・ヘルス・ライツの概念に関する知識の普及・啓発について、小・中・高一貫した教育体制を構築します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携して事業の企画及び関係機関との連絡調整を行います。 ・県との連携により圏域住民を対象とした啓発事業を行います。 ・県及び市と連携して事業の企画及び関係機関との連絡調整を行います。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		300	300	300	300	300	1,500
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	啓発事業					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市は啓発事業に必要な費用を負担します。 ・関係町は啓発事業に必要な費用を負担します。 							

◆ 認知症に係る支援体制の整備

(1) 取組の概要

【現状と課題】

近年、要介護認定者数の増加とともに、認知症高齢者数も増加しています。出現率は、65歳以上では10人に1人、85歳以上では3人に1人といわれ、今後も認知症高齢者数は増加していくと予想されます。

こうした状況の中、認知症に対する偏見や理解不足により、周囲が困惑する症状が発生してから医療機関に相談を行うケースが多く見受けられます。このため、医療機関と連携しながら、早期の段階から適切な診断や対応を行うことのできる体制づくりが必要となっています。

また、若くして認知症になると、就労の継続が困難となり、経済的に厳しい生活状況に追い込まれ、社会的な活動ができなくなります。また、介護保険制度のデイサービスを利用しても、世代が合わないことから居場所がないと感じ、なじめない場合があります。このため、若年性認知症の人でも安心して通所ができ、生きがいを持って活動できる居場所が必要となっています。

さらに、認知症高齢者等が消費者被害や虐待を受けるケースが増加しており、認知症高齢者等が尊厳を持ち、安心して地域で生活していくためには、専門機関と連携し、サポートを行う体制づくりが必要となっています。

【取組の方針】

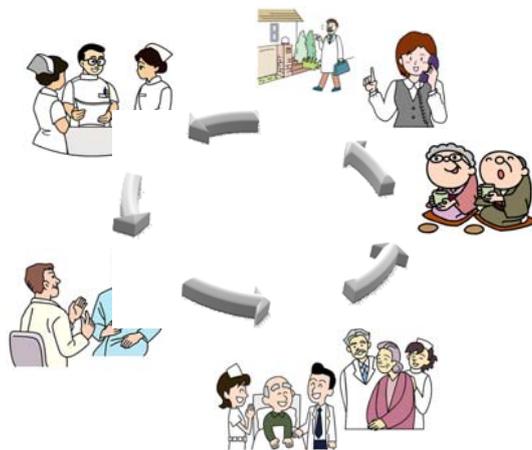
タッチパネルを利用した簡易検査で認知症を早期に発見し、医療機関との連携を図りながら適切な診断・治療を行い、認知症になっても地域で安心して暮らし続けることができるようにしていきます。

若年性認知症の人が、生きがいを持って活動できる場を提供していきます。

中部成年後見支援センターの運営を支援し、認知症高齢者等の権利擁護を図っていきます。

(参考1)

鳥取県の認知症高齢者数：鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン（平成21年3月策定）



定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	認知症に係る支援体制を整備するため、認知症を早期に発見し、医療機関との連携を図りながら適切な診断・治療を行う。 若年性認知症の人が、生きがいをもち活動できる場を提供する。 認知症高齢者等の権利擁護を図る。
倉吉市(甲)の役割	①認知症クリティカルパスの普及啓発に努め、医療機関等と連携を図りながら認知症診断システムの運用を行う。 ②購入した5台のタッチパネルを一括管理する。 ③若年性認知症の人が安心して通所できる、デイサービスセンターの設置・運営を行う。 ④中部成年後見支援センターの運営を支援する。
関係町(乙)の役割	①甲の運用する認知症診断システムを活用する。 ②甲の管理するタッチパネルを有効活用する。 ③甲の行う若年性認知症デイサービスセンターを活用する。 ④甲とともに中部成年後見支援センターの運営を支援する。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標①	早期発見の取組達成率＝（タッチパネル簡易検査を受けた人／65歳以上の高齢者数）×100
指標②	中部成年後見支援センターで受けた相談件数

イ. 実績

成果の状況		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
指標①	目標 (%)	5%	5%	5%	5%	5%	
	実績 (%)						
指標②	目標 (人)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	実績 (人)						

(2) 具体的な事業

事業名	認知症診断システム（認知症クリティカルパス）事業の運用						
内容	医療機関同士、また医療機関と介護関係機関等が、平成25年10月から運用開始となっている「認知症クリティカルパス」を通じて、サービスの利用や認知症に関する情報を共有し適切な支援を行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> 認知症クリティカルパスの普及啓発に努め、医療機関等と連携を図りながら認知症診断システムの運用を行います。 認知症クリティカルパスの普及啓発に努め、医療機関等と連携を図りながら認知症診断システムの活用を行います。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度 0	平成28年度 0	平成29年度 0	平成30年度 0	平成31年度 0	計 0
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	システムの普及啓発						
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—							

関係市町の事業費負担の基本的な考え方
—

事業名	タッチパネル整備活用事業						
内容	購入した5台のタッチパネルを一括管理するとともに、1市4町で有効に活用します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> ・タッチパネルを活用し、認知症の簡易検査を行います。 ・購入した5台のタッチパネルの利用調整、機器の維持管理を行います。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・タッチパネルを活用し、認知症の簡易検査を行います。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		25	25	25	25	25	125
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	タッチパネルの管理					→	
	タッチパネルの活用					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
・タッチパネルの維持管理に必要な費用が生じたときは、関係市町で別途協議します。							

事業名	若年性認知症専用デイサービスセンター設置運営事業						
内容	若年性認知症の人が安心して通所できるデイサービスセンターを倉吉市内に1か所設置し、センターの運営を支援します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症専用デイサービスセンターに係る委託事業者の選定、契約を行います。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市と若年性認知症専用デイサービスセンターに係る委託事業者の選定を行います。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	センターの設置					→	
	センターの運営					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> ・関係市町は、若年性認知症専用デイサービスセンターの運営に必要な費用を負担します。 ・各年度の負担額は、その都度、関係市町で協議します。 							

事業名	中部成年後見支援センター運営事業						
内容	平成25年4月から、1市4町で中部成年後年ネットワーク倉吉に「中部成年後見支援センター」の運営を委託しています。委託先の「中部成年後見センター」は、成年後見制度の相談・情報提供・啓発・成年後見に関わる行政機関や関係団体との連絡調整を行っています。						
関係市町及び役割分担	倉吉市 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・センター運営に必要な費用の応分を負担します。 ・センター運営に必要な費用の応分を負担します。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	センターの運営					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> ・関係市町は、中部成年後見支援センターの運営に必要な費用の応分を負担します。 ・関係市町の負担額は、均等割、人口割、実績割で按分し、各年度の負担額は、その都度、関係市町で協議します。 							

◆ 子育て支援体制の整備及び充実

(1) 取組の概要

【現状と課題】

中部圏域の市町では、子育て支援の充実に向けて各種事業に取り組んでおり、年々施策の充実を図っています。

保育事業においては、病後児保育は実施施設を倉吉市に置き、圏域の1市3町で連携して実施しています（琴浦町は単独実施）。病児保育は平成24年7月から鳥取県立厚生病院敷地内に新たに実施施設を整備して、1市4町で連携して事業を開始し、利用者が徐々に増えてきているところです。また、休日保育については、実施施設を倉吉市内の私立保育所として、琴浦町を除く1市3町で連携して実施しています。



【取組の方針】

倉吉市が整備した施設（病児保育室）の機能及び市域にある既存の民間の保育機能を維持・継続させ、関係市町でその機能を利用します。

定住自立圏形成協定の規定の内容

取組の内容	圏域における子育て支援体制を整備し、及び充実するため、特別保育を実施し、及び拡充するとともに、子育て支援事業の充実及び連携を図る。
倉吉市(甲)の役割	①病児保育等の特別保育を実施し、及び拡充する。 ②甲の実施する子育て支援事業と乙の実施する子育て支援事業との連携を図る。
関係町(乙)の役割	①甲の実施し、及び拡充する特別保育を活用する。 ②甲の実施する子育て支援事業を活用する。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標①	病児・病後児保育の利用者数
指標②	休日保育の利用者数

イ. 実績

成果の状況		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
指標①	目標 (人)	700人	700人	700人	700人	700人	
	実績 (人)						
指標②	目標 (人)	250人	250人	250人	250人	250人	
	実績 (人)						

(2) 具体的な事業

事業名	病児・病後児保育の活用						
内容	現在実施している倉吉市の病児・病後児保育（病児保育は4町、病後児保育は琴浦町を除く3町）を関係市町で利用します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児保育事業を委託により実施します。 ・市民に事業の広報を行い、事業の紹介をします。 ・運営費の一部を負担します。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・町民に事業の広報を行い、事業の紹介をします。 ・運営費の一部を負担します。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		15,800	15,800	15,800	15,800	15,800	79,000
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	病児・病後児 保育の運営					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
運営費：保育対策等促進事業費補助金（2/3）							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
・費用の負担は、各市町の対象施設の入所人数及び利用人数で按分し、その都度、協議の上決定します。							

事業名	休日保育の活用						
内容	現在実施している倉吉市の休日保育を、琴浦町を除く3町が利用します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> ・休日保育事業を委託により実施します。 ・市民に事業の広報を行い、事業所の紹介をします。 ・運営費の一部を負担します。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・町民に事業の広報を行い、事業所の紹介をします。 ・運営費の一部を負担します。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	8,000
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	休日保育の 運営					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
保育対策等促進事業費補助金（2/3）							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
・各自自治体の対象施設の入所人数及び利用人数で按分（その都度、協議）							

事業名	子育て支援事業の充実及び連携						
内容	子育て支援事業について情報交換し、連携を図ります。						
関係市町及び 役割分担	倉吉市	・情報交換の為の会議を開催します。					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	・情報交換の為の会議に参加します。					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		0	0	0	0	0	0
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	情報交換					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
—							

◆ 鳥取県中部子ども支援センターの維持及び教育相談体制の充実

(1) 取組の概要

【現状と課題】

平成20年度以降、中部圏域における小学校の不登校児童の出現率は減少傾向が続いていましたが、平成24年度の出現率は過去5年間の内では2番目に高い水準となっています。

中学校の不登校生徒の出現率は、平成20年度からの5年間で、2%弱から3%強の水準が続いています。その原因も複雑化、多様化しており、福祉とも連携し一人一人に応じた支援が必要な状況です。

また、近年、小・中学生の児童・生徒以外の未成年者についても、引きこもり、非行、いじめ等の問題が複雑化、多様化しており、問題を抱える本人とその家族に対する支援の必要性が高まってきています。しかし、現在、子育てや教育に関わる機関、施策はたくさんあるものの、当事者やその家族にとっては、それぞれの機関が何を担当しているのか分かりにくい状況にあるため、相談者と支援機関を適切に繋ぐコーディネート機能が必要とされています。

【取組の方針】

現在、1市4町で運営している鳥取県中部子ども支援センターを維持し、引き続き小学校の不登校児童及び中学校の不登校生徒に対する相談、受入等の学校復帰に向けた支援を行います。

また、現在の鳥取県中部子ども支援センターの相談機能を拡充し、当該センターに相談者と圏域の支援機関との間を迅速かつ適切に繋ぐコーディネート機能を持たせることにより、未成年者のあらゆる悩みや相談に迅速に対応し、社会的自立に向けた適切な支援の実施に繋がっていきます。



(参考1)

不登校：何らかの心理的、情緒的、身体的又は社会的要因、背景により、登校しない又は登校したくてもできない状況にあり、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものをいいます。

(参考2)

出現率：小学校、中学校における不登校を理由に欠席している児童及び生徒の全体に占める割合をいいます。

定住自立圏形成協定の規定の内容

取組の内容	圏域における教育相談体制を維持し、及び充実するため、不登校の児童及び生徒に対する支援を維持するとともに、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援の拡充を図る。
倉吉市(甲)の役割	①不登校の児童及び生徒に対する学校復帰に向けた支援を行っている鳥取県中部子ども支援センターを維持する。 ②子ども支援センターの機能の拡充を図り、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援を行う。
関係町(乙)の役割	甲の運営する子ども支援センターを活用する。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標①	センター利用率＝（センターに通う児童・生徒数＋相談人数）／不登校児童・生徒数）×100
指標②	学校復帰率＝学校復帰児童・生徒数／（センターに通う児童・生徒数＋相談人数）×100

イ. 実績

成果の状況		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
指標①	目標 (%)	60	60	60	60	60	
	実績 (%)						
指標②	目標 (%)	40	40	40	40	40	
	実績 (%)						

(2) 具体的な事業

事業名	鳥取県中部子ども支援センター運営事業						
内容	鳥取県中部子ども支援センターを維持し、引き続き不登校の児童及び生徒に対する支援を継続するとともに、個々の段階に応じた学習支援、体験学習等の支援を行います。また、鳥取県中部子ども支援センターの相談体制を充実し、未成年者に対する相談機能を拡充させることで、相談者と各支援機関を繋ぐ役割を担っていきます。						
関係市町及び役割分担	倉吉市 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県中部子ども支援センターの運営を行います。 市民に鳥取県中部子ども支援センターの役割等を広報するとともに、相談者に対し、当該センターの紹介を行います。 鳥取県中部子ども支援センターの運営に協力します。 町民に鳥取県中部子ども支援センターの役割等を広報するとともに、相談者に対し、当該センターの紹介を行います。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度 7,873	平成28年度 9,758	平成29年度 11,643	平成30年度 11,643	平成31年度 11,643	計 52,560
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	不登校の児童・生徒の相談対応等						→
	不登校の生徒（高校生）の相談対応等						→
	未成年者の相談対応等						→
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> 倉吉市と関係町は、鳥取県中部子ども支援センターの運営費を負担します。 なお、関係市町の負担額は、鳥取中部ふるさと広域連合の負担金の負担割合を参考とし、各年度の負担額は、その都度、関係市町で協議します。また、鳥取県中部子ども支援センターの相談機能を拡充した後の事業費負担の基本的な考え方については、関係市町で別途協議します。							

事業名		鳥取県中部子ども支援センター機能拡充検討事業					
内容		現在の鳥取県中部子ども支援センターの機能を段階的に拡充し、いじめ等の人間関係についての相談対応、受入等を行うため、中部圏域の実情に合った当該センターの職員体制、拡充する機能の内容について、具体的な研究及び検討を行います。					
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会の設置及び運営並びに先進地の視察を行い、鳥取県中部子ども支援センターの今後の職員体制、機能の研究及び検討を行います。 ・ 検討会の検討等を踏まえ、鳥取県中部子ども支援センターの機能の拡充に係る実施計画を作成します。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会及び先進地視察に参加し、鳥取県中部子ども支援センターの今後の職員体制、機能の研究及び検討を行います。 ・ 鳥取県中部子ども支援センターの機能の拡充に係る実施計画の作成に必要な協力を行います。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		250	250	250	250	250	1,250
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	検討会の設置及び運営					→	
	先進地視察の実施					→	
	関係機関との協議及び調整					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 倉吉市は、検討会の設置及び運営に必要な費用と先進地視察に係る市職員の費用を負担します。 ・ 関係町は、先進地視察に係る町職員の費用を負担します。 							

◆ 体育施設の機能の維持及び強化

(1) 取組の概要

【現状と課題】

第3種公認の倉吉市営陸上競技場は、本市のみならず中部圏域の小・中・高校生をはじめとする多くの陸上競技愛好者が練習や大会において使用していますが、現在の公認の有効期限は平成29年5月31日までとなっています。公認を維持できないときは、現在、倉吉市営陸上競技場で開催している大会が、鳥取市や米子市の他の競技場での開催となり、中部圏域の児童・生徒等の参加者の経済的な負担や利便性の低下に繋がり、児童・生徒等の健全育成への影響、競技力の低下、更には、交流人口の減少等が懸念されます。

また、中部圏域には、陸上競技場の他にも野球場、ラグビー場、サッカー場、テニスコート、体育館、武道館、合宿所など数多くの体育施設がありますが、施設の機能を十分に活かしておらず、有効に活用されていない施設も見受けられるため、その利活用の促進を図る必要があります。

さらには、圏域内の体育施設の多くで老朽化が進んでおり、施設の適切な維持管理と長寿命化に向けた対策が必要となっています。

【取組の方針】

中部圏域の児童・生徒等の参加者の経済的な負担の軽減、利便性の維持を図り、競技力の向上並びに交流人口の維持・拡大を図るため、倉吉市営陸上競技場の第3種公認を維持し、引き続き公認大会を開催します。

また、施設の有効活用と圏域外からの交流人口の拡大等を図るため、圏域内にある体育施設の機能を十分に把握するとともに適切な維持管理を行い、大会の開催、誘致など利活用策の検討につなげます。



定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	圏域における体育施設の機能を維持し、及び強化するため、公認の体育施設及び大会を誘致できる体育施設（以下「公認体育施設」という。）の必要性を検討し、当該体育施設の維持及び整備を行う。
倉吉市(甲)の役割	①甲の区域にある体育施設の機能を調査し、公認体育施設等の必要性並びに当該公認体育施設等を活用した大会の開催及び誘致を検討する。 ②甲の区域にある第3種公認の倉吉市営陸上競技場を維持し、及び整備する。
関係町(乙)の役割	①乙の区域にある体育施設の機能を調査し、公認体育施設等の必要性並びに当該公認体育施設等を活用した大会の開催及び誘致を検討する。 ②甲の維持し、及び整備した第3種公認の倉吉市営陸上競技場の利用を促進する。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標①	倉吉市営陸上競技場の公認大会の開催数
指標②	倉吉市営陸上競技場の利用者数

イ. 実績

成果の状況	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考

指標①	目標 (回)	6	6	6	6	6	
	実績 (回)						
指標②	目標 (人)	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	
	実績 (人)						

(2) 具体的な事業

事業名	体育施設機能調査・活用検討事業						
内容	圏域内にある体育施設の設備、機能、耐用年数などを調査し、大会の開催、誘致など体育施設の利活用策を検討します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	・圏域内にある体育施設の設備、機能、耐用年数などの調査をはじめ、大会開催、誘致などに必要な体育施設、宿泊施設、交通網等の調査を行い、大会の開催、誘致などの利活用策を検討します。					
	三朝町	・倉吉市が行う調査、検討に協力します。					
	湯梨浜町						
	琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		0	0	0	0	0	0
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	調査内容の検討		→				
	調査の実施			→			
	活用策の検討					→	
活用を想定する補助制度等 (補助率等)							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
—							

事業名	倉吉市宮陸上競技場維持管理事業						
内容	圏域全体での倉吉市宮陸上競技場の利用促進を図るため、当該競技場の安全点検、補修、清掃などの施設管理を適切に行います。 また、第3種公認の維持に必要な整備を行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	・安全・安心して利用できる環境を整備するため、施設及び隣接する駐車場等の維持管理を適切に行います。 ・また、第3種公認の維持に必要な施設及び備品等の整備を行います。 ・大会参加、練習などの利用促進に協力します。					
	三朝町						
	湯梨浜町						
	琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		54,105	10,000	1,100	1,000	1,000	67,205
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	維持管理					→	
	駐車場改修	→					
	公認認定			→			

活用を想定する補助制度等（補助率等）

—

関係市町の事業費負担の基本的な考え方

- ・倉吉市は、施設の維持管理及び第3種公認の維持に必要な費用を負担します。

◆ 広域観光体制の充実及び強化による広域観光の推進

(1) 取組の概要

【現状と課題】

鳥取自動車道や松江自動車道の開通を始めとする交通網の整備や情報化社会の進展により、旅行者が行政単位の枠を超え、より多くの観光地を周遊し、さまざまな観光資源を楽しむ傾向が強くなっています。

今後、鳥取中部への観光客や観光消費額を増やすためには、このような行動範囲の拡大や旅行ニーズの多様化に対応した魅力ある広域観光ルートづくりなど、地域相互に魅力を補い、高め合うための広域的な連携が必要となっています。



【取組の方針】

地域の魅力ある観光資源を広域的にネットワーク化する広域観光を推進し、観光客の行動範囲の拡大に対応するとともに、目的地として選択されるための訴求力の強化を図ります。

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	圏域における広域観光を推進するため、広域観光体制を充実し、及び強化し、観光資源の磨き上げとネットワーク化による観光事業の充実並びに観光情報の発信及びセールスプロモーションの強化を図る。
倉吉市(甲)の役割	①とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会（以下「広域観光協議会」という。）に対する支援を充実し、広域観光体制の充実及び強化を図る。 ②甲の区域にある観光資源の磨き上げを行い、広域観光協議会に磨き上げた観光資源の情報を提供して、観光資源のネットワーク化を図る。 ③広域観光協議会と連携して、観光パンフレットの作成等による観光情報の発信及び宣伝活動等のセールスプロモーションの強化を行う。
関係町(乙)の役割	①広域観光協議会に対する支援を充実し、広域観光体制の充実及び強化を図る。 ②乙の区域にある観光資源の磨き上げを行い、広域観光協議会に磨き上げた観光資源の情報を提供して、観光資源のネットワーク化を図る。 ③広域観光協議会と連携して、観光パンフレットの作成等による観光情報の発信及び宣伝活動等のセールスプロモーションの強化を行う。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標	とっとり梨の花温泉郷周辺エリアの観光入込客数（県の観光入込動態調査）
----	------------------------------------

イ. 実績

成果の状況	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
指標	目標(千人)	1,425	1,439	1,453	1,467	1,482
	実績(千人)					

(2) 具体的な事業

事業名		とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会支援事業					
内容		とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会が主体的に情報発信、セールスプロモーション、着地型観光商品の開発、ネットワーク化による滞在型広域観光等の広域観光事業を実施できる体制を整備するため、必要な人的又は財政的な支援の充実を図ります。					
関係市町及び役割分担	倉吉市	・各市町が造成した観光商品の運営、広域連携事業の実施、広域情報の発信、セールスプロモーションの強化に必要な人的又は財政的な支援を行います。					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	・各市町が造成した観光商品の運営、広域連携事業の実施、広域情報の発信、セールスプロモーションの強化に必要な人的又は財政的な支援を行います。					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		21,043	34,043	34,043	34,043	34,043	157,215
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	支援の実施						
活用を想定する補助制度等 (補助率等)							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> 倉吉市と関係町は、とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会の支援に必要な費用を負担します。 なお、現在の関係市町の負担割合は、基本額に総事業費の不足額を人口割で上乘せしていますが、とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会の支援の充実を図るために必要な事業費とその負担の基本的な考え方については、関係市町で別途協議します。(上記の概算事業費は、協議会への市町負担金と広域連合からの業務委託料の合算額を示しています。) 							

事業名		観光商品の開発強化・受入体制の充実等による観光推進事業					
内容		各市町において、「癒し」をテーマとした着地型・滞在型の観光商品及びB級グルメ・サブカルチャーなどを生かした観光商品の開発強化及び既存の観光地・施設等のインバウンドを含めた受け入れ態勢の充実等により、観光事業全体の充実を図ります。					
関係市町及び役割分担	倉吉市	・着地型・滞在型観光商品、B級グルメ、サブカルチャーなどを生かした観光商品の開発強化及び既存の観光地・施設等のインバウンドを含めた受け入れ態勢の充実等により、観光事業全体の充実を図ります。					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	・着地型・滞在型観光商品、B級グルメ、サブカルチャーなどを生かした観光商品の開発強化及び既存の観光地・施設等のインバウンドを含めた受け入れ態勢の充実等により、観光事業全体の充実を図ります。					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		155,000	155,000	155,000	155,000	155,000	775,000
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	観光商品の開発等						
活用を想定する補助制度等 (補助率等)							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> 倉吉市は、市の観光事業に必要な費用を負担します。 関係町は、町の観光事業に必要な費用を負担します。 							

事業名	観光情報発信・セールスプロモーション強化事業						
内容	各市町において、観光パンフレット等の作成、観光キャンペーン等を行い、圏域外への情報発信及びセールスプロモーションの強化を図ります。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	・観光パンフレット等の作成、観光キャンペーン等を行い、圏域外への情報発信及びセールスプロモーションの強化を図ります。					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	・観光パンフレット等の作成、観光キャンペーン等を行い、圏域外への情報発信及びセールスプロモーションの強化を図ります。					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	40,000
実施期間	取組内容	平成27年度	平成38年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	情報発信等の強化						
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市は、市の事業に必要な費用を負担します。 ・関係町は、町の事業に必要な費用を負担します。 							

事業名	八橋往来周辺の魅力創造・発信事業						
内容	<p>八橋往来は、伯耆国の中心であった倉吉と八橋を結ぶ奈良時代からの街道で、200年程前には、伊能忠敬もこの街道を歩いて測量を行ったと伝えられ、現在でも、この街道の名残は倉吉市と琴浦町の一部に風情ある風景として懐かしさをしのばせており、国の夢街道モデル地区にも認定されている。</p> <p>この八橋往来と呼ばれる街道跡とその周辺に現在も残る津田候殿様街道、斉尾廃寺跡、大高野官衙遺跡、伯耆国府跡、白壁土蔵群などの歴史的遺産と、そこに伝わる文化を観光資源として認識し、これらについて調査研究を行い、それを生かした新たな観光商品としてイベントを実施するなど、その魅力を最大限に引き出す取り組みを推進し、もって観光客の誘客による圏域全体の活性化を図る。</p>						
関係市町及び役割分担	倉吉市	・倉吉市に残る八橋往来のルートや周辺資源の研究・開発を行い、それを元にしたイベントなどの観光商品を開発し、もって観光客の誘客を推進し、圏域全体の活性化を図る。					
	琴浦町 北栄町	・各町に残る八橋往来のルートや周辺資源の研究・開発を行い、それを元にしたイベントなどの観光商品を開発し、もって観光客の誘客を推進し、圏域全体の活性化を図る。					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		0	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
実施期間	取組内容	平成27年度	平成38年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	調査研究						
	研修会・講座						
	イベント開催						
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市は、市の事業及び広域イベント等に必要な費用を負担します。 ・関係町は、町の事業及び広域イベント等に必要な費用を負担します。 							

◆ 企業誘致の推進

(1) 取組の概要

【現状と課題】

今後の少子高齢化、人口減少社会の到来に向けた対応は全国的な課題となっており、中部圏域においても人口減少に歯止めをかけ、圏域への人の流れを創出するためには、雇用の場の確保と地域産業の振興に向けた取組が非常に大切です。

現在、圏域の各市町が単独で企業誘致活動を行っていますが、現在の厳しい経済情勢の中で圏域への企業誘致を実現し、雇用の創出と地域産業の振興を図るためには、各市町が連携して取り組む必要があります。

また、各市町において、自らの市町に所在する企業に対し、それぞれの市町の住民を雇用した際に補助金等を受け取ることができる奨励制度を整備していますが、企業の求める人材をそれぞれの市町の住民のみで賄うことができない状況にあります。そのため、企業が雇用を創出しても、雇用した人数分の補助金等を受け取ることができない状況にあり、このことが圏域企業の雇用拡大意欲を削ぎ、産業活性化を阻害する要因となっています。



■ 西倉吉工業団地
■ 分譲予定地

【取組の方針】

進出を検討している企業に中部圏域の企業誘致の可能な土地、空工場等の情報を提供します。

また、圏域での企業による雇用創出を誘引し、その契機とするため、圏域の企業を対象とした雇用創出促進奨励制度を創設し、運営します。

これらの取組みにより、圏域への企業誘致及び雇用創出を促進し、もって圏域の雇用を確保するとともに、圏域の活性化を図ります。

定住自立圏形成協定の規定の内容

取組の内容	圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致に必要な情報を共有し、活用して企業誘致を行う。 圏域での企業による雇用創出を誘引し、その契機とするための雇用創出奨励制度の創設及び運営を行う。
倉吉市(甲)の役割	①圏域の企業誘致の可能な土地、空き店舗等の企業誘致に必要な情報を集約し、乙に当該情報を提供する。 ②圏域の企業誘致情報を活用して、圏域への企業誘致を行う。 ③圏域の企業誘致情報を活用し、乙の関西事務所と連携して、圏域への企業誘致を行う。 ④雇用創出奨励制度の創設及び運営に必要な経費の支出を行う。
関係町(乙)の役割	①甲に乙の区域の企業誘致情報を提供する。 ②甲から提供のあった圏域の企業誘致情報を活用して、圏域への企業誘致を行う。 ③圏域の企業誘致情報を活用し、甲の関西事務所と連携して、圏域への企業誘致を行う。(※③は、琴浦町に関する協定です。) ④雇用創出奨励制度の創設及び運営に必要な経費の支出を行う。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標①	企業誘致の件数
指標②	企業誘致による新規正規雇用者数
指標③	雇用創出奨励制度の利用件数

イ. 実績

成果の状況		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
指標①	目標 (件)	5	3	3	3	3	
	実績 (件)						
指標②	目標 (人)	85	25	25	25	25	
	実績 (人)						
指標③	目標 (件)	0	40	45	30	20	
	実績 (件)						

(2) 具体的な事業

事業名	圏域への企業誘致推進事業						
内容	圏域における企業誘致の可能な土地、空き工場等の情報を集約し、当該情報を活用して、圏域への企業誘致を推進します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	・圏域の企業誘致の可能な土地、空工場等の情報を集約し、関係町に当該情報を提供します。					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	・倉吉市に企業誘致の可能な土地、空き店舗等の情報を提供します。					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		162	0	0	0	0	162
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	情報整理						
	企業誘致						
活用を想定する補助制度等 (補助率等)							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
—							

事業名	関西事務所を活用した圏域への企業誘致推進事業						
内容	倉吉市関西事務所と琴浦町関西事務所との間で圏域の企業誘致の可能な土地、空工場等の情報及び企業訪問で得た情報を共有し、お互いに連携して、圏域への企業誘致を行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	・圏域の企業誘致の可能な土地、空工場等の情報及び企業訪問で得た情報を琴浦町関西事務所と共有し、お互いに連携して、圏域への企業誘致を行います。					
	琴浦町	・圏域の企業誘致の可能な土地、空工場等の情報及び企業訪問で得た情報を倉吉市関西事務所と共有し、お互いに連携して、圏域への企業誘致を行います。					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		9,066	9,066	9,066	9,066	9,066	45,330
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	情報整理						
	企業誘致						

活用を想定する補助制度等（補助率等）
—
関係市町の事業費負担の基本的な考え方
—

事業名	鳥取県中部定住自立圏雇用創出促進奨励事業						
内容	圏域での企業による雇用創出の意欲を誘引し、その契機とするため、圏域内の企業及び住民を対象とした新たな雇用を促進する奨励制度を創設し、運営します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> ・奨励制度の創設及び必要な連絡調整を行います。 ・奨励制度の運営に必要な費用を負担します。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・奨励制度の創設を行います。 ・奨励制度の運営に必要な費用を負担します。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		0	12,000	13,500	9,000	6,000	40,500
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	制度設計	→					
	制度運営					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）	—						
関係市町の事業費負担の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市と関係町は、制度の創設及び運営に必要な費用を負担します。 ・費用の負担額は、その都度、関係市町で協議します。 						

◆ 消費生活相談窓口の体制整備

(1) 取組の概要

【現状と課題】

近年、情報化の進展やライフスタイルの多様化等により、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。これに伴い、消費者にとっては商品やサービスの選択の幅が広がり、利便性の向上等も図られてきている一方で、製品事故の多発、販売方法の悪質・巧妙化等、消費者問題はますます複雑化・多様化してきています。

このような中、消費者行政施策においては、平成21年に策定された消費者安全法で、消費生活相談業務等における県と市町村の役割が明記され、県による専門的な相談等への対応、市町村に対する支援及び市町村による消費生活センターの設置等、消費者行政全体の強化を図ることとされました。また、鳥取県においても「鳥取県消費者行政活性化計画」の中で、各市町村の相談窓口の体制整備・充実を図ることが掲げられました。

中部圏域では、こうした国、県の指針をふまえ、関係市町の総合計画や定住自立圏共生ビジョンとの整合性を図りながら、平成24年度より中部消費生活センターを圏域内の市町で共同設置し、相談窓口の機能強化の取組みをスタートさせました。これにより、市町単独では困難な高度な専門知識と処理能力をもった人材を常時複数人確保するとともに、圏域内のトラブルを一元的に監視し、被害状況等の情報共有を行うことが可能となりました。また、専門相談員が定期的に各町の相談窓口を巡回し相談を受ける等、センターと市町の協力が図られているところです。

今後は、さらなる相談体制の充実と効率化、そして住民への悪質商法等の注意喚起や啓発活動を行う等、中部消費生活センターに対する住民の認知度を高めながら圏域内で効果的に継続実施していくことが必要といえます。

【取組の方針】

各市町においては、単独で高度な事案を処理できる専門相談員を確保することが財政的にも人材的にも困難なため、圏域の各市町が共同して専門相談員を確保することで、高度な事案の処理を一元的に行います。

あわせて、各市町では輪番制により相談員が活用できるなど相談業務の共同化と効率化を図るとともに、最新の相談事例の紹介や悪質商法への対処法等についての啓発活動を行います。



定住自立圏形成協定の規定の内容

取組の内容	圏域における消費生活に関する安心・安全を確保するため、相談窓口を設置し、必要な施設、設備等の整備及び運営に対し支援を行うとともに、担当職員の研修及び消費者に対する啓発を行う。
倉吉市(甲)の役割	①消費生活相談窓口の体制を充実させるための検証を行う。 ②消費者被害の未然防止のため、消費生活に関する教育及び消費者に対する啓発並びに連絡調整を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。
関係町(乙)の役割	①消費生活相談窓口の体制を充実させるための検証に協力する。 ②消費者被害の未然防止のため、消費生活に関する教育及び消費者に対する啓発を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標	消費生活相談窓口の利用者数(各市町の消費生活に関する窓口相談件数含む)
----	-------------------------------------

イ. 実績

成果の状況		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
指標	目標（人）	800	800	800	800	800	
	実績（人）						

(2) 具体的な事業

事業名	中部消費生活センター運営事業						
内容	消費生活相談に関し、高度な事案を処理できる専門相談員及び窓口を確保するため、鳥取中部ふるさと広域連合と連携し、鳥取県市町村消費者行政活性化交付金を活用して中部消費生活センターを維持します。また、誰もが利用しやすい相談体制の充実を図ります。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	・消費生活相談窓口の体制を充実させるため事業の企画を行います。					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	・消費生活相談窓口の体制を充実させるため事業の企画を行います。					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	40,000
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	消費生活相談 窓口の維持					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
鳥取県市町村消費者行政活性化交付金							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> 倉吉市と関係町は、施設設置に必要な施設、設備等の整備及び運営に対する費用を負担します。なお、関係市町の負担額は、人口、相談件数等で按分することとし、各年度の負担額は、その都度、関係市町で協議します。 							

事業名	消費生活に関する担当者研修及び啓発事業						
内容	消費者トラブルの未然防止と被害の拡大防止のため、中部消費生活センターと連携して、担当職員の資質向上に向けた研修及び圏域住民への啓発活動を行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関する担当者研修及び啓発事業の企画を行います。 圏域住民を対象とした啓発を行います。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関する担当者研修及び啓発事業の企画を行います。 圏域住民を対象とした啓発を行います。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		1,763	1,711	1,711	1,711	1,711	8,607
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	担当者研修					→	
	啓発事業					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
鳥取県市町村消費者行政活性化交付金							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> 倉吉市は、市の担当者研修及び啓発事業に必要な費用を負担します。 関係町は、町の担当者研修及び啓発事業に必要な費用を負担します。 							

2 結びつきやネットワークの強化

ア. 地域公共交通

◆ 公共交通に係る効率的な運行体系の確立

(1) 取組の概要

【現状と課題】

倉吉市と周辺の4町を結ぶ公共交通は、主に鉄道と路線バスで構成されており、特に路線バスは自治体をまたがる広域路線が多く、通勤・通学、通院、買い物等、住民生活に密着した公共交通手段となっています。

バス利用者の中心は、学生や高齢者であることから、バス事業者による通学時間に対応したバスダイヤの見直し、学生・高齢者向けの路線バス定期券やフリーパス乗車券の発行、町によっては高齢者の定期券購入者への助成制度を設けるなどの利用促進を図っています。また、各市町においてバス停上屋の点検・修繕等を年次的に行うなど、バス利用環境の整備等にも取り組んでいます。

しかしながら、近年、バス利用者は減少の一途をたどり、一方でバス補助金の金額は年々増加の一途をたどっている中で、現在の公共交通体系の維持には限界があり、これまでも不採算路線を中心に路線の見直しを図り、過疎地有償運送や、必要に応じてコミュニティバスや乗合タクシー等の独自運行、デマンド交通の導入を行っています。

広域バス路線の多い本圏域においては、多様化する圏域全体の住民ニーズを把握し、移動実態に即した便利で効率的な公共交通ネットワークの再編及び運行体系の確立の必要に迫られているのが現状です。

【取組の方針】

高校生、高齢者などの重要な交通手段である路線バスを維持するため、各市町において、真に必要な広域路線は確保し、利用の少ない(需要の少ない)路線については、単市・単町路線とするなどの見直しを検討するとともに、単市・単町路線との連携を図ることにより、住民の生活圏域内を結ぶ路線バスを中心とした効率的な公共交通ネットワークを確立します。



定住自立圏形成協定の規定の内容

取組の内容	圏域における公共交通の効率的な運行体系を確立するため、路線バスの運行体系の見直しを行う。
倉吉市(甲)の役割	①圏域における公共交通に関する協議会(以下「公共交通協議会」という。)を運営し、路線バスの運行体系の見直しに必要な調査及び研究を行い、路線バスの運行体系の見直しに係る基本方針等を定めた地域公共交通総合連携計画(以下「公共交通連携計画」という。)を策定する。 ②公共交通事業者と連携して、公共交通連携計画に基づき、圏域における路線バスの運行体系の見直し及び甲の区域における公共交通体系の調整を行う。

関係町(乙)の役割	①公共交通協議会に参加し、乙の区域における路線バスの運行体系の見直しに必要な調査及び研究の調整を行う。 ②公共交通事業者と連携して、公共交通連携計画に基づき、乙の圏域における路線バスの運行体系の見直し及び公共交通体系の調整を行う。
-----------	--

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標①	路線バス等の維持に係る市町補助金の合計額
指標②	輸送量＝運行回数×平均乗車密度

イ. 実績

成果の状況		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
指標①	目標（千円）	223,000	223,000	223,000	223,000	223,000	
	実績（千円）						
指標②	目標（人）	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	
	実績（人）						

(2) 具体的な事業

事業名	鳥取県中部地域公共交通協議会運営事業						
内容	当該協議会が策定した「鳥取県中部地域公共交通総合連携計画」の実施に係る連絡調整及び連携計画見直しを行うため、当該協議会を運営します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	・鳥取県中部地域公共交通協議会の事務局として、当該協議会を運営します。					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	・鳥取県中部地域公共交通協議会の構成町として、当該協議会の運営に協力します。					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		270	126	126	126	126	774
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	協議会の運営					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
・倉吉市は、鳥取県中部地域公共交通協議会の運営に必要な費用を負担します。							

事業名		鳥取県中部地域公共交通総合連携計画策定事業					
内容	平成27年度までの計画期間で策定された当該連携計画を見直し、あらためて個別の路線の利用状況及び圏域住民のニーズ調査を行い、移動実態に即した便利で効率的で持続可能な公共交通ネットワークのあり方、方針を明確にするため、再編計画を柱とした次期当該連携計画を策定します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	・次期当該連携計画の策定を行う鳥取県中部地域公共交通協議会の事務局を担い、関係町と計画策定に必要な調整を行います。					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	・鳥取県中部地域公共交通協議会に参加するとともに、当該協議会の運営及び次期当該連携計画の策定に必要な協力を行います。					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		直営で行うため、協議会運営事業に計上します。					
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	調査の実施	→					
	計画の策定・変更					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
・倉吉市は、鳥取県中部地域公共交通総合連携計画の策定に必要な費用を負担します。							

事業名		鳥取県中部地域公共交通総合連携計画事業					
内容	鳥取県中部地域公共交通総合連携計画に基づき、関係市町を事業主体として事業を実施します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	・当該協議会の事務局として、計画に基づく取組を推進します。 ・当該協議会の構成員として、計画に基づく必要な事業を実施します。					
	湯梨浜町 琴浦町 北栄町	・当該協議会の構成員として、計画に基づく必要な事業を実施します。					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		(鳥取県中部地域公共交通総合連携計画に基づく事業の内容及び事業費を決定します。)					
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	事業の実施	必要に応じて実施					
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
・倉吉市と関係町は、事業の実施に必要な費用を負担します。 なお、各年度の関係市町の負担額は、その都度、関係市町で協議します。							

イ. 地産地消（地域の生産者や消費者等との連携による地産地消）

◆ 地産地消の推進

（１） 取組の概要

【現状と課題】

従前から農業は、圏域の主要産業として重要な役割を果たしてきていますが、経済情勢や気象などの影響により、経営が不安定となりやすいなど、農業を取り巻く環境は厳しく、農家数は年々減少傾向にあります。

更に、農家数の減少や高齢化による担い手不足によって、耕作放棄地が年々増加傾向にあり、適切な維持管理ができない農地が増加し、本来農地が有する農作物の生産性や景観形成、災害防止等の多様な機能の低下を招いています。

農地が保有する機能を維持するとともに、定住のキーワードである「就業」の場を確保するため、農業の振興を図ることは極めて重要であり、その一つの手段として、圏域の関係者が一体となって、地産地消の取組を推進する必要があります。



【取組の方針】

圏域の生産者、事業者、消費者、行政、食に関する団体などの関係者が地産地消に関して共通認識を持った上で、それぞれがその役割を果たしつつ、相互に連携・共同して地産地消を推進します。

定住自立圏形成協定の規定の内容

取組の内容	圏域における地産地消を推進するため、圏域の生産者、事業者、消費者、行政、食に関する団体などの関係者を構成員とする協議会の設置及び運営並びに地産地消に関する事業を行う。
倉吉市(甲)の役割	①圏域における地産地消に関する協議会として中部圏域地産地消推進協議会を設置し、及び運営し、圏域の生産者、加工者、消費者等の地産地消の関係者同士のネットワークの構築、特産品づくり等の支援、取り組み活動の情報発信など、地産地消に関する取り組みを計画し、実施する。 ②圏域の地産地消の関係者と連携して、甲の特産品等を活用した地産地消に関するイベントの開催、特産品づくり等の支援、地産地消の取組に関する情報の発信等を行う。
関係町(乙)の役割	①中部圏域地産地消推進協議会に参加し、圏域当該協議会の運営及び実施事業に協力する。 ②圏域の地産地消の関係者と連携して、乙の特産品等を活用した地産地消に関するイベントの開催、特産品づくり等の支援、地産地消の取組に関する情報発信等を行う。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標①	圏域内にある直売所の販売額
指標②	中部発！食のみやこフェスティバル 来場者数

イ. 実績

成果の状況		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
指標①	目標 (千円)	1,520,000	1,540,000	1,560,000	1,580,000	1,600,000	
	実績 (千円)						
指標②	目標 (人)	25,000	28,000	31,000	34,000	37,000	
	実績 (人)						

(2) 具体的な事業

事業名	中部圏域地産地消推進協議会設置・運営事業						
内容	圏域の生産者、事業者、消費者、行政、食に関する団体などの関係者を構成員とする中部圏域地産地消推進協議会を設置・運営し、圏域の地産地消の推進に関する計画を実行します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> 中部圏域地産地消推進協議会を設置し、関係者・関係団体と連携して圏域の地産地消に関する計画を実行します。 中部圏域地産地消推進協議会の事務局として、当該協議会を運営します。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> 中部圏域地産地消推進協議会に参加し、当該協議会の運営に協力するとともに、関係者・関係団体と連携して、圏域の地産地消の推進に関する計画を実行します。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		48	48	48	48	48	240
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	協議会の運営						
	計画の実行						
活用を想定する補助制度等 (補助率等)							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
・倉吉市は、中部圏域地産地消推進協議会の運営に必要な費用を負担します。							

事業名	圏域地産地消推進計画策定事業						
内容	圏域の地産地消の現状を把握した上で、圏域の関係者が連携又は共同して取り組む地産地消に関するイベント、生産者と加工者と消費者のネットワークづくりなどを検討し、圏域の地産地消の推進に関する計画の見直しを実施します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> 中部圏域地産地消推進協議会の運営にあたり圏域の地産地消の推進に関する計画の見直しなどを実施します。 中部圏域地産地消推進協議会に参加し、圏域の地産地消の推進に関する計画の見直しに協力します。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		100	0	0	0	0	100
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	計画の策定						
	計画の運営						
活用を想定する補助制度等 (補助率等)							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
・倉吉市は、圏域の地産地消の推進に関する計画の策定に必要な費用を負担します。							

事業名	地産地消拡大事業						
内容	圏域の生産者、事業者、消費者、行政、食に関する団体などの関係者による地産地消に関するイベントとして、「中部発！食のみやこフェスティバル」をはじめ、地産地消交流会（琴浦町）、すいか・ながいも健康マラソン大会（北栄町）、ほくえい味覚めぐり（北栄町）などの地産地消に関するイベントを継続実施します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消に関するイベントを開催します。 ・地産地消に関するイベントを開催します。地産地消を推進・推奨する店舗等の取り組み 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	100,000
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	イベントの開催					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> ・中部発！食のみやこフェスティバルについては、関係市町が、標準財政規模、人口を元に按分・算出し、それぞれが負担します。 ・倉吉市は、市の地産地消に関するイベントの開催に必要な費用を負担します。 ・関係町は、町の地産地消に関するイベントの開催に必要な費用を負担します。 <p>なお、関係市町で開催する新規イベントに必要な費用は、その都度、地産地消推進計画を踏まえ、関係市町で協議します。</p>							

ウ. 交流・移住（地域内外の住民との交流・移住促進）

◆ 空き家バンクの連携等によるIJU（移住）の促進

(1) 取組の概要

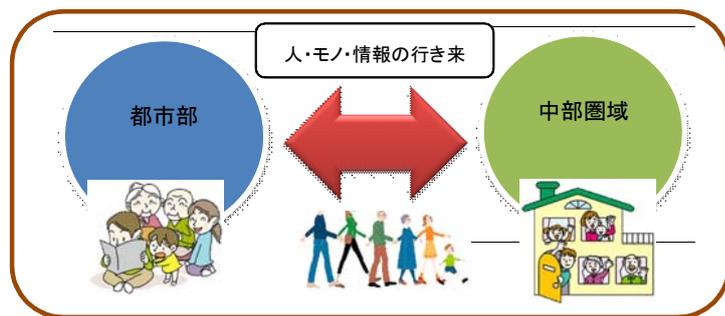
【現状と課題】

中部圏域の人口は、今後も減少する見込みであり、地域経済の衰退、空き家の増加、耕作放棄地の増加、コミュニティ活動の衰退などの問題が現れはじめています。一方で、「スローライフ」、「田舎暮らし」、「ロハス」などの言葉に代表されるように、田舎や地方の生活スタイルが見直されつつあり、都市部に住む団塊の世代や子育て世帯を中心として、田舎に移住する人が増えてきています。

都市部から田舎への人の流れを創出することにより、定住人口や交流人口を増やし、人口減少に伴う様々な課題を解決していく必要があります。これまで、各市町において移住定住に積極的に取り組んでいますが、着実に中部圏域への移住に結び付けていくためにも、移住希望者が移住に至るまでの過程において、各市町がそれぞれの役割を果たすとともに、必要な連携を図り取り組みを推進していく必要があります。

【取組の方針】

移住希望者が移住を決断するまでに、「移住地の情報収集」、「移住・交流の体験」「住居の確保」は重要な要素となります。そのため、各市町間で連携して、「空き家情報の連携」、「田舎暮らし体験ツアーの連携・実施」、「移住情報の発信」等の取り組みを行い、圏域への移住の促進を図ります。



定住自立圏形成協定の規定の内容

取組の内容	圏域外から圏域内への移住を促進するため、圏域への移住施策の連携を図るとともに、圏域外の住民に対して、圏域への移住施策に関する情報を発信する。
倉吉市(甲)の役割	①甲の行う空き家バンク等の移住施策と乙の行う空き家バンク等の移住施策との連携を図る。 ②圏域外の住民に対して、圏域への移住施策に関する情報を発信する。
関係町(乙)の役割	①乙の行う空き家バンク等の移住施策と甲の行う空き家バンク等の移住施策との連携を図る。 ②圏域外の住民に対して、圏域への移住施策に関する情報を発信する。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標	圏域外から圏域内に移住した人数
----	-----------------

イ. 実績

成果の状況		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
指標	目標(人)	200	200	200	200	200	
	実績(人)						

(2) 具体的な事業

事業名		空き家情報の連携事業					
内容	中部圏域の空き家情報を共有できるようにするため、各市町のホームページに空き家情報を掲載するとともに、(社)鳥取県宅地建物取引業協会中部支部との連携を図り、空き家情報の集約及び円滑な仲介を行うことができるようにします。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家情報をホームページに掲載します。 ・(社)鳥取県宅地建物取引業協会中部支部との協定により、空き家情報の集約等を行います。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家情報をホームページに掲載します。 ・(社)鳥取県宅地建物取引業協会中部支部との協定により、空き家情報の集約等を行います。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		0	0	0	0	0	0
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	空き家情報の連携					→	
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
—							

事業名		田舎暮らし体験プログラムの連携・実施事業					
内容	圏域の魅力ある地域資源を活用した田舎暮らし体験ツアーを連携して実施することにより、移住する動機(きっかけ)作りを行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> ・田舎暮らし体験ツアーを各町と連携して企画・実施します。 ・田舎暮らし体験ツアーを各市町と連携して企画・実施します。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		500	500	500	500	500	2,500
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	体験ツアーの実施					→	
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
鳥取県移住定住推進交付金(1/2:上限30万円)							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市は、田舎暮らし体験ツアーの実施に必要な費用の一部を負担します。 ・関係市町は、協力する田舎暮らし体験ツアーの実施に必要な費用の一部を負担します。 なお、各年度の関係市町の負担額は、その都度、関係市町で協議します。							

事業名	移住情報の発信事業						
内容	ウェブサイト、移住相談会等を活用して圏域内の空き家の情報、田舎暮らし体験ツアーの情報、生活情報等の移住情報を発信します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> ・移住希望者が欲する移住情報をウェブサイトに掲載します。 ・各町の移住情報のウェブサイトにリンクし、圏域情報を一体的に発信します。 ・移住相談会等を活用して、圏域の移住情報を発信します。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・移住希望者が欲する移住情報をウェブサイトに掲載します。 ・各市町の移住情報のウェブサイトにリンクし、圏域情報を一体的に発信します。 ・移住相談会等を活用して、圏域の移住情報を発信します。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		500	500	500	500	500	2,500
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	移住情報等の発信					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
鳥取県移住定住推進交付金（1/2：上限30万円）							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市は、市職員の移住相談会などの参加に必要な費用を負担します。 ・関係町は、町職員の移住相談会などの参加に必要な費用を負担します。 							

エ. その他の結びつきやネットワークの強化に係る連携

◆ 広報活動の連携による広域的な情報提供

(1) 取組の概要

【現状と課題】

圏域の情報通信環境は、民間事業者の事業展開が困難な地域においては行政による情報通信基盤が整備され、ケーブルテレビによるブロードバンドや地上波のデジタル化、携帯電話のサービスエリア外の解消など情報化に向けた一定の基盤となっています。

圏域の交流人口の拡大と人口定住に繋げていくためには、圏域内の各自治体が連携して、様々な広報媒体を有効に活用し、圏域内の住民に定住自立圏の取組をはじめとした圏域の情報を広く提供し、圏域内の情報の共有化を図るとともに、圏域外の住民に圏域の魅力を積極的に発信していく必要があります。現状では圏域内の情報共有は十分に行われおらず、圏域外への発信も積極的なものに至っていない状況です。

また、圏域の情報通信基盤は早くから整備された自治体では伝送路の更新による高額な負担に直面していることや、圏域全体として情報通信基盤を活用したケーブルテレビとインターネット以外の有効な住民サービスの検討が課題となっています。



【取組の方針】

圏域の各自治体が保有する広報紙、ウェブサイト、SNS等の広報媒体を活用して、圏域内及び圏域外の住民に定住自立圏の取組等の圏域の情報を提供します。

また、ケーブルテレビ事業者の協力の下に、ケーブルテレビを活用して、圏域内の住民に圏域の情報を提供し、情報の共有化による圏域の一体感の醸成に努めます。

定住自立圏形成協定の規定の内容

取組の内容	圏域内及び圏域外の住民に圏域の情報を周知するため、保有する広報媒体を活用して、圏域内及び圏域外の住民に圏域の情報を提供するとともに、圏域のケーブルテレビ放送を活用して、圏域内の住民に圏域の情報を提供する。
倉吉市(甲)の役割	①甲の保有する広報媒体を活用して、圏域内及び圏域外の住民に圏域の情報を提供する。 ②甲の区域をケーブルテレビ放送の区域に含むケーブルテレビ事業者に圏域の情報を提供し、圏域のケーブルテレビ番組の相互放送等の働きかけを行う。
関係町(乙)の役割	①乙の保有する広報媒体を活用して、圏域内及び圏域外の住民に圏域の情報を提供する。(※①は、三朝町、琴浦町及び北栄町に関する協定です。) ②乙の区域をケーブルテレビ放送の区域に含むケーブルテレビ事業者に圏域の情報を提供し、圏域のケーブルテレビ番組の相互放送等の働きかけを行う。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標	圏域のケーブルテレビの加入率
----	----------------

イ. 実績

成果の状況		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
指標	目標(%)	73.6	74.0	74.3	74.7	75.0	
	実績(%)						

(2) 具体的な事業

事業名	中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会設置運営事業						
内容	圏域のケーブルテレビ事業者をはじめ、行政、民間、地域の関係者等の参加による中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会において、ケーブルテレビ番組の相互放送をはじめ、ケーブルテレビを利活用した広域的な情報提供による生活支援サービス等の調査及び研究を行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> 中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会を設置し、当該研究会の庶務を担当するとともに、ケーブルテレビの利活用に関する調査及び研究を行います。 					
	三朝町	<ul style="list-style-type: none"> 中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会に参加し、ケーブルテレビの利活用に関する調査及び研究に協力します。 					
	湯梨浜町						
	琴浦町						
	北栄町						
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		20	50	50	50	50	220
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	研究会の運営	→	→	→	→	→	
	研究会の拡充	→	→	→	→	→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
倉吉市は、中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会の運営に必要な費用を負担します。							

3 圏域マネジメント能力の強化

ア. 人材の育成・確保イ. 圏域内市町の職員等の交流

◆ 合同研修会の開催・専門人材の確保及び活用・人事交流の実施

(1) 取組の概要

【現状と課題】

住民のライフスタイルが多様化し、住民ニーズがより多様化・高度化する中で、時代や社会の変化を的確に捉えながら、質の高い圏域マネジメントを行うためには、市町職員などの相互研鑽による資質の向上を図るとともに、専門知識を有する人材を有効に活用して、市町職員等に対する研修や業務のサポートなどを実施していく必要があります。

人事交流については、定住自立圏共生ビジョンの中での実施については未着手となっていますが、現在は中部ふるさと広域連合の機能を最大限に活用し、中部圏域の職員の相互派遣による人事交流を実施しています。また、圏域外においても、鳥取県、鳥取県後期高齢者医療広域連合等との人事交流を実施しており、圏域内外のネットワーク化を図り、医療・福祉など様々な分野でマネジメント能力の向上が図られています。

【取組の方針】

圏域のマネジメント能力の強化を図るため、合同研修会の開催、外部の専門人材の活用、人事交流を実施します。

職員の人事交流については、本ビジョンの中で、定住自立圏の各政策分野の取組に必要な場合、関係市町と協議の上、実施します。実施にあたっては、効率的で効果的な人事行政の運営を進め、広域連合等の機能を活用して有機的なマネジメント能力の強化を行います。

定住自立圏形成協定の規定の内容

取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ①生活機能の強化及び結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（以下「前記の政策分野」という。）の取組に必要な圏域の行政及び民間のマネジメント能力を強化するため、甲及び乙の職員等に対する合同研修会を開催する。 ②前記の政策分野の取組に必要な圏域の行政及び民間のマネジメント能力を強化するため、専門的な知識等を有する人材（以下「専門人材」という。）を確保し、圏域全体で活用する。 ③前記の政策分野の取組に必要な甲及び乙のマネジメント能力を強化するため、人事交流を行う。
倉吉市(甲)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ①前記の政策分野の取組に必要な人材の育成に係る合同研修会を開催し、乙に参加の機会を提供する。 ②前記の政策分野の取組に必要な専門人材を確保し、活用する。 ③乙と協議の上、前記の政策分野の取組に必要な人事交流を行う。
関係町(乙)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ①甲の開催する合同研修会を活用する。 ②甲の確保した専門人材を活用する。 ③甲と協議の上、前記の政策分野の取組に必要な人事交流を行う。（※③は、琴浦町及び北栄町に関する協定です。）

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標①	合同研修会に参加した市町職員等の人数
指標②	人事交流の人数

イ. 実績

成果の状況		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
指標①	目標（人）	500人	500人	500人	500人	500人	
	実績（人）						
指標②	目標（人）						
	実績（人）						

(2) 具体的な事業

ア. 合同研修会の開催

事業名	子育て支援に関わる職員等に対する合同研修会の開催事業						
内容	子どもの発達支援についての研修会を合同で開催します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	・合同研修会を企画立案し、開催します。					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	・研修会の運営に協力します。 ・研修会に参加します。					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		400	400	400	400	400	2,000
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	研修の企画立案					→	
	研修会の開催					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
・倉吉市と関係町は、合同研修会の費用を負担します。							

事業名	定住自立圏構想合同勉強会の開催事業						
内容	定住自立圏構想の推進に役立てるため、外部講師を招き、圏域の市町の職員及び地域住民を対象とした合同勉強会を合同で開催します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・合同勉強会を企画立案し、開催します。 ・研修会の運営に協力します。 ・研修会に参加します。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		100	100	100	100	100	500
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	研修の企画立案					→	
	研修会の開催					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
・倉吉市と関係町は、合同勉強会の費用を負担します。							

事業名	地方創生戦略勉強会の開催事業						
内容	地方創生の取り組みを研究するため、外部講師を招き、圏域の市町の職員及び地域住民を対象とした勉強会を合同で開催します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・合同勉強会を企画立案し、開催します。 ・研修会の運営に協力します。 ・研修会に参加します。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		100	100	100	100	100	500
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	研修の企画立案					→	
	研修会の開催					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
・倉吉市と関係町は、合同勉強会の費用を負担します。							

イ. 人事交流の実施

事業名	人事交流の実施事業						
内容	生活機能の強化及び結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の取組に必要な圏域のマネジメント能力を強化するため、必要の都度、関係市町が協議の上、職員の人事交流を実施します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・必要の都度、関係町と協議し、職員の人事交流を実施します。 ・必要の都度、倉吉市と協議し、職員の人事交流を実施します。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		—	—	—	—	—	—
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	人事交流の実施					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
—							

第6章 今後の検討課題

このビジョンを策定する過程において、倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会やパブリックコメントを通じて、中部圏域の将来像の実現に向けた課題や必要な取組に関する多くの意見がありました。

その中には、各市町がそれぞれの考え方で個別に取り組んでいく必要のあるもの、鳥取中部ふるさと広域連合で取り組むべきもの、関係市町間での協議に時間を要するもの、現状の関連制度や技術などの状況から将来的に取組を検討するべきものなど、このビジョンに直ちに反映することが難しいものもあります。

このビジョンは、必要に応じて具体的な取組を評価し、内容の検討を行っていくこととしています。そのため、これらの意見については、今後の検討課題として管理し、引き続き、緊急性や重要性などを踏まえて優先順位を考え、実施に向けた現実的な課題などを整理しながら、具体的な実現方法などの検討を行っていきます。

なお、この検討に当たっては、民間、地域の関係者などの意見を踏まえて、倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会による検討、関係市町との協議や鳥取中部ふるさと広域連合との調整を行いながら進めていきます。

(1) 生活機能の強化に関連する主な検討課題

【医療】

- ① 救急医療体制（一次～三次救急体制）の充実
 - ・・・専門医療機能の向上、搬送体制の改善 等
- ② 地域医療体制の充実
 - ・・・医師の確保、在宅医療を進める体制の整備、通院手段の確保、鳥取看護大学との連携等

【福祉】

- ① 福祉サービスの充実
 - ・・・介護保険や障がい福祉等に関するサービスの充実 等

【教育】

- ① 体育施設等の教育施設の機能の維持及び相互利用の促進
 - ・・・生涯学習施設等の機能の充実、体育施設の利用料の統一等による利用環境の改善 等
- ② 教育環境の整備・充実
 - ・・・家庭での教育の充実、学校の統廃合の検討、公民館等での福祉講座の充実 等

【産業】

- ① 産業基盤の強化・充実
 - ・・・農業の後継者育成、収益性のある農業体制の確立や一次加工体制の確保、地場産業の育成、既存産業への支援、中心市街地の活性化や空き店舗の活用、雇用対策等
- ② 広域観光体制の充実及び強化による広域観光の推進
 - ・・・ウォーキングリゾートの推進、修学旅行の誘致等

【環境】

① 環境保全の推進

- ・・・自然環境の保護・保全、低炭素社会の構築、住民参加の環境への取組等

(2) 結びつきやネットワークの強化に関連する主な検討課題

【地域公共交通】

① 交通ネットワーク体制の整備・充実

- ・・・移動しやすい交通体制の整備、高齢者の移動手手段の確保等

【ICTインフラ整備】

① ICT利活用の推進

- ・・・圏域情報の発信力の強化、ICTの利活用による生活支援の充実等

【道路ネットワーク】

① 道路ネットワークの構築

- ・・・道路整備の促進 等

【交流・移住促進】

① 交流による賑わいの創出づくり

- ・・・交流の場や機会の提供、未婚・晩婚化の解消への取組みの推進等

【その他の連携】

① 圏域情報の発信

- ・・・年代に応じた情報提供手段の確保・充実、メール配信システムの共同利用等

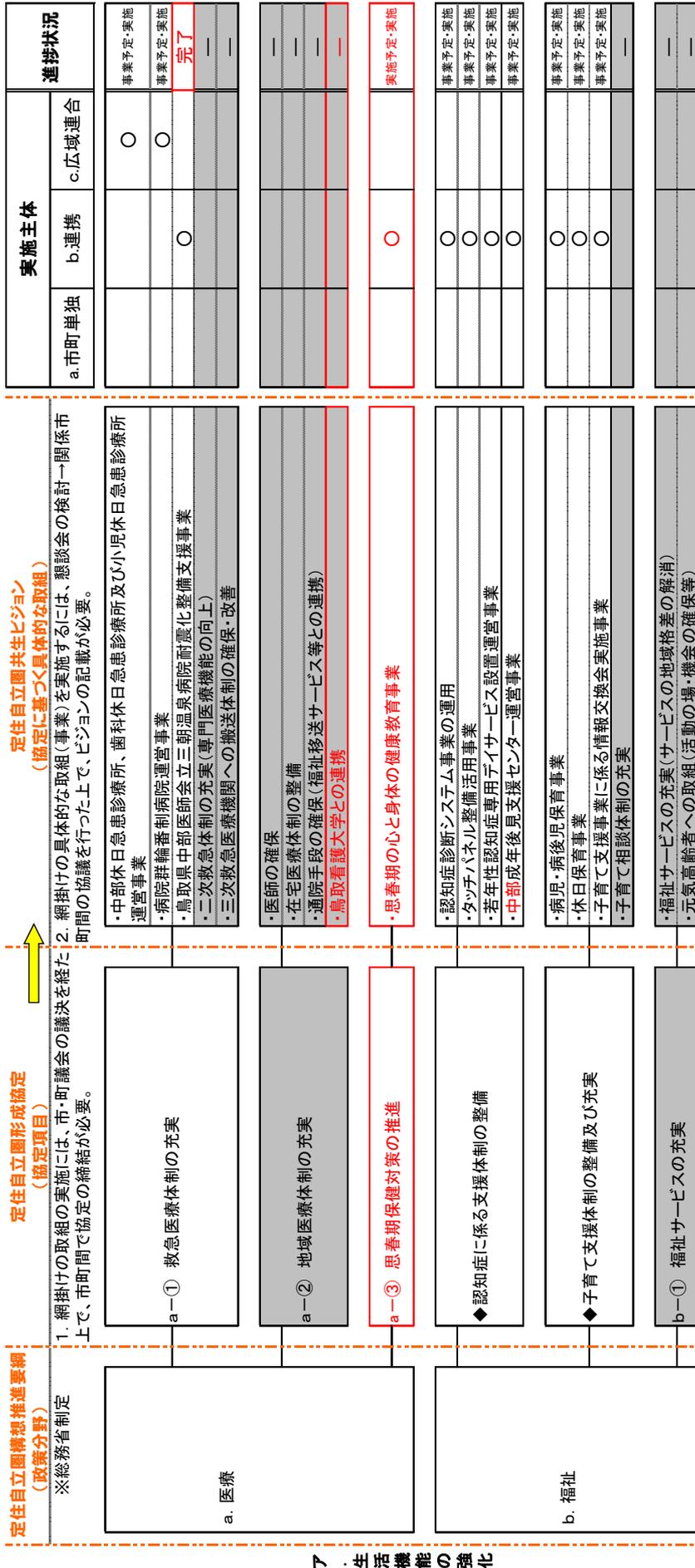
(3) 圏域マネジメント能力の強化に関連する主な検討課題

【その他の連携】

① 圏域内の人材の育成と活用による地域力の向上

- ・・・各地域の生活課題の把握、若者と地域の絆づくり等

■今後の検討課題(具体的な取組の体系図)



※網掛けの項目は、今後、検討を要する課題であり、検討の結果、定住自立圏構想推進要綱に基づき取り組んでいく場合には、定住自立圏形成協定の変更又は定住自立圏共生ビジョンの修正が必要です。

【進捗状況】
 ①検討中 ②事業予定・実施
 ③完了 ④保留 ⑤廃止



定住自立圏構想推進要綱
(政策分野)
※総務省制定

定住自立圏形成協定
(協定項目)

定住自立圏共生ビジョン
(協定に基づく具体的な取組)

1. 網掛けの取組の実施には、市・町 議会の議決を経た上で、市町間で協定の締結が必要。
2. 網掛けの具体的な取組(事業)を実施するには、懇談会の検討一関係市町間の協議を行った上で、ビジョンの記載が必要。

定住自立圏構想推進要綱 (政策分野)	定住自立圏形成協定 (協定項目)	定住自立圏共生ビジョン (協定に基づく具体的な取組)	実施主体		進捗状況
			a.市町単独	b.連携 c.広域連合	
c. 教育	◆鳥取県中部子ども支援センターの維持及び教育相談体制の充実	鳥取県中部子ども支援センター運営事業 鳥取県中部子ども支援センター移転事業 鳥取県中部子ども支援センター機能拡充検討事業	○	○	事業予定・実施 完了 事業予定・実施
	◆体育施設の機能の維持及び強化	体育施設機能調査・活用検討事業 倉吉市宮陸上競技場整備事業 倉吉市宮陸上競技場維持管理事業 その他の体育施設の整備・改修による機能の維持	○	○	事業予定・実施 完了 事業予定・実施
	c-① 体育施設等の教育施設の機能の維持及び相互利用の促進	体育施設の利用環境の改善(利用料の統一等) 各種生涯学習施設の機能調査・利用促進の検討 各種生涯学習施設の整備・改修による機能の維持			—
	c-② 教育環境の整備・充実	家庭教育の啓発 学校の適正規模の検討・見直し 地域における社会教育の推進(福祉分野等)			—
d. 産業振興	◆広域観光体制の充実及び強化による広域観光の推進	とっとり親の花温泉郷広域観光協議会支援事業 観光商品の開発強化等による観光推進事業 情報発信・セールスプロモーションの強化事業 八橋往来周辺の魅力創造・発信事業 ウオーキングリゾートの推進 修学旅行の誘致	○	○	事業予定・実施 事業予定・実施 事業予定・実施 事業予定・実施 —
	◆企業誘致の推進	圏域への企業誘致推進事業 関西事務所を活用した圏域への企業誘致推進事業 新規雇用における補助	○	○	事業予定・実施 事業予定・実施 事業予定・実施
	d-① 産業基盤の強化・充実	第一次産業の後継者の育成 収益性のある農業体制の確立(一次加工等の取組) 6次産業の創出等による地場産業の育成 既存企業等への育成支援策の充実 商店街・市街地の活性化(空き店舗等の活用促進等) 医療・福祉産業の育成 物販等のセールスプロモーションの強化 若者に対する就労支援の取組 中心市街地活性化の推進			—
e. 環境	e-① 環境保全の推進	自然環境の保護・保全 低炭素社会の構築(カーボン・オフセット等の取組) 地域ぐるみによる環境関連活動の推進			—

※網掛けの項目は、今後、検討を要する課題であり、検討の結果、定住自立圏構想推進要綱に基づき取り組んでいく場合には、定住自立圏形成協定の変更又は定住自立圏共生ビジョンの修正が必要です。

【進捗状況】
① 検討中
② 事業予定・実施
③ 完了
④ 保留
⑤ 廃止

7. 生活機能の強化

第2次鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン

平成27年3月 日策定

■発行：倉吉市

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町 722

TEL 0858-22-8111 FAX 0858-22-1087

公式サイト <http://www.city.kurayoshi.lg.jp/>

■編集：倉吉市 企画振興部総合政策課

第2次鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン（素案②）の変更のポイント

主な変更ポイント

- 前回のビジョン懇談会に提案した素案の内容について、各分野の専門部会での協議を踏まえ、必要な修正を加えています。なお、修正を加えた箇所は、青色のアンダーラインで判別できるように表示しています。
- 第3章中、各事業の取組み成果の項目に具体的な目標値を設定しました。
- 第3章中、具体的な事業の項目について、各事業の概算事業費を見直しました。
- 第3章中、広域観光の取組みについて八橋往来関係の事業を加えました。
(資料1-1 45頁)
- 第3章中、企業誘致の取組みについて雇用創出奨励制度に係る事業を加えました。
(資料1-1 49頁)
- その他、必要な文言の修正等を行いました。

前回のビジョン懇談会で提案のあったご意見について

前回のビジョン懇談会で提案いただいたご意見については、次のとおり対応させていただきます。

- **市営陸上競技場及び野球場駐車スペースの拡充について**

平成23年度に市営野球場の施設の不備などにより、高校野球大会の会場として適格でないと指摘されたことがありましたが、その後に施設を改修するなどして対応し、今後も計画的に改修を実施する計画としています。また、駐車場についても、平成24年度に約90台分を増設整備し、さらに夏の大会の際には、ボランティアの方々に交通整理の協力をいただきながら、成徳小学校の敷地を借りるなど、高校野球連盟と協議しながら大会運営の対応をしています。このような状況から、新たな施設整備については、圏域の取組みとしては行わないこととします。

- **中部発！食のみやこフェスティバルの常設化について**

食のみやこフェスティバルについては、中部地域の農林水産物等を結集し、県内外の消費者へ広くPRするため、地元企業、行政、生産者等が一体となって協力しながら、期間限定のイベントとして定期的に開催しています。

食に関わる“お祭り”として農林水産物の直売、屋台、伝統芸能・文化活動等のステージ、アーティストによるライブ、講演会、体験企画、お楽しみ抽選会等を複合的に実施するイベントとして企画しており、通年で行う性格の事業ではございませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

- **定住自立圏及び地方創生に関する民間レベルでの勉強会の開催について**

対象を職員に限定せず事業を設定しましたので、民間レベルでの参加も視野に入れた企画としました。

- **NCN及びTCCでの情報の相互発信について**

相互発信について、関係機関と協力し、引き続きいて実施に向けて協議を進めてまいります。

閉会後にお寄せいただいたご意見

- **地方創生戦略に絡めた奨学制度の充実について**

地方創生に係る奨学制度の充実については、自治体・企業が地域に求める人材が雇用された場合は、その学生の日本学生支援機構からの奨学金が減免されるという制度が検討されています。国の動向を注視しながら、引き続き研究を進めていきたいと思ひます。

- **芸術に触れる教育環境の充実について**

他の圏域の事例を見ると、文化芸術の振興事業として定住自立圏として取り組んでいるものが見られます。本圏域においても、そのようなニーズがあれば対応したいと思ひますので、今後も調査研究を進めていきたいと思ひます。

- **圏域での通学費補助制度の充実について**

中部地区公共交通協議会等と連携しながら、課題の把握、その解決の方法など、今後協議を進めたいと思ひます。

第2次鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン

発進！とっとり中部
～絆と自立、癒しと活力を育む圏域～

素 案②

平成27年3月 日

鳥取県 倉吉市

目次

第1章 はじめに	1
1 ビジョンの目的	1
2 定住自立圏の名称及び構成市町	1
3 ビジョンの期間	2
4 ビジョンの進行管理	2
第2章 圏域の概況	3
1 地勢	3
2 土地利用・自然環境	3
3 人口・世帯	4
4 医療	13
5 福祉	13
6 教育	14
7 産業振興	14
8 地域公共交通・道路ネットワーク	15
9 地産地消	17
10 移住・交流	18
11 情報・広報	18
12 人材	19
第3章 圏域の課題と可能性	20
1 圏域の課題	20
2 圏域の可能性	23
第4章 圏域の将来像	25
1 圏域の将来像	25
2 圏域づくりの基本方針	26
第5章 定住自立圏形成協定に基づく具体的な取組	22
1 生活機能の強化	29
2 結びつきやネットワークの強化	48
3 圏域マネジメント能力の強化	59
第6章 今後の検討課題	8685
付属資料	68

第1章 はじめに

1 ビジョンの目的

定住自立圏共生ビジョンは、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）及び定住自立圏形成協定（平成22年3月31日倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町締結）に基づき、中長期的な観点から圏域の将来像とその実現のために必要な具体的な取組を示すものです。

これにより、定住自立圏の圏域全体で人口の「定住」に必要な都市機能と生活機能を確保するとともに、圏域の地域資源を有効に活用して、「自立」に必要な経済基盤を培い、圏域全体の魅力の向上と活性化を図ることにより、圏域における定住を促進し、持続可能な圏域社会を構築することを目的としています。

また、このビジョンは、協定に基づく具体的な取組の推進に当たり、総務省をはじめ、国の各府省の支援の根拠となる計画です。

2 定住自立圏の名称及び構成市町

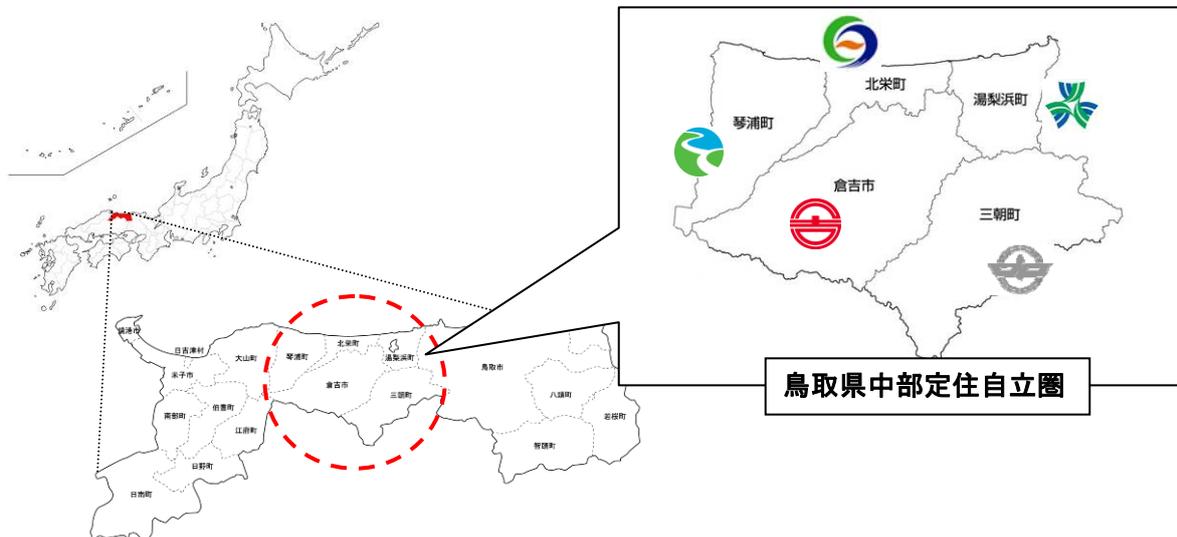
(1) 定住自立圏の名称

鳥取県中部定住自立圏

(2) 定住自立圏の構成市町

鳥取県中部定住自立圏は、倉吉市を中心市とし、周辺の三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町の1市4町で構成された圏域となっています。

県内では、中部圏域のほかに県西部に位置する中海圏域（中心市：米子市・島根県松江市）と、県東部に位置する鳥取・因幡圏域（中心市：鳥取市）が存在しており、タイプとしては、中海圏域が「県境型・複眼型」、鳥取・因幡圏域が「大規模中心市型」となっています。この2つの圏域の間に位置する中部圏域は、コンパクトな自立圏域を目指す「小規模中心市型」に分類されます。

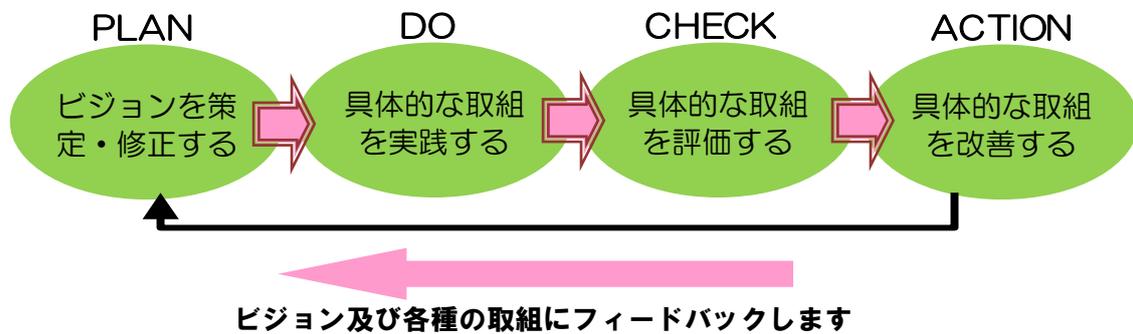


3 ビジョンの期間

このビジョンで示す将来像の実現に向けた具体的な取組の計画期間は、平成2722年度から平成3126年度までの5年間とします。

4 ビジョンの進行管理

このビジョンは、策定後、定期的に具体的な取組の進捗状況を把握するとともに、取組の評価・検討を行い、その結果を反映させていく「計画 (Plan)」、「実行 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Action)」の循環型のマネジメントサイクル (PDCAサイクル) に基づき、毎年度必要に応じて見直しを行います。



■ビジョンの年間サイクル

	平成 <u>2227</u> 年度	平成 <u>2328</u> 年度	平成 <u>2429</u> 年度	平成 <u>2530</u> 年度	平成 <u>2631</u> 年度
ビジョンの策定・修正 (実施主体：倉吉市)	→	→ 必要に応じて見直し・改善			
具体的な取組の実施 (実施主体：1市4町)	→	→ 必要に応じて改善			
ビジョンの評価・検討 (実施主体：懇談会)	→	→ 必要に応じて評価・検討			

第2章 圏域の概況

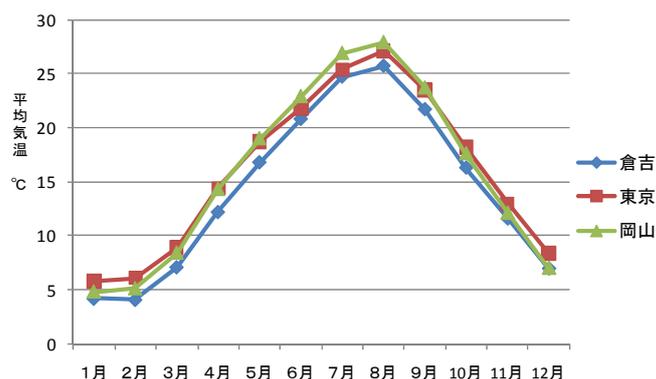
1 地勢

(1) 面積・位置

中部圏域は、鳥取県の中央部に位置し、北部は日本海沿岸、東部は県庁所在地の鳥取市、南部は岡山県、西部は大山町と江府町に隣接する圏域となっています。その総面積は780.6km²で、鳥取県の約22%を占めています。

(2) 気象

気候は日本海岸気候区に属し、年間平均気温（1979年～2000年）は14.4℃となっています。年間平均気温を山陽地方の岡山と比べると約1℃、東京と比べると約1.5℃低くなっており、比較的低い気温といえます。



2 土地利用・自然環境

中部圏域全体における土地利用別面積をみると、山林・原野が464.4km²（59.5%）、農用地が130.6km²（16.7%）で、自然的土地利用は595.0km²（76.2%）と圏域の約4分の3を占めています。

地形は、周囲を山麓に囲まれており、国道や県道沿いに市街地が形成されています。また、白い砂浜と青く輝く日本海をはじめ、天神川に代表される河川、打吹山、三徳山、船上山などの山岳、東郷池、北条砂丘など、多種多様で豊かな自然環境が中部圏域の大きな魅力となっています。

■土地利用別面積

		倉吉市	三朝町	湯梨浜町	琴浦町	北栄町	定住自立圏
農用地	田	31.51 31.37	7.30 6.76	13.90	15.52 15.50	9.87 9.80	130.62
	畑	16.75 16.75	2.18 2.08	15.55	16.27	17.32 17.06	131.14
山林		59.81 59.82	221.06	39.34	82.78	13.72	464.35
原野		47.64 47.65	221.73	34.13	84.65	13.75	414.08
水面・河川・水路等		0.17	-	5.45 4.14	0.22 -	-	5.84 4.31
宅地		11.70 11.79	1.66 1.70	3.54 3.57	4.56 5.33	4.49 4.53	25.95 26.92
雑種地		4.25 4.3	1.26 1.19	= 1.10	1.75 -	-	7.26 6.59
その他		100.32 100.30	-	15.72 19.46	18.78 18.13	11.75 12.01	146.57 149.90
合計		272.15	233.46	77.95	139.88	57.15	780.59

資料：各市町勢要覧、都市マスタープラン、土地利用計画など（単位：km²）

※各市町によって分類が異なる場合があります。

3 人口・世帯

(1) 人口推移

中部圏域の人口推移を長期的なスパンで見ると、昭和55年から昭和60年の高度経済成長時代と時期を同じくして、総人口は増加の傾向を示しており、昭和60年には122,939人まで達しています。しかし、昭和60年から平成17年までの推移では、一転して減少傾向となっています。

また、年齢3区分別人口の推移についてみると、圏域全体では年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少し、高齢者人口（65歳以上）が増加している傾向がうかがえます。年齢の構成比で見ると、平成7年を境に、高齢者人口の割合が年少人口の割合を上回るようになっていきます。生産年齢人口の割合については、年々少なくなっている状況です。

■人口の経年変化

		倉吉市	三朝町	湯梨浜町	琴浦町	北栄町	定住自立圏	
							圏域計	構成比
昭和55年	総数	57,252	8,771	17,488	22,150	15,772	121,433	100.0
	0～14歳	12,479	1,608	3,450	4,588	3,373	25,498	21.0
	15～64歳	37,580	5,707	11,346	14,446	10,137	79,216	65.2
	65歳以上	7,192	1,456	2,692	3,116	2,262	16,718	13.8
昭和60年	総数	57,306	8,880	17,498	22,326	16,929	122,939	100.0
	0～14歳	12,181	1,665	3,529	4,555	3,852	25,782	21.0
	15～64歳	36,821	5,623	10,918	14,221	10,484	78,067	63.5
	65歳以上	8,304	1,592	3,051	3,550	2,593	19,086	15.5
平成2年	総数	56,602	8,700	17,309	21,736	17,155	121,502	100.0
	0～14歳	10,741	1,582	3,328	4,044	3,589	23,284	19.2
	15～64歳	36,031	5,289	10,478	13,599	10,560	75,957	62.5
	65歳以上	9,830	1,829	3,502	4,093	3,002	22,256	18.3
平成7年	総数	55,669	8,356	17,167	21,184	17,228	119,604	100.0
	0～14歳	9,332	1,322	3,007	3,533	3,195	20,389	17.0
	15～64歳	34,883	4,958	10,177	12,797	10,563	73,378	61.4
	65歳以上	11,454	2,076	3,983	4,854	3,470	25,837	21.6
平成12年	総数	54,027	7,921	17,381	20,442	16,915	116,686	100.0
	0～14歳	8,037	1,060	2,811	3,003	2,589	17,500	15.0
	15～64歳	33,169	4,557	10,277	12,024	10,412	70,439	60.4
	65歳以上	12,790	2,304	4,293	5,410	3,914	28,711	24.6
平成17年	総数	52,592	7,509	17,525	19,499	16,052	113,177	100.0
	0～14歳	7,159	910	2,605	2,656	2,196	15,526	13.7
	15～64歳	31,695	4,285	10,393	11,203	9,817	67,393	59.5
	65歳以上	13,725	2,314	4,527	5,638	4,039	30,243	26.7
平成22年	総数	50,720	7,015	17,029	18,531	15,442	108,737	100.0
	0～14歳	6,572	822	2,436	2,418	2,004	14,252	13.1
	15～64歳	29,858	3,901	10,003	10,343	9,236	63,341	58.3
	65歳以上	14,290	2,292	4,590	5,770	4,202	31,144	28.6

資料：国勢調査（単位：人、%）

※総数は年齢不詳分を含んでいるため、合計等の数値が合致しない場合があります。

(2) 世帯数

世帯数の経年変化をみると、中部圏域全体では平成2年から平成~~22~~21年までの~~2015~~年間で~~2,6612,643~~世帯が増加、~~年間平均で約176世帯が増加~~していることがうかがえます分かります。

一方、世帯人員の経年変化をみると、年々減少傾向にあり、核家族化が進行している傾向となっていますが続いています。

■世帯数と世帯人員の経年変化

		倉吉市	三朝町	湯梨浜町	琴浦町	北栄町	定住自立圏
世帯数	平成2年	16,750	2,566	4,580	5,826	4,330	34,052
	平成 17 <u>22</u> 年	18,119 <u>18,266</u>	2,511 <u>2,385</u>	5,365 <u>5,418</u>	5,834 <u>5,964</u>	4,736 <u>4,810</u>	36,695 <u>36,713</u>
世帯人員	平成2年	3.38	3.39	3.78	3.73	3.96	3.57
	平成 22 <u>21</u> 年	2.90 <u>2.78</u>	2.99 <u>2.94</u>	3.27 <u>3.14</u>	3.27 <u>3.18</u>	3.39 <u>3.21</u>	3.08 <u>2.96</u>

資料：国勢調査（単位：世帯、人/世帯）

(3) 人口動態

平成17年から平成~~21~~25年にかけての自然増減数（出生人口と死亡人口の差）は、平成17年の湯梨浜町以外、いずれも減少しています。社会増減数（転入人口と転出人口の差）については、平成17年、と平成18年、22年、24年及び25年の湯梨浜町並びに平成24年の琴浦町以外、いずれも減少となっています。

また、自然増減数と社会増減数の和で表される人口動態については、自然増減数の傾向と同様で、平成17年の湯梨浜町のみ増加を示すものとなっています。

■人口動態の経年変化

	倉吉市			三朝町			湯梨浜町			琴浦町			北栄町		
	人口動態	自然増減数	社会増減数	人口動態	自然増減数	社会増減数	人口動態	自然増減数	社会増減数	人口動態	自然増減数	社会増減数	人口動態	自然増減数	社会増減数
平成17年	-553	-145	-408	-118	-77	-41	128	2	126	-213	-109	-104	-220	-108	-112
平成18年	-426	-112	-314	-82	-27	-55	-48	-72	24	-220	-89	-131	-127	-81	-46
平成19年	-706	-224	-482	-62	-30	-32	-81	-61	-20	-293	-154	-139	-81	-60	-21
平成20年	-367	-191	-176	-100	-25	-75	-110	-33	-77	-242	-120	-122	-243	-67	-176
平成21年	-309	-181	-128	-129	-57	-72	-163	-55	-108	-195	-119	-76	-92	-66	-26
平成 21 <u>22</u> 年	-467 <u>-467</u>	-229 <u>-229</u>	-238 <u>-238</u>	-109 <u>-109</u>	-54 <u>-54</u>	-55 <u>-55</u>	-31 <u>-31</u>	-61 <u>-61</u>	30 <u>30</u>	-192 <u>-192</u>	-135 <u>-135</u>	-57 <u>-57</u>	-129 <u>-129</u>	-92 <u>-92</u>	-30 <u>-30</u>

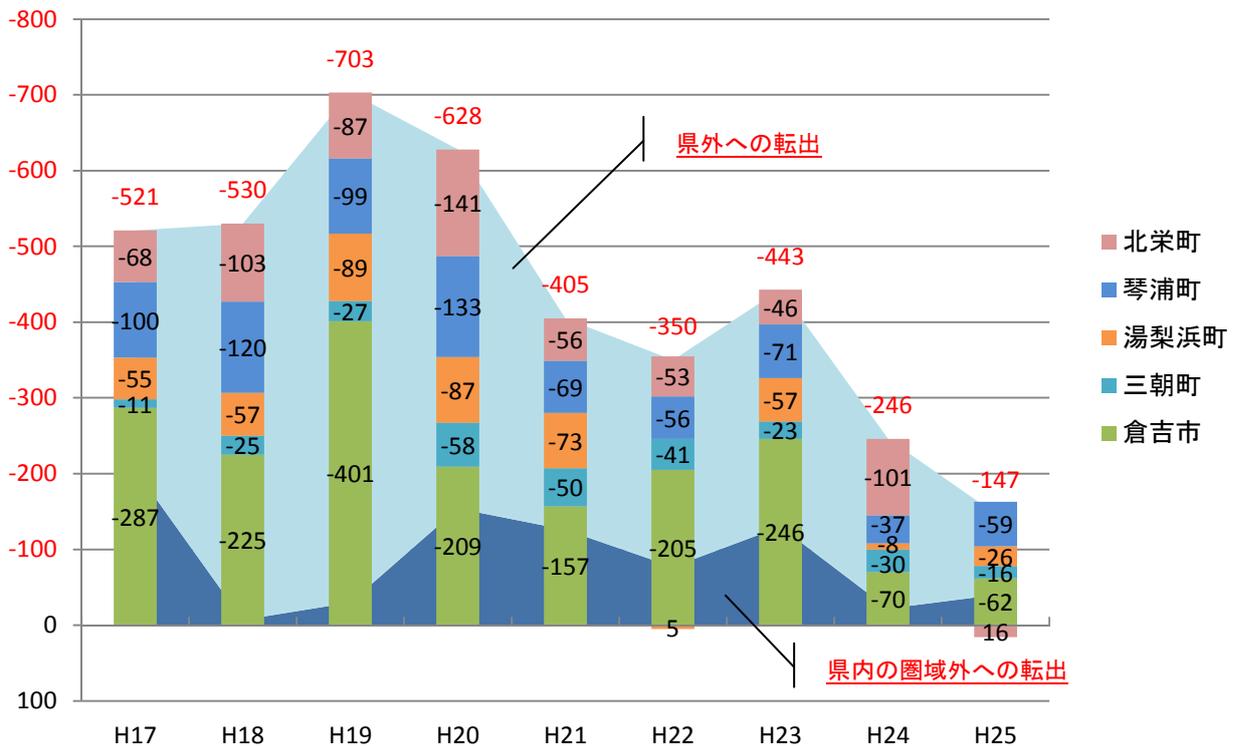
	倉吉市			三朝町			湯梨浜町			琴浦町			北栄町		
	人口動態	自然増減数	社会増減数												
平成23年	-418	-176	-242	-66	-52	-14	-75	-61	-14	-272	-152	-120	-150	-97	-53
平成24年	-317	-250	-67	-137	-74	-63	-89	-103	14	-154	-157	3	-207	-74	-133
平成25年	-418	-293	-125	-80	-79	-1	-83	-83	0	-225	-186	-39	-76	-94	18

資料：とっとり統計ナビ [鳥取県人口移動調査](#) (単位：人)

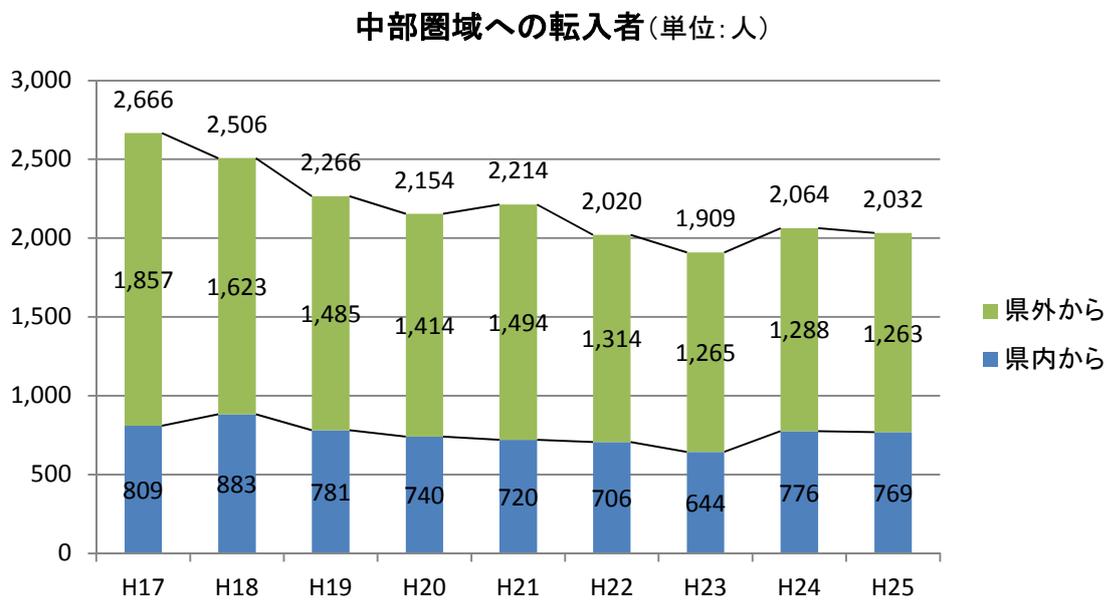
(4) 中部圏域からの人口流出状況

鳥取県中部圏域における平成17年から平成25年にかけての鳥取県中部圏域における社会増減超過数（圏域の市町間での人口移動の除いた転入人口と転出人口の差）は、転出人口が転入人口を常に上回っている状況で、その差は平成17年にもっとも大きな状態となりましたが、その後は、平成23年を除き、減少傾向が続いています。このことから、近年では中部圏域からの人口流出が鈍化していることを示すものとなっています。

中部圏域の社会増減超過数(単位:人)

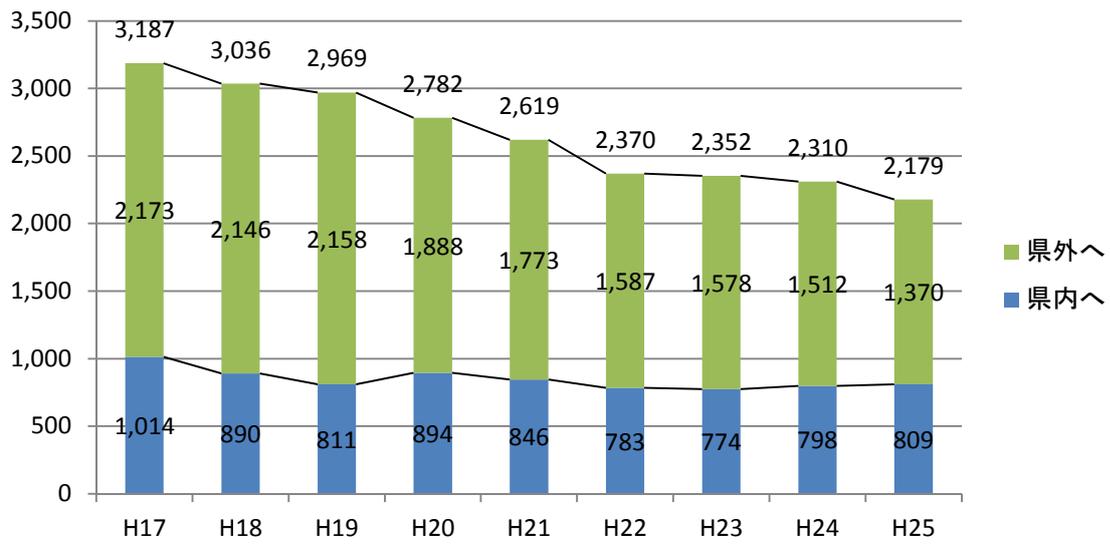


資料：とっとり統計ナビ 鳥取県人口移動調査（単位：人）
※中部圏域の市町同士での移動は除いている。



資料：とっとり統計ナビ 鳥取県人口移動調査（単位：人）
※中部圏域の市町同士での移動は除いている。

中部圏域からの転出者(単位:人)



資料：とっとり統計ナビ 鳥取県人口移動調査(単位:人)

※中部圏域の市町同士での移動は除いている。

(4-5) 昼夜間人口比率

中部圏域の昼夜間人口比率（常住人口100人当たりの昼間人口の割合）をみると、倉吉市では昼夜間人口比率が100を超えています、他の4町ではいずれも100以下となっています。

■昼夜間人口比率

	倉吉市	三朝町	湯梨浜町	琴浦町	北栄町	定住自立圏
平成12年	111.3	88.9	80.2	94.2	87.8	98.8
平成17年	111.6	89.7	79.9	96.6	88.1	99.3
平成22年	111.4	89.9	80.9	93.6	88.8	99.0

資料：国勢調査（単位：なし）

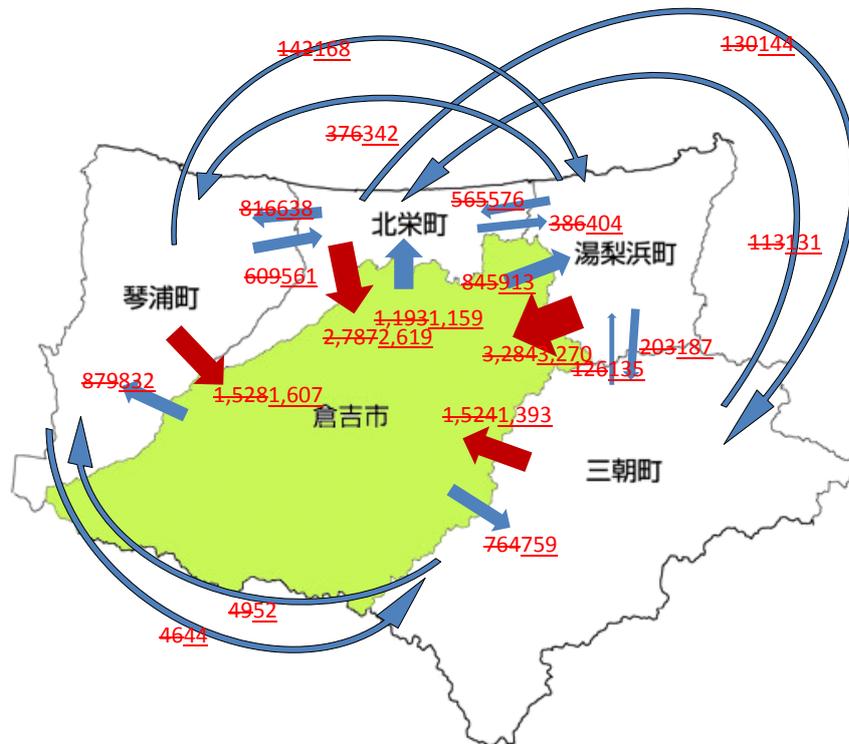
注釈：昼夜間人口比率＝（昼間人口／常住人口）×100

(5-6) 通勤・通学の状況

平成1722年の国勢調査において、各市町に常住する就業者と通学者が圏域内の他市町へ通勤・通学している状況をみると、4町のいずれも、倉吉市へ通う人が多くなっています。

また、倉吉市からは北栄町へ通う人が最も多く、次いで琴浦町、湯梨浜町、三朝町の順となっています。

■通勤・通学の状況

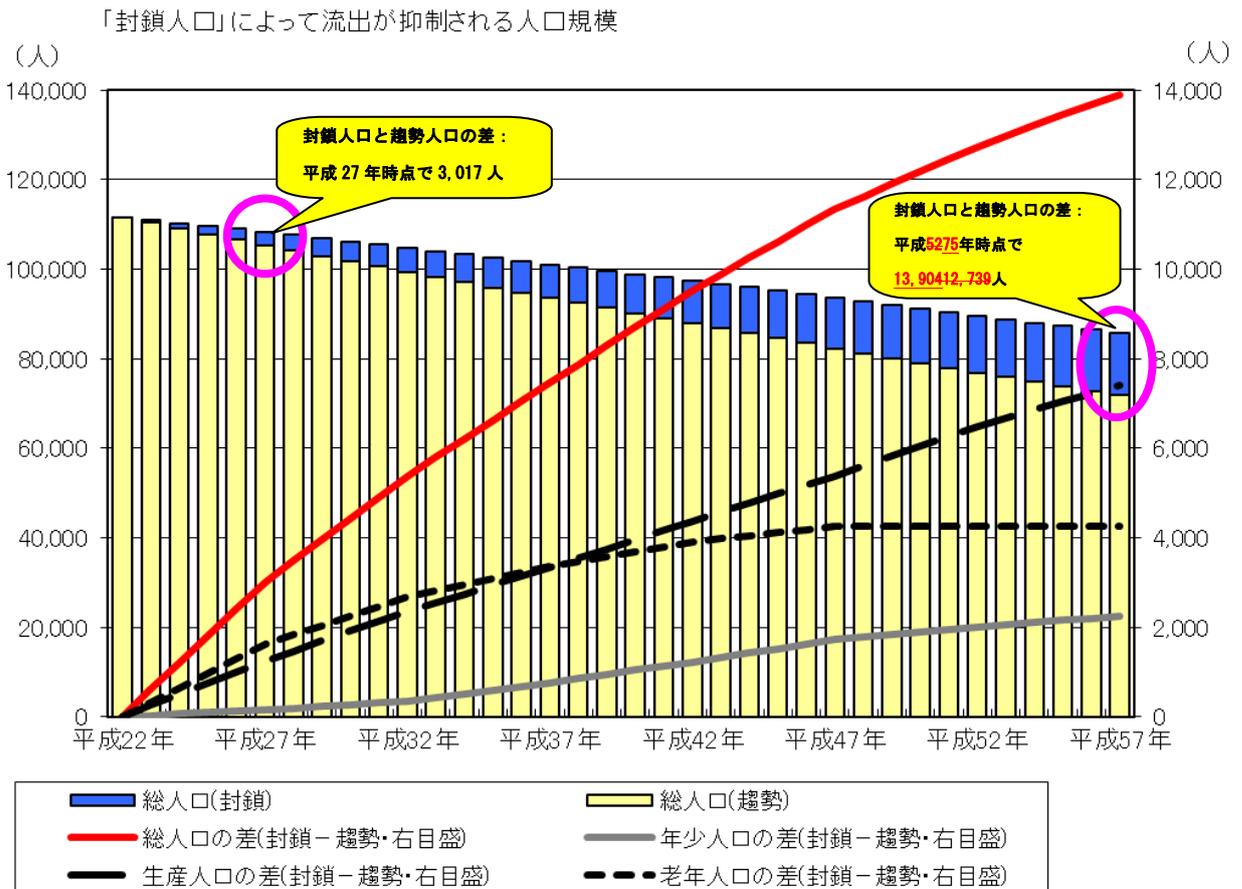


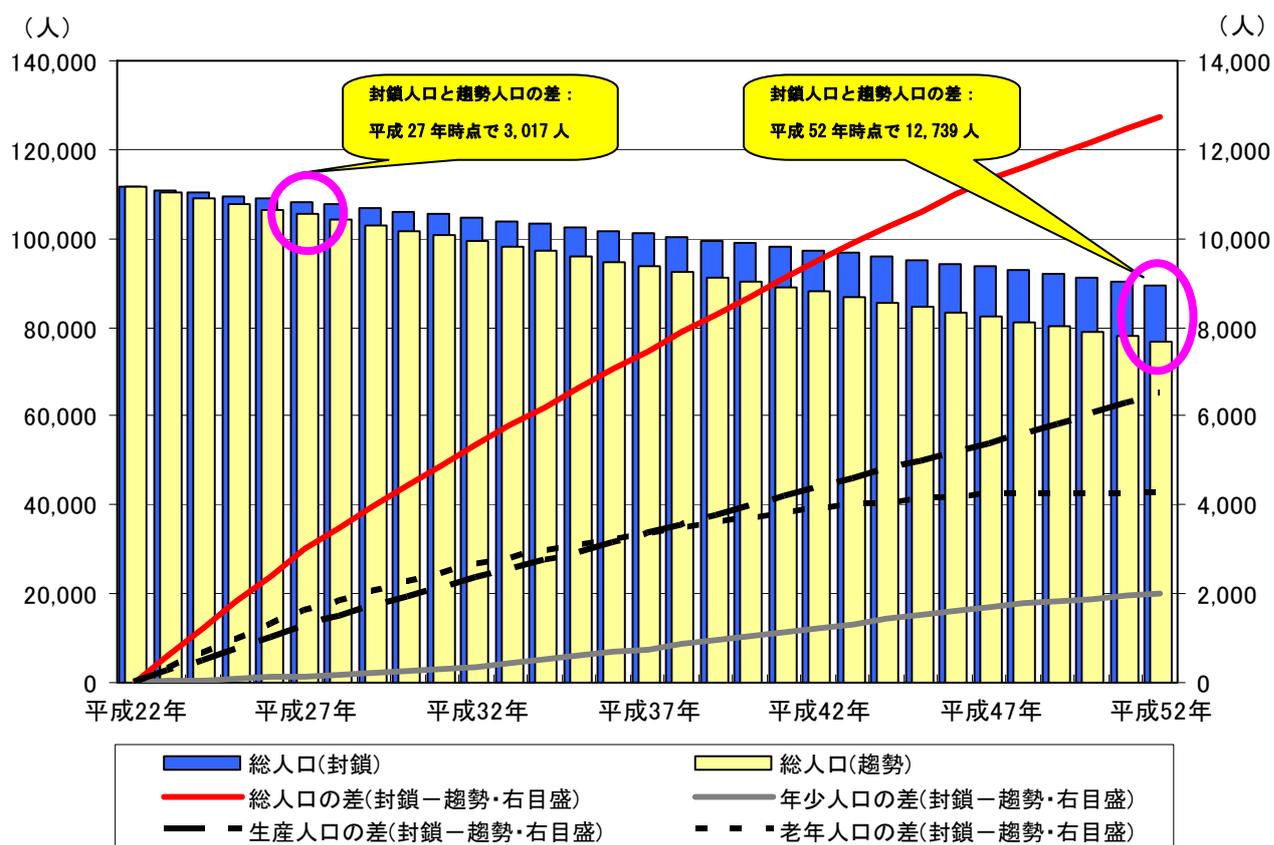
資料：国勢調査（単位：人）

(6-7) 将来人口

平成22年以降の将来人口は、市町によって若干の差はあるものの、いずれにおいても、今後も減少する傾向であると推測されます。また、これまでの人口推移がこのまま続くと仮定して推計した人口（趨勢人口）と社会移動が無いものと仮定して推計した人口（封鎖人口）を比較すると、30年後の平成57年には約13.4万人の差が発生するものと試算され、社会移動による減少の傾向が続いている中部圏域においては、人口の流出を抑制することが、ひとつの定住対策の目安として捉えることができるものと考えます。

■「封鎖人口」によって流出が抑制される人口規模





推計方法：平成22年～52年までは、平成17年～平成22年の各年9月30日現在の各市町の住民基本台帳人口（外国人を含む）を基に、平成22年を基準年としてコーホート要因率法により推計し、それ以降はそれ以前の推計データのトレンドを元に推計しました。ました。0～4歳人口については、子ども女性比（0～4歳人口と15～49歳女性人口の比率）により算出しました。5歳以上人口の推計には、平成19年鳥取県生命表を使用しました。

■将来人口の推計(趨勢人口)

	平成22年	平成25年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年
倉吉市	50,977	49,274 (49,771)	48,289	45,647	43,031	40,428	37,852	35,342	33,023
三朝町	7,285	7,041 (6,985)	6,704	6,168	5,659	5,181	4,728	4,297	4,072
湯梨浜町	17,744	17,154 (17,506)	16,979	16,249	15,547	14,866	14,179	13,479	12,478
琴浦町	19,343	18,696 (18,668)	18,061	16,850	15,707	14,628	13,589	12,599	11,815
北栄町	16,193	15,656 (15,746)	15,308	14,467	13,632	12,800	11,960	11,117	10,412
定住自立圏	111,542	107,821 (108,676)	105,341	99,381	93,576	87,903	82,308	76,834	71,800

資料：各市町住民基本台帳（平成22年10月1日時点。外国人を含む）より作成（単位：人）。平成25年の括弧書き
 の中は同年10月1日時点の住民基本台帳人口

■将来人口の推計(年齢3区分別の趨勢人口・封鎖人口)

	平成22年	平成25年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年
趨勢人口※	111,542	107,821 (108,676)	105,341	99,381	93,576	87,903	82,308	76,834	71,800
0～14歳	14,354	13,795 (13,880)	13,422	12,478	11,465	10,516	9,634	8,887	8,202
15～64歳	66,110	63,756 (62,657)	60,226	55,033	51,089	48,013	45,289	41,434	37,927
65歳以上	31,078	31,324 (32,139)	31,693	31,870	31,021	29,374	27,386	26,514	25,671
封鎖人口※	111,542	109,632	108,358	104,749	101,044	97,419	93,649	89,574	85,704
0～14歳	14,354	13,884	13,571	12,827	12,228	11,742	11,351	10,890	10,450
15～64歳	66,110	63,331	61,478	57,381	54,426	52,388	50,668	47,917	45,324
65歳以上	31,078	32,417	33,309	34,541	34,390	33,289	31,629	30,767	39,930
封鎖人口と 趨勢人口との差※	0	1,811	3,017	5,369	7,468	9,516	11,340	12,739	13,904
0～14歳	0	90	149	350	762	1,226	1,718	2,002	2,248
15～64歳	0	751	1,252	2,348	3,337	4,375	5,379	6,483	7,397
65歳以上	0	970	1,616	2,671	3,369	3,915	4,243	4,253	4,259

資料：各市町住民基本台帳（平成22年10月1日時点。外国人を含む）より作成（単位：人）。平成25年の括弧書き
 の中は同年10月1日時点の住民基本台帳人口

※ 小数点以下の処理により、合計等の数値が合致しない場合があります。

※ 趨勢人口…これまでの人口動態（自然増減と社会増減の和）が今後も続くと仮定して推計した人口

封鎖人口…人口動態のうち、社会増減（転入と転出の差）が全く無いものと仮定して推計した人口

封鎖人口と趨勢人口との差…封鎖人口から趨勢人口を引いた値

4 医療

倉吉市には、病院及び診療所並びに、医師など、医療機関の基盤が最も整っており、三朝町には（公社）鳥取県中部医師会立三朝温泉病院など、中部保健医療圏で重要な役割を果たしている医療機関があります。他の3町では診療所が中心となり、医療を行っている状況です。医師数でみると、倉吉市を除く4町で、特に精神科循環器内科、消化器内科、眼科、小児科、産科などの診療科目に従事する医師の数が少ない状況となっています。

また、県内の病院における保健医療圏（東部・中部・西部）ごとの患者住所地別の入院患者の状況をみると、東部と西部では、患者の90%以上が自圏域の医療機関へ入院していますが、保健医療圏域別での入院状況は、中部圏域では、一般病床と精神病床の患者が他圏域への入院がやや高い傾向にあります。これは、している割合が若干多くなっています。一般病床については三次医療を東部・西部で行っていること、精神病床については中部に一つしか入院医療機関がないこととの関連が考えられます。しかしながら、中部の患者の85%以上は、中部圏域で入院していることから、おおむね中部圏域で医療が成り立っている状況です。

5 福祉

(1) 高齢者福祉

高齢者を取り巻く状況をみると、中部圏域の高齢化率は26.729.5%となっており、特に三朝町（30.833.1%）、琴浦町（28.931.7%）で高くなっています。また、圏域内で比較すると、三朝町では、高齢者夫婦の世帯、単身高齢者の世帯の数が多く、琴浦町では、高齢者夫婦の世帯の数が多くなっています。

また、要介護（要支援）認定者では、軽度（要支援1、要支援2、要介護1）の割合が倉吉市で50%を超えています。琴浦町、北栄町で40%を超えています。また、中度（要介護2、要介護3）の割合は北栄町で40%、三朝町で37.3%、重度（要介護4、要介護5）の割合はについても北栄町で27.123.9%と、それぞれ圏域内で最も高くなっています。

介護保険サービス等の状況では、倉吉市にサービス事業所の数が最も多く、各町では居宅サービスを中心に供給基盤が確保されている状況です。圏域全体でみると、居宅系の介護サービスは一定程度整えられている状況ですが、施設入所に関する待機者数は、東部、西部と比較すると少ないながら、若干うかがえる状況となっています。

(2) 子育て支援

保育所（園）や放課後児童クラブ（学童クラブ）などの子育て支援関連の施設については、一定基盤が整えられている状況です。また、各町で整備を整備が難しい病児、病後児保育及び休日保育サービスなどは、広域で対応しています。そのほかまた、子育て支援サービスについても、不足しているサービスなどは、各市町の次世代育成支援行動計画において、将来的に整備する方向で計画が進められています。また、各町で整備が難しいサービスなどは、広域で対応している状況です。



(3) 障がい者福祉

障がい者に対する福祉サービスについては、居宅系サービスは各市町で基盤が確保されている状況ですが、施設系や日中活動系のサービスは倉吉市に集中しており、広域で対応している状況です。

6 教育

中部圏域には認定こども園が9園、幼稚園が4-8園、小学校が3133校（分校を含む）、中学校が13校あり、各市町で教育基盤は整えられている状況です。高等学校は7校で、倉吉市、湯梨浜町、北栄町にそれぞれあり、専修学校は5校、短期大学等は2校で、主に倉吉市に集中しています。

また、体育施設についてみると、体育館、野球場、庭球場などは、全ての市町に整備されており、他にも陸上競技場、フットサルコート、ゲートボール場など、住民のスポーツ活動を促進する施設が概ね整っています。

文化・コミュニティ施設についても、各市町に図書館、博物館などが整備されているほか、倉吉市には、鳥取県立倉吉未来中心（文化交流施設）が整備されており、圏域住民の憩いの場、交流の場として活用されています。

7 産業振興

(1) 観光

中部圏域は、古くから由緒ある歴史や伝統を持った圏域であり、白壁土蔵群をはじめ、三徳山三佛寺・投入堂、由良台場跡などの史跡が多く存在する圏域です。その他にも、自然環境、景勝、温泉、祭りなど、各市町を代表する観光資源や拠点が豊富に存在しています。

そうした歴史的背景や地理的環境、風土などを活かしながら、倉吉市のレトロ（遙かなまちへ倉吉探訪）、三朝町のラジウム温泉、湯梨浜町のロハス、琴浦町のグルメストリート、北栄町のコナン通りなど、近年では、各市町がそれぞれに目を引く取組を進めており、圏域の観光振興が図られています。

こうした取り組みにより、以前はしかし、魅力的な観光資源やイベントが存在する一方、圏域周辺の観光入込客数と温泉地別入湯客数は、平成17年から平成21年にかけて減少傾向だったとなっています。圏域周辺の観光入込客や温泉地入湯客数は、平成22年度それ以降ではは若干の増加傾向が見られます。がうかがえる状況となっています。



(2) 産業構造

中部圏域の産業構造について、平成1722年の産業3区分別の就業者数をみると、圏域全体で58,91453,003人となっており、その内訳は、第一次産業8,69410,387人(17.616.4%)、第二次産業14,37311,849人(24.422.4%)、第三次産業33,53932,460人(56.961.2%)となっています。また、産業大分類別にみると、特に、農業、建設業、製造業、卸売・小売業、医療・福祉に従事する人が多い状況となっています。

重要な基幹産業の一つである農業については、農家人口が年々減少しており、平成1712年から平成2217年にかけて約6,0002,200人が減少となつていましてしています。そのほか、農業産出額の減少や耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く環境は一層厳しいものとなっています。

工業統計調査をみると、事業所数は減少の一途をたどっています。が、また、圏域における製造業の従業員数、製造品出荷額の推移は、近年(平成16年から平成20年)までは、若干の増減はあるものの、概ね増加傾向となつていりましたが、平成20年のリーマンショック以降は大きく落ち込んでいます。また、商業統計調査をみると、事業所数、従業員数、年間販売額ともに、近年(平成11年から平成19年)では、概ね減少傾向となっています。

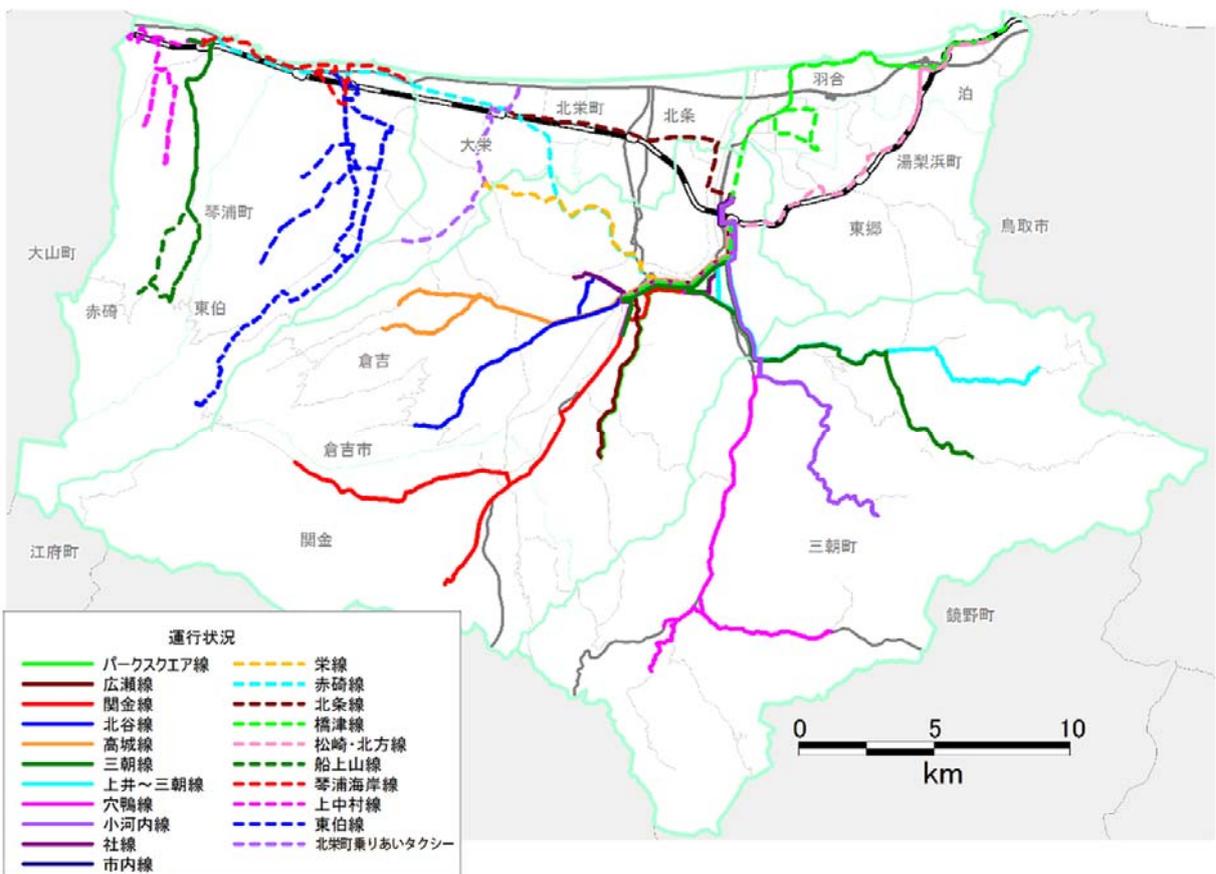
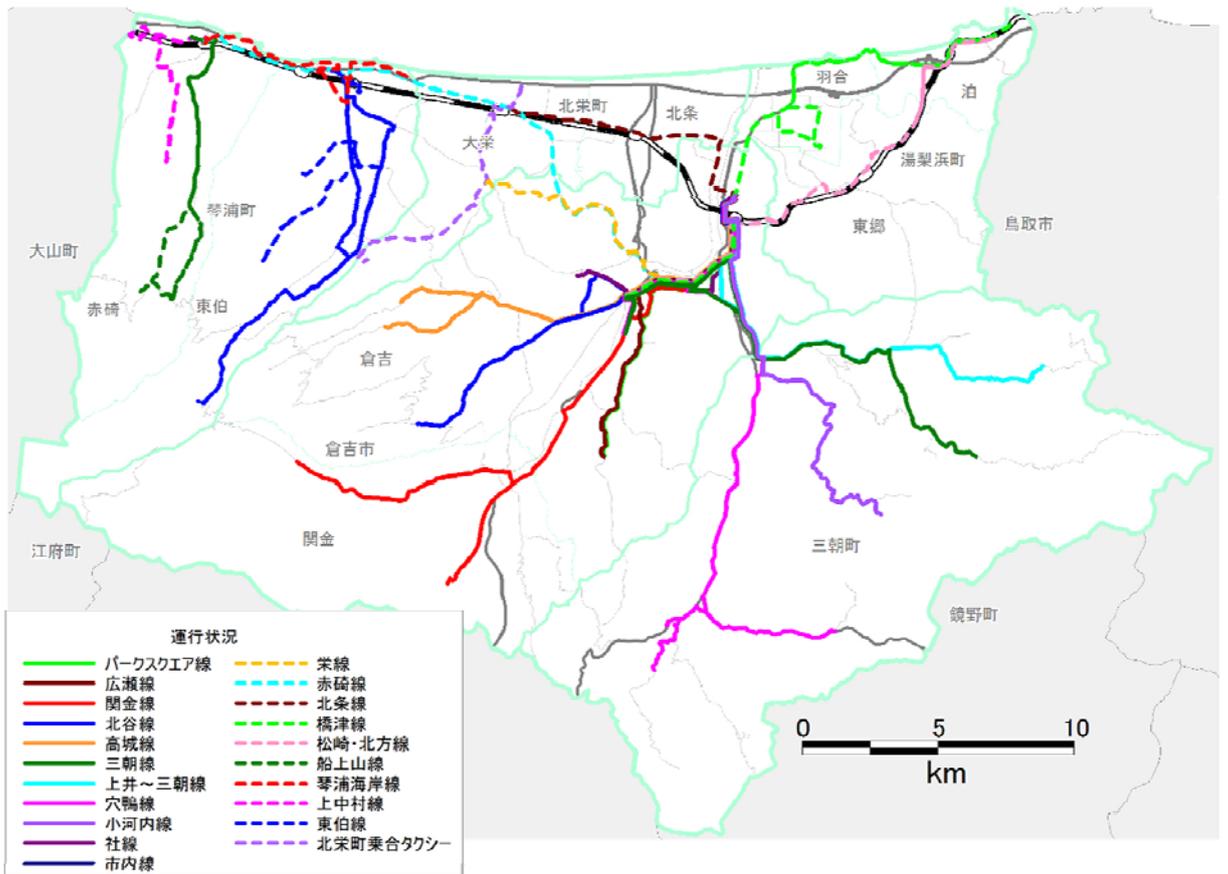
8 地域公共交通・道路ネットワーク

(1) 地域公共交通の状況

バス交通に関しては、中部圏域の玄関口である倉吉駅などを拠点に、高速バスや一般路線バスが運行されており、圏域内で1日387約380便(53路線)が運行され、圏域住民の重要な移動手段となっています。その他にも、ワンコインバス、コミュニティバス、デマンド運行バス、NPONPO法人による過疎地有償運送の実施や乗合タクシーの運行など、各市町でコミュニティに合った地域の交通網を補完する交通サービスが実施されている状況です。また、三朝町以外の各市町にはJR各駅が整備されており、鉄道も利用できる環境が整っています。

なお、平成22年に鳥取県中部地域公共交通協議会が実施した住民アンケートによると、普段の移動手段として何らかの公共交通手段を利用している人の割合は、全体の2~4割程度となっています。

■バスの路線図



(2) 道路ネットワーク

広域道路については、山陰道（~~青谷羽合道路、東伯中山道路~~）や北条湯原道路など、圏域内外を連結する地域高規格道路やインターチェンジ等が各市町に整備されつつあります。これにより、都市圏へのアクセス時間の短縮や生活圏の広がりなど、住民生活にとって利便性を高める道路ネットワーク網が形成されます。

また、圏域内の道路は、国道9号、179号、313号を基幹に県道、市町道、基幹農林道などが結ばれており、相互に連携し、利用しやすい道路ネットワークが形成されています。

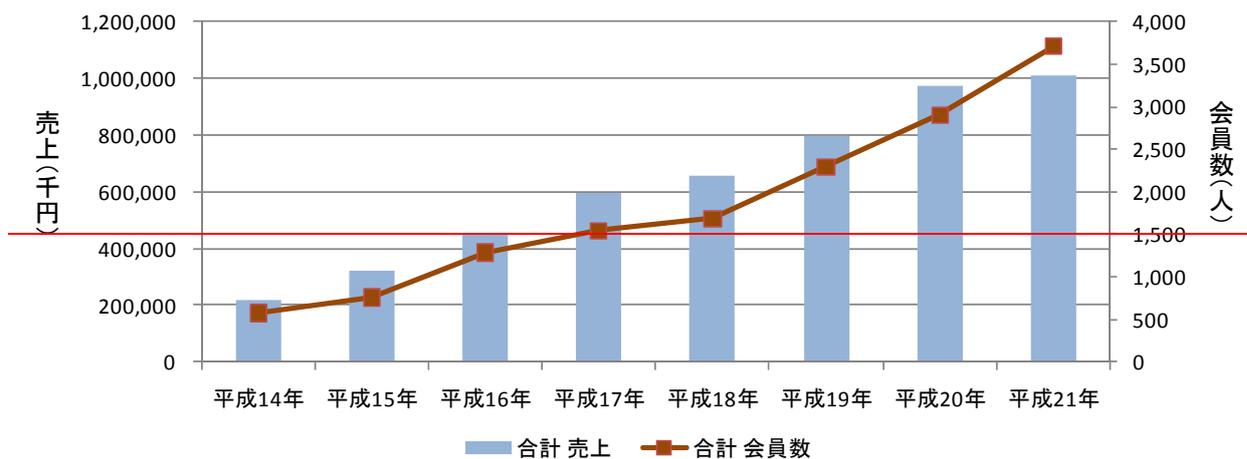
9 地産地消

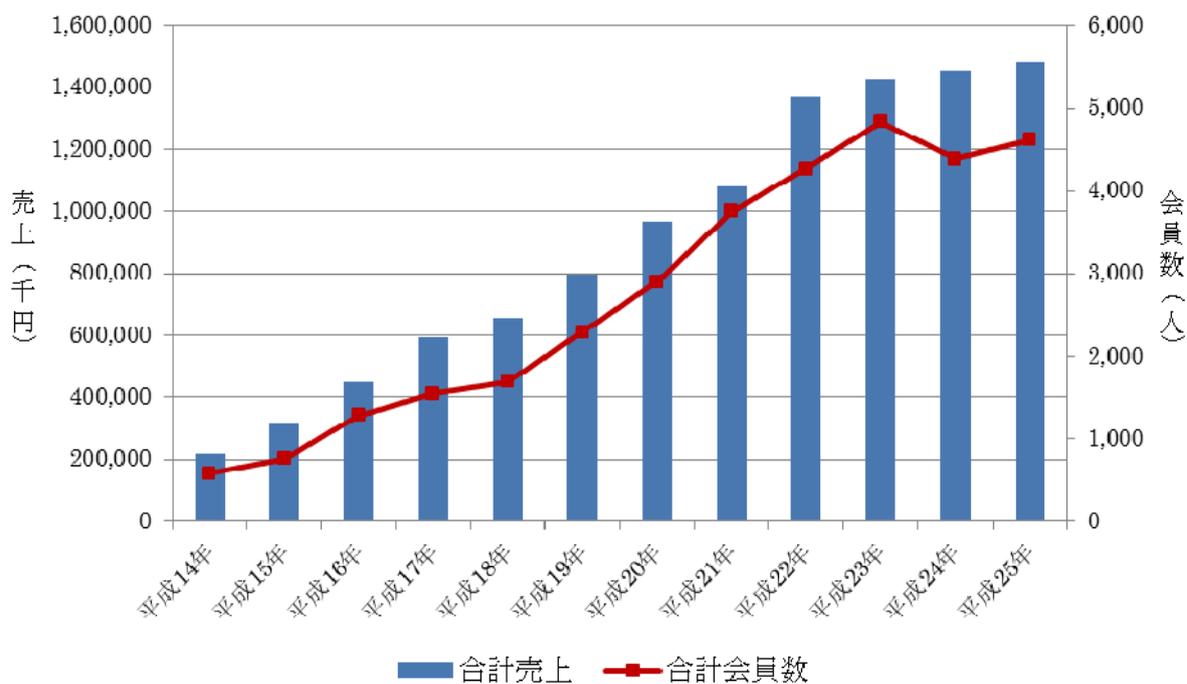
特産物は、梨、スイカ、メロン、ぶどうなどの農産物、和牛（肥育・繁殖）、乳牛、生乳、玉子などの畜産物、しいたけ、しめじ、竹炭、竹酢液などの林産物、シジミ、鮮魚などの水産物など、地域食材が豊富に存在しています。また、水を活かした地酒や醤油づくりも行われており、各市町の特色を活かした品目が豊富にあります。

また、鳥取中央農業協同組合の取組として、ハワイ夢マーケットやあぐりポート琴浦、満菜館など、圏域内に8つの直売所が設けられており、その年次販売額は、~~平成21年度実績で10億円を超え、平成23年度に14億円を超え、その後の増加を続けています。~~~~ています。~~また、その会員数も年々増加し、平成21年度の約3,700,580名に対し、平成25年度は約4,600,700名まで伸びている状況です。

そのほか、食育に関する取組も鳥取中央農業協同組合、商工会議所などの関係機関と行政、学校、保育園（所）など圏域全体で進められています。

■年次別販売額と会員数の推移(圏域内の8つの直売所の合計)





資料：JA鳥取中央

10 移住・交流

移住に関する受け入れ事業の取組として、空き家バンク登録制度が進められており、倉吉市、湯梨浜町、琴浦町、北栄町で売買・賃貸物件の紹介や助成支援などが実施されています。

また、圏域内の住宅整備状況（平成20年住宅・土地統計調査）では、圏域内の専用住宅総数31,710戸のうち、持ち家数は24,910戸（78.6%）となっています。平成1722年の国勢調査では、県内で北栄町三朝町の持ち家比率が12.5位、琴浦町の持ち家延べ面積（1世帯当たり）が1.3位となっています。

11 情報・広報

広報については、広報紙やホームページなどを活用して情報が発信されています。倉吉市では、情報通信基盤を利活用し、インターネットでのメール配信サービスや地域SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、ケーブルテレビでのL字情報サービス（三朝町を含む）なども実施しています。

なお、圏域内のケーブルテレビは、日本海ケーブルネットワーク株式会社（NCN）が倉吉市と三朝町を、鳥取中央有線放送株式会社（TCC）が湯梨浜町、琴浦町、北栄町を放送エリアとして運営しており、その加入率は、各町で7～9割程度、倉吉市で約6割となっています。

12 人材

中部圏域のボランティア団体・NPO法人数（平成2522年）をみると、146167団体（うちNPO法人数は2137団体）となっており、住民による各種のまちづくり活動の取組によって、地域活動が支えられています。

また、活動分野別の団体数の内訳をみると、ボランティア団体、NPO法人による活動において最も多いのは、保健・医療・福祉の分野（8194団体）であり、その他に、まちづくり（4859団体）、環境保全（4144団体）、子どもの健全育成（3643団体）の分野が比較的多くなっています。

第3章 圏域の課題と可能性

1 圏域の課題

圏域の総人口は昭和60年以降、減少に転じており、現状のまま推移すれば、少子高齢化の進行とともに地域活力の一層の低下が懸念されます。

全国的な人口減少社会の到来に対して、活力と魅力にあふれた地域社会を維持・創出していくためには、子どもや女性、高齢者などを含め、より多くの人々が活躍できる「活動の場」と「活動の機会」の創出に努めることが必要となっています。

今後の流出人口を抑制するため、住み良さ・暮らし良さを向上させる取組を充実するとともに、圏域外をはじめ、国内外からも人を呼び込むため、圏域全体の付加価値を高めて交流を活性化させ、圏域内に消費や人の流れを促すことが求められています。

(1) 暮らしを支える生活分野に関連する課題

- ① 二次保健医療圏として、倉吉市や三朝町に中心的な医療機関が配置されていますが、平日夜間における一次救急体制の整備や二次救急から三次救急への搬送体制の改善など、救急医療体制の充実が必要となっています。また、小児科医や産科医の不足、在宅医療体制の充実、無医地区の集落への対応や通院手段の確保などの課題もあり、誰もが安心して暮らせる医療サービス体制の構築が求められています。
- ② 今後ますます進む少子高齢化の波に対応するため、福祉サービスの質の向上や格差の解消、地域に根差した福祉の充実が課題となっています。また、子育てに悩む家庭へのサポート体制など地域の実情に応じた支援が求められています。また、県内における若年の妊娠人工中絶の件数が全国平均を上回る状況にあることから、思春期保健対策の推進も求められています。
- ③ 一定の教育機関が整っている一方で、家庭教育の問題をはじめ、子育てに関する教育相談体制の充実や不登校児童・生徒の増加などが課題となっています。また、体育施設・生涯学習施設についても、住民の生活へのニーズが複雑化する中、多様な学習・スポーツの機会の提供が求められており、より利用しやすい環境の整備、施設の機能の維持・充実、施設の有効活用に関する方策の検討等を進めることが必要となっています。

(2) 活力・元気を生み出す産業分野に関連する課題

- ① 基幹産業のひとつである第一次産業（特に農業）については、輸入自由化による国際競争や産地間競争の激化など、それらを取り巻く環境が厳しい状況下にある中、安定的に所得・収益を確保することが難しくなっており、農家戸数や農業人口の減少、就業者の高齢化、後継者不足といった課題に直面しています。また、そうした状況を背景に、耕作放棄地が増加し、経営耕地面積も年々減少しており、今後ますます生産性の低下や環境保全への悪影響を招くことが懸念されます。

- ② 第二次産業や第三次産業についても、景気の長期的な低迷を背景に、地場産業の衰退、雇用情勢の不安定化が進んでおり、人口定住に必要な就業の場の確保の点でも産業・経済の活性化は喫緊の課題となっています。
- ③ 郊外での大型店舗の出店が目立つ中、市街地での空洞化が進んでおり、活気や賑わいが少なくなっている状況がうかがえます。そのため、空き店舗の利活用などにより、若者や高齢者が集い、活動できる場所づくりなど、新たな活気や賑わいを創り出す取組が必要となっています。
- ④ 豊富な農産物・水産物を活かすためのブランド化、高付加価値化による収益性を促す仕組みづくりが求められています。
- ⑤ 観光面では、各市町がそれぞれの豊富な地域資源を活用して観光振興を進めていますが、多様化・拡大化する観光ニーズに対応するため、積極的な広域観光の推進が必要となっています。また、今後は、国際的に広がる観光ニーズを捉え、新たな交流と地域の活性化を生み出すインバウンド（海外からの旅行者）への受け皿づくりも必要となっています。

(3) 賑わいを生み出す結びつきやネットワーク分野に関連する課題

- ① 豊かな地場の農産物、水産物について、圏域内で消費していく体制が不十分な面もあるため、圏域内での地産地消を更に推進するとともに、圏域外で消費する取組も強化していくことが重要となっています。
 
- ② J R、[広域高速](#)バス、路線バス、地域コミュニティでの移手段など、様々な交通手段が整備されていますが、連結・連携の体制が不十分となっています。特に、公共交通の基幹である路線バスは、利用者の不足、一部の非効率な路線体系などにより、安定的な経営が困難になっており、サービス水準が維持できないといった課題がうかがえます。また、今後、更に超高齢社会が進展していく中で、高齢者の通院・買い物など生活に不可欠な交通手段の確保についても必要性が高まっています。
- ③ 移住に関する取組やニーズは増えているものの、受け入れをする側の住民意識の不足や雇用状況の問題で、定住化を促進できない状況がうかがえます。
- ④ 「都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査（平成17年農林水産省調査）」では、都市に住む人が農山漁村地域で滞在中にしたいこととして、「温泉」、「観光地めぐり」、「名物料理を食す」、「そば打ちや乳製品の加工品づくり」が回答割合の高い項目となっています。中部圏域には、こうしたニーズを満たす要件や資源が十分に備わっているため、今後は、そうした資源の情報提供や各種活動のネットワーク化を促し、ニーズとのマッチングを図るサポート体制の充実が求められています。
- ⑤ 圏域内のケーブルテレビの情報は2分化されており、圏域内で受け取る情報が統一できていないため、圏域内の情報の共有化が望まれています。また、高度情報化社会の形成のため、情報通信技術（ICT）を利活用した情報発信の強化に関する取組も重要となっています。
 

(4) 地域づくりを担う人材育成に関連する課題

- ① 住民のライフスタイルが多様化し、住民ニーズがより複雑化・高度化する一方で、行政職員はその数が限られており、多くの事務や業務を兼務でこなしていかなければならず、人材の確保や育成が課題となっています。また、高度化する行政ニーズに対応するため、より専門的な知識や技術の習得が求められています。
- ② ボランティア団体やNPO法人などの活動は活発ですが、分野によっては各種の取組を連携させることで、より効果的な取組が期待できるため、今後、関係団体間の情報の共有化や人材交流など、圏域内のネットワーク化を図り、有機的に連携していくことが重要となります。
- ③ 全国的な財政難や各種事業が縮小される傾向の中、公的支援だけでは住民生活の質を維持していくことが困難となっており、共生・協働の視点から、行政と住民、企業、学校、NPO法人等の圏域社会の様々な主体が、明確な役割分担と責任のもとで、お互いに連携し、まちづくりを進めていくことが求められています。そのためにも、地域のまちづくり活動を支援し、公共サービスを補完する新しい公共の担い手を育成する仕組みづくりが、ますます重要となっています。



2 圏域の可能性

中心市である倉吉市と、圏域を構成する三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町の4町が有機的に連携し、以下の可能性を最大限に高めることで、定住自立圏として発展していくことが期待されます。

(1) 美しい自然環境が整った魅力的かつ豊富な地域資源が存在する圏域

白い砂浜と青く輝く日本海をはじめ、天神川に代表される河川、打吹山、三徳山、船上山に代表される山岳、東郷池、北条砂丘など、中部圏域を構成する市町それぞれに代表的な自然環境があり、この美しく恵まれた水と緑の環境は、この圏域の大きな魅力となっています。

そうした肥沃な大地、豊かな風土からは、梨、スイカ、メロンなどの農産物、和牛、乳牛などの畜産物など、県内でも有数の特産物が数多く生み出されています。

そのほかにも、文化財指定件数は県内で上位であり、由緒ある多くの歴史文化物・名所が存在しています。このような豊富な地域資源を有効に活用することで、圏域の魅力を向上させる可能性が高まります。

(2) 安全・安心を感じられる質の高い生活支援・サポート基盤がある圏域

医療については、県内の二次保健医療圏としての基盤が整っており、それぞれの医療機関が専門性を活かして連携しています。また、福祉サービスについては、種類・数が多く、介護や子育てサービスなどの福祉分野では、一定の生活支援やサポート体制が確保されており、中部圏域に住む人が安心して生活できる環境が整っているといえます。

教育の面でも、学校教育、社会教育などの面で学習環境・施設環境が整っており、今後も、それらの基盤整備とネットワーク化を更に充実していくことで、誰もが安全に安心して暮らしていける質の高い圏域づくりが可能となります。

(3) 圏域を支える産業基盤と特色ある産業構造をもった圏域

地場産業の低迷傾向はあるものの、圏域を構成する各町の就業率は全国平均を上回っており、県内でも比較的高く、特に女性の就業率が非常に高いものとなっています。また、倉吉市は人口千人当たりの事業所数、従業者数、商店数が県内トップクラスとなっています。圏域内の産業構造（就業者数の内訳）としては、農業、製造業、卸売・小売業、医療・福祉業の分野に従事する人が多くなっており、前述したように、特に医療・福祉基盤の整ったこの圏域では、医療・福祉産業がまちの一大産業ともなっています。

圏域の豊かな資源や特色ある産業構造を活かした6次産業の創出、また、農商工連携・産学官連携等によるものづくり産業の強化などにより、農林水産業の振興や地場産業の育成を図るとともに、圏域の強みである医療・福祉産業の伸張や新規産業の誘致等によって、一体的に産業の活性化がなされ、経済基盤の強化、就業環境の充実が進むものと期待されます。

(4) 人とモノの交流を生み出すツーリズム要素の多い圏域

多種多様な歴史、伝統文化を併せ持つ倉吉市、県内でも有数の温泉資源のある三朝町、ロハスを推進しスローライフを感じることでできる湯梨浜町、牛乳やあごカツカレーなど独自の地場グルメを生み出している琴浦町、環境への取組や漫画によるオリジナルなまちづくりを推進する北栄町。中部圏域には、各市町が持つ独自の観光施設と豊富な観光資源が点在しています。また、各市町に豊かな自然環境と農畜産物や水産物などの資源が豊富にあり、訪れたい要素（ツーリズムに繋がる要素）が多分に備わっている圏域であるといえます。

こうした資源を広域的に結びつけ、他分野とも連携を図ることで、圏域内・外との交流がますます活発になり、圏域外から足を運ぶ機会が大きく広がります。

(5) 県の中央部に立地する利便性を活かせる圏域

県の中央部に位置する中部圏域は、岡山県、鳥取・因幡圏域、中海圏域と隣接しており、山陰地方の東西あるいは南北の交流・連携の要として、重要な位置付けとなっています。また、鉄道網や高速バスをはじめ、鳥取空港・米子空港からの飛行機を利用して、主要都市へのアクセスが可能な環境もあります。

今後、北条湯原道路の整備が進むことにより、山陰自動車道や米子自動車道へのアクセス時間がより一層短縮されます。こうした立地を活かし、更なる利便性の向上を図ることが可能となります。

(6) 「中部はひとつ」という連携意識の高い圏域

中部圏域は、圏域を構成する各市町間の移動が30分以内に行ける距離・範囲となっています。そのため、昔から「中部はひとつ」という強い連携意識のもと、単独市町で解決できない課題等に対し、鳥取中部ふるさと広域連合を設置し、その機能を活用して、各市町が連携しながら様々な取組を行い、課題解決に当たってきた背景があります。

また、「ボランティア活動」の行動者率が全国第14位（平成18年社会生活基本調査）となった鳥取県の中でも、ボランティア活動やNPO活動が盛んな圏域でもあります。

このような要素から、今後も鳥取中部ふるさと広域連合の機能を活用し、各市町間の連携をより一層強めて広域的な課題に対応するとともに、併せて、地域活動の担い手の育成とNPO法人等の圏域社会の様々な主体と連携することによって、細部の課題へ対応できるきめ細やかな圏域づくりが可能となります。

この圏域の特色でもある「絆を大切にする温かい気風を持った土地柄・気質」こそ、人と人とを結び付け、定住を促進するのに欠かせない要素です。



第4章 圏域の将来像

1 圏域の将来像

現在、我が国は、本格的な人口減少社会を迎え、地方圏のみならず都市圏の人口まで減少していく厳しい情勢にある中、国際競争の激化による産業の低迷・衰退、社会保障費の増加、地球規模での環境問題など、地方自治体を取り巻く環境は、より一層、複雑化・多様化の様相をみせています。また、地方分権から地域主権への流れとともに、基礎自治体における役割や責任はより一層重要なものとなっています。

中部圏域には、美しい自然環境、医療・福祉などの生活支援サービス、山陰地域の要所としての地勢、農畜産物をはじめとする彩り豊かな資源、歴史・伝統ある産業基盤、各市町独特の観光資源や拠点などがあり、この圏域に備わっている各種の資源や環境は、今後も圏域の発展を支える可能性を多分に有しています。

また、この圏域を構成する1市4町は、古くから文化・伝統面や経済面において深い繋がりを有しており、人と人とを結び付ける絆を大切にする風土が培われています。そのような結び付きは、近年の高速交通網の整備や情報通信網の発達により、ますます強くなっています。

中部圏域は、このような圏域の絆をさらに強め、倉吉市と周辺の4町の機能を有機的に連携させ、有力な資源や環境を最大限に活かしながら、圏域全体、そして地域の一人ひとりが「自立」した社会の構築を目指します。また、それにより、圏域の特性でもある“癒し”の要素を伸ばしつつ、新たな“活力”を育み、圏域の豊かな生活価値（＝暮らし良さ、魅力等）を高め、人やモノの交流を更に促進する、山陰地域の要所としてなくてはならない圏域づくりを進めます。

このような方向性をふまえ、圏域の将来像を以下のように設定します。

■中部圏域の将来像

発進！ とっとり中部

～ 絆と自立、癒しと活力を育む圏域 ～

- 発進**・・・未来へ向かって中部圏域の皆で「さあ、やろう」という姿勢、「Let's Go (レッツゴー)」・「Start (スタート)」の声、より良い圏域づくりに挑戦するために「共に汗を流していこう」という意味を表しています。また、魅力や情報の“発信”、新しいことを始めていく“発・新”の意味も含んでいます。
- とっとり中部**・・・1市4町の圏域、“中部はひとつ”を表しています。
- 絆**・・・1市4町の連携、行政と地域の協働、人と人との支え合い、圏域内外の交流、中部圏域の絆を大切にするあたたかな風土などを意味しています。
- 自立**・・・中部にしかないアイデンティティや地域資源を活かし、現状の厳しい社会情勢の中でも、圏域全体の経済・生活の向上を図ることの宣言・決意を表しています。また、定住促進により持続可能な圏域社会の構築という定住自立圏構想そのものの目的も示しています。
- 癒しと活力**・・・“癒し”（＝医療・福祉などの生活機能、歴史・文化、豊かな資源、風土など）と“活力”（＝産業、雇用、交流など）によって、暮らし良さと魅力を生み出していくことを意味しています。それにより、若者や子ども、圏民すべてが夢や希望を持って、元気に、生き活きと躍動することを示しています。

2 圏域づくりの基本方針

圏域の将来像の実現に向けて、圏域づくりの基本方針を以下のように定めます。

■美しい自然環境、多彩な地域資源を活かした圏域づくり

豊かさ・魅力

中部圏域は、水と緑に囲まれた豊かで美しい自然環境が大きな魅力であり、そして、この風土から歴史・伝統文化、農畜産物や水産物など、様々な地域資源が生まれています。そのため、このような有用な資源を再認識し、1市4町が一体となって、有効かつ最大限に活かす圏域づくりを進めます。また、恵まれた環境を守り、次の子どもたちの世代に誇りを持って引き継いでいけるよう、自然環境にも配慮した取組を推進します。

■安全・安心が確保された住み良い圏域づくり

安全・安心

住民の暮らしや生活を支える医療、福祉などの基盤・サービスの充実を図り、また、教育面においても、学ぶことができる環境を整備することで、生活の質などの好条件を更に充実するように取り組みます。そのほか、消防や防災体制など、大規模な事故や災害などへの体制の強化、住環境への配慮など、住む人が安全・安心に暮らせる住みよい圏域づくりを進めます。

■活力・元気を創出する魅力ある圏域づくり

活力・元気

圏域の魅力の一つとなっている観光分野において、ネットワーク化を図り、広域的な観光基盤の整備を推進します。また、地域資源を活かした6次産業の創出やものづくり産業の強化など、農林水産業の振興や地場産業の育成を図るとともに、医療・福祉産業の伸張や新規産業の誘致等によって、産業の活性化や雇用の創出に努めることで、圏域の活力・元気を生み出す圏域づくりを進めます。

■人・モノ・情報の流れを促し、結びつきを強める圏域づくり

多様性・交流

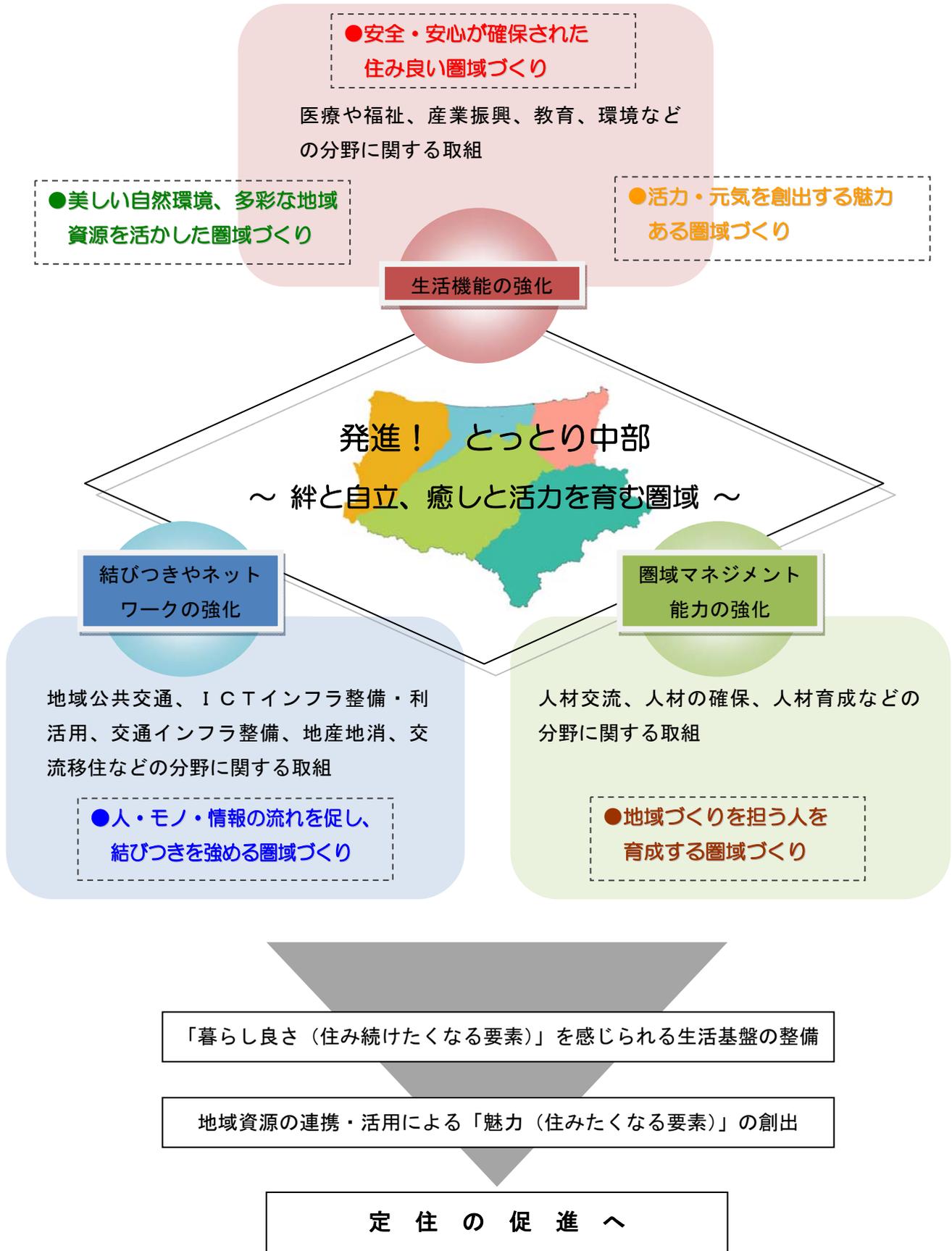
中部圏域は、多様なツーリズム要素のある資源や環境を備えており、様々な関係機関や団体と連携し、これらを複合的に活用していきます。また、定住促進の取組や公共交通などのアクセス環境の充実、情報の共有と発信力の強化によるネットワーク化の充実・強化を図り、人・モノ・情報の流れや結びつきを強める圏域づくりを進めます。

■地域づくりを担う人を育成する圏域づくり

連携意識・絆

古くからの連携意識の強さから生まれた圏域内での盛んなボランティア活動やNPO活動、地域活動や助け合い活動などを更に促進するよう、人材の育成・確保に努めます。また、そうした活動を行政・企業・学校などの取組とも一体的に連携させ、地域みんなで「中部はひとつ」の圏域づくりを進めます。

■圏域の将来像、圏域づくりの基本方針と定住自立圏構想の3つの視点との相関図



第5章 定住自立圏形成協定に基づく具体的な取組

■ 全体像(体系図)

基本方針

●美しい自然環境、多彩な地域資源を活かした圏域づくり

●安全・安心が確保された住み良い圏域づくり

●活力・元気を創出する魅力ある圏域づくり

●人・モノ・情報の流れを促し、結びつきを強める圏域づくり

●地域づくりを担う人を育成する圏域づくり

【将来像】 発進！とっとり中部 絆と自立、癒しと活力を育む圏域

協定項目

協定に基づく具体的な取組

協定項目	協定に基づく具体的な取組
生活機能の強化	
ア. 医療	
◆救急医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 中部休日急患診療所、歯科休日急患診療所及び小児休日急患診療所運営事業 病院群輪番制病院運営事業
◆思春期保健対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 思春期の心と身体の健康教育事業
イ. 福祉	
◆認知症に係る支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 認知症診断システム事業の運用 タッチパネル整備活用事業 若年性認知症専用デイサービス設置運営事業 中部成年後見支援センター運営事業
◆子育て支援体制の整備及び充実	<ul style="list-style-type: none"> 病児・病後児保育事業 休日保育事業 子育て支援事業に係る情報交換会実施事業
ウ. 教育	
◆鳥取県中部子ども支援センターの維持及び教育相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県中部子ども支援センター運営事業 鳥取県中部子ども支援センター移転事業 鳥取県中部子ども支援センター機能拡充検討事業
◆体育施設の機能の維持及び強化	<ul style="list-style-type: none"> 体育施設機能調査・活用検討事業 倉吉市宮陸上競技場維持管理事業
エ. 産業振興	
◆広域観光体制の充実及び強化による広域観光の推進	<ul style="list-style-type: none"> とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会支援事業 観光商品の開発強化等による観光推進事業 観光情報発信・セールスプロモーション強化事業 <u>八橋往来周辺の魅力創造・発信事業</u>
◆企業誘致の推進	<ul style="list-style-type: none"> 圏域への企業誘致推進事業 関西事務所を活用した圏域への企業誘致推進事業 <u>鳥取県中部定住自立圏雇創出促進奨励事業</u>
オ. その他	
◆消費生活相談窓口の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 中部消費生活センター運営事業 消費生活に関する担当者研修及び普及啓発事業
結びつきやネットワークの強化	
ア. 地域公共交通	
◆公共交通に係る効率的な運行体系の確立	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県中部地域公共交通協議会運営事業 鳥取県中部地域公共交通総合連携計画策定事業 鳥取県中部地域公共交通総合連携計画実施事業
イ. 地産地消	
◆地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> 中部圏域地産地消推進協議会設置・運営事業 圏域地産地消推進計画策定事業 地産地消拡大事業
ウ. 交流・移住	
◆空き家バンクの連携などによるIJU(移住)の促進	<ul style="list-style-type: none"> 空き家情報の連携事業 田舎暮らし体験プログラムの連携・実施事業 移住情報の発信事業
エ. その他の連携	
◆広報活動の連携による広域的な情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会設置運営事業
圏域マネジメント能力の強化	
ア. 人材の育成・確保	
◆合同研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援に関わる職員等に対する合同研修会の開催 研修講師の確保
イ. 圏域内市町の職員等の交流	
◆人事交流の実施	<ul style="list-style-type: none"> 人事交流の実施事業

生活機能の強化

ア. 医療

◆ 救急医療体制の充実

(1) 取組の概要

【現状と課題】

~~現在、病院勤務医をはじめとする医師不足により、一部の医療機関では特定の診療科が休止に追い込まれる事態も見受けられます。~~

~~特に、住民の命を守る救急医療は、従事者が少なく、救急医療に当たる医師や医療スタッフは心身ともに疲弊しながら業務にあたり、医療事故等の発生にもつながりかねない状況にあります。~~

鳥取県中部圏域の救急医療体制は、初期救急医療体制と二次救急医療体制とありますが、三次救急医療体制は鳥取県内の他地域に依存している状況であり、中部圏域には救命救急センターはなく、県立厚生病院が救命救急センターに準ずる機能を果たしています。しかし、重症熱傷等の対応困難なものについては、東部・西部へ搬送し、対応しており、当面、三次救急医療機関への搬送体制の確保・改善が求められています。

初期救急医療体制としては、鳥取県中部医師会を中心に中部休日急患診療所で小児科・内科を診療する初期救急医療体制があります。また、感染性の高い疾患については、期間を限定し平日夜間の医療体制も確保できる状況ですが、今後、初期救急医療体制の充実に加え、施設整備も視野に入れた検討が必要です。鳥取県中部医師会及び鳥取県中部歯科医師会等と連携して、中部休日急患診療所、

二次救急医療体制としては、病院群輪番制により8病院¹が分担して休日の救急診療に対応しています。二次救急医療機関の中には、国から移譲を受けた老朽化した病院等があり、耐震化に向けた整備の必要があります。日曜日及び祝祭時の救急診療に対応していますが、勤務医にとって休日、夜間の勤務は負担が大きいため、救急医療に対応できる医師のさらなる確保が必要です。

【取組の方針】

~~二次救急輪番体制について、他の地域で見られるように勤務する医師・医療スタッフが過労によってモチベーションが低下し、退職といった事態になれば、本圏域の医療体制を維持することが困難になる可能性があります。~~

今後、鳥取県中部医師会等との連携による初期救急医療体制等の充実、平日夜間の医療体制確保に加えて、休日の二次救急医療が24時間確保できる体制を維持するため、継続的な支援及び周知活動を行います。また、救急医療体制、機能の強化向上を図るとともに、と併せて夜間・休日の適正受診の周知を図ります。また、三次救急医療機関への搬送体制の確保・改善に向け引き続き検討を行います。



(参考1)

救急告示病院（鳥取県立厚生病院・野島病院・清水病院・藤井政雄記念病院）

病院群輪番制病院（救急告示病院＋北岡病院・垣田病院・信生病院・三朝温泉病院）

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	圏域における初期救急医療体制及び二次救急医療体制を、鳥取県中部医師会等と連携して維持し、及び確保するため、救急医療体制の診療機能として必要な運営及び施設、設備等の整備に対し支援を行う。
倉吉市(甲)の役割	①救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証を行う。 ②救急医療体制を充実させるための事業の企画及び連絡調整を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。
関係町(乙)の役割	①救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証に協力する。 ②救急医療体制を充実させるための事業の企画を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標①	初期救急医療施設（休日急患診療所、小児・歯科休日急患診療所）の利用者数
指標②	初期救急医療施設（平日夜間診療）の利用者数
指標③	二次救急医療施設（病院群輪番制病院）の利用者数

イ. 実績

成果の状況		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
指標①	目標(人)	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
	実績(人)						
指標②	目標(人)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	実績(人)						
指標③	目標(人)	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	
	実績(人)						

(2) 具体的な事業

事業名	中部休日急患診療所、歯科休日急患診療所及び小児休日急患診療所運営事業						
内容	<p>休日及び休日の夜間に発生する急病者の医療を確保するため、鳥取県中部医師会及び鳥取県中部歯科医師会等と連携して休日急患診療体制を維持するとともに、感染性の高い急病者の医療を確保するため、鳥取県中部医師会と連携して平日夜間の診療体制を確保します。</p> <p>また、初期救急医療体制の診療機能として必要な施設、設備等の整備に対する支援を行います。</p>						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> 初期救急医療体制を充実させるための事業の企画及び連絡調整を行います。 広報の企画及び周知活動を行います。 事業に必要とされる経費の支出を行います。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> 初期救急医療体制を充実させるための事業の企画を行います。 広報の企画に協力し、周知活動を行います。 事業に必要とされる経費の支出を行います。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		14,715 13,710	13,813 13,710	14,145 13,710	13,978 13,710	13,978 13,710	70,629 68,550
実施期間	取組内容	平成227年度	平成228年度	平成2429年度	平成2530年度	平成2631年度	備考
	休日救急診療所の維持						

	管理						
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置(負担額の8割)							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> 倉吉市と関係町は、休日救急診療所の運営費及び施設整備に必要な費用を負担します。 <p>なお、運営費については、関係市町の負担額は利用人数で按分することとし、各年度の負担額及び財政措置額の上限は、その都度、関係市町で協議します。また、施設整備等に要する費用負担が発生する場合には、関係市町で協議します。</p>							

事業名	病院群輪番制病院運営事業						
内容	休日及び夜間における重症急病患者の医療を確保するため、鳥取県中部医師会と連携して病院群輪番制方式による救急医療体制を維持します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> ・二次救急医療体制を充実させるための事業の企画及び連絡調整を行います。 ・広報の企画及び周知活動を行います。 ・事業に必要とされる経費の支出を行います。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・二次救急医療体制を充実させるための事業の企画を行います。 ・広報の企画に協力し、周知活動を行います。 ・事業に必要とされる経費の支出を行います。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成30年度	平成31年度	計
		8,312 8,454	8,312 8,454	8,312 8,454	8,312 8,454	8,312 8,454	41,560 42,270
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
	病院群輪番制の維持						
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置(負担額の8割)							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市と関係町は、病院群輪番制の運営に必要な費用を負担します。 なお、関係市町の負担額は利用人数で按分することとし、各年度の負担額及び財政措置額の上限は、その都度、関係市町で協議します。 							

事業名	鳥取県中部医師会立三朝温泉病院耐震化整備支援事業						
内容	病院群輪番制方式による救急医療体制を維持するため、鳥取県中部医師会が行う病院群輪番制方式の参加病院である三朝温泉病院の病棟新築等の耐震化整備に対し、財政的な支援を行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> ・三朝温泉病院の病棟新築等の耐震化整備に要する費用の一部を補助します。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・三朝温泉病院の病棟新築等の耐震化整備に要する費用の一部を補助します。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
		0	79,864	0	0	0	79,864
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
	支援実施						
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市と関係町は、施設整備に必要な費用の一部を負担します。 なお、関係市町の負担額は、人口、総患者数等を勘案し、それぞれ事業費を負担します。 							

◆ 思春期保健対策の推進

(1) 取組の概要

【現状と課題】

鳥取県の人工妊娠中絶の状況は、例年高く推移しており、大きな課題となっています。また、年代別にみると、20歳代の実施率が高く、それ以外の年代も全国と比べて高い状況にあり、若い世代だけではなく、全年齢を通じて考えなければならない課題になっています。

中部圏域においては、中部福祉保健局が中心となり思春期の性に係る健康問題ワーキングの取組みが行われていますが、今後も、圏域の市町と県や関係機関との連携により、圏域での思春期保健対策についての取組みを更に推進します。

【取組の方針】

リプロダクティブ・ヘルス・ライツの概念により、人工妊娠中絶、性感染症予防等、の減少に向けて関係機関と連携して、思春期の保健対策を推進する。

※リプロダクティブ・ヘルス・ライツ：性と生殖に関する健康と権利

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	県と共同で、鳥取県中部医師会、学校を始め、関係機関との連携により圏域における人工妊娠中絶の減少、性感染症の予防を始めとする思春期の性に係る健康課題への取組みを更に推進する。
倉吉市(甲)の役割	①思春期の性に係る健康課題及び体制を充実させるための検証を行う。 ②思春期の性に係る健康課題への取組みに必要となる事業の企画及び連絡調整を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。
関係町(乙)の役割	①思春期の性に係る健康課題及び体制を充実させるための検証に協力する。 ②思春期の性に係る健康課題への取組みに必要となる事業の企画を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標①	人工妊娠中絶率 (20歳未満)
指標②	性感染症罹患率

イ. 実績

成果の状況		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
指標①	目標 (% <u>大</u>)	7.4%	7.2%	7.0%	6.8%	6.6%	
	実績 (% <u>大</u>)						

(2) 具体的な事業

事業名	思春期の心と身体の健康教育事業						
内容	リプロダクティブ・ヘルス・ライツの概念に関する知識の普及・啓発について、小・中・高一貫した教育体制を構築します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携して事業の企画及び関係機関との連絡調整を行います。 ・県との連携により圏域住民を対象とした啓発事業を行います。 ・県及び市と連携して事業の企画及び関係機関との連絡調整を行います。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度 300	平成28年度 300	平成29年度 300	平成30年度 300	平成31年度 300	計 1,500
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	啓発事業						
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市は啓発事業に必要な費用を負担します。 ・関係町は啓発事業に必要な費用を負担します。 							

※期待される効果：思春期以降、生涯にわたる性と生殖に関する健康を保つことができる。

◆ 認知症に係る支援体制の整備

(1) 取組の概要

【現状と課題】

近年、要介護認定者数の増加とともに、認知症高齢者数も増加しています。出現率は、65歳以上では10人に1人、85歳以上では4.3人に1人といわれ、県内の認知症の高齢者数は約14,000人~~17,000人~~と推定されており、今後も更に認知症の高齢者数は増加していくものと予想されます。

こうした状況の中、認知症に対する偏見や理解不足により、周囲が困惑する症状が発生してから、医療機関に認知症の相談を行うケースが多く見受けられます。このため、初期段階での適切な医療や認知症予防事業に繋げることを目指し、医療機関と連携しながら、早期の段階から適切な診断や対応を発見を行うことのできるための体制づくりが必要となっています。

また、若くして認知症になると、就労の継続が困難となり、経済的に困窮し、厳しい生活状況に追い込まれ、社会的な活動ができなくなります。また、介護保険制度のデイサービスを利用しても、集団活動や利用者の世代が合わないことからため居場所がないと感じ、なじめない場合があります。このため、若年性認知症の人でも安心して通所ができ、生きがいを持った活動できる居場所の場となる若年性認知症専用のデイサービスの実施が必要となっています。

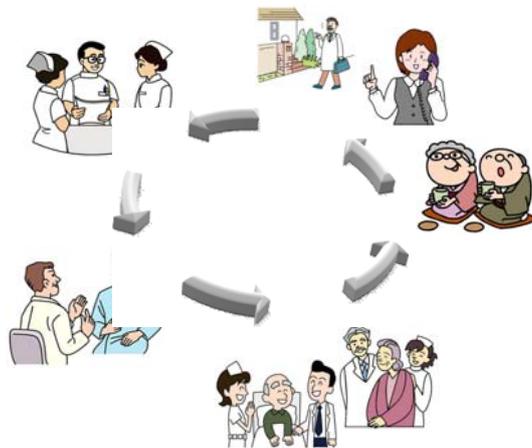
さらに、認知症高齢者等が消費者被害や虐待を受けるケースが増加しており、認知症高齢者等が尊厳を持ち、安心して地域で生活していくためには、専門機関と連携し、サポートを行う体制づくりが必要となっています。

【取組の方針】

医療機関と連携し、タッチパネルを利用した認知症の簡易検査で認知症を早期に発見し、医療機関との連携を図りながら適切な診断・治療を行い、認知症になっても地域で安心して暮らし続けることができるようにしていきます。から医師の訪問と認定検査までの認知症診断のシステムづくりを行います。

若年性認知症の人がにあって、生きがいを持った活動できるの場を提供していきます。となるデイサービスを実施していきます。

中部成年後見支援センターのを支援する機関の設置及び運営を支援し、ます。認知症高齢者等の権利擁護を図っていきます。



(参考1)

鳥取県の認知症高齢者数：鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン（平成21年3月策定）

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	圏域における認知症に係るの支援体制を整備するため、認知症をの早期に発見し、のための医療機関ととの連携を図りながら適切な認知症の診断・治療及び検診を行う。とともに、認知症に係る介護事業及び認知症である者の若年性認知症の人が、生きがいを持って活動できる場を提供する。認知症高齢者等の権利擁護に係る事業の充実を図る。
倉吉市(甲)の役割	①認知症クリティカルパスの普及啓発に努め、医療機関等と連携を図りながら、タッチパネルの活用等による認知症の診断システムのを構築し、運用を行う。する。 ②医療機関と連携して、医師の訪問等による認知症の検診を行う。購入した5台のタッチパネルを一括管理する。 ③介護サービス事業者と連携して、若年性認知症専用の人が安心して通所できる、デイサービスセンターの設置・運営等の認知症に係る介護事業を行う。 ④中部成年後見支援センターを支援する機関の設置及びの運営を支援する。
関係町(乙)の役割	①甲の運用する認知症の診断システムを活用する。 ②甲の管理する行う認知症の検診タッチパネルを有効活用する。 ③甲の行う若年性認知症デイサービスセンターに係る介護事業を活用する。 ④甲とともに中部成年後見支援センターのを支援する機関の設置及び運営を支援する。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標①	早期発見の取組達成率＝(タッチパネル簡易検査を受けた人/65歳以上の高齢者数)×100
指標②	-(仮称)中部 成年後見支援センターで受けた相談件数の利用者数

イ. 実績

成果の状況		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
指標①	目標 (%)	5%＝	5%	5%	5%	5%	
	実績 (%)						
指標②	目標 (人)	＝1,000	1,000＝	1,000＝	1,000	1,000	
	実績 (人)						

(2) 具体的な事業

事業名	認知症診断システム(認知症クリティカルパス)構築事業の運用	
内容	医療機関同士、また医療機関と介護関係機関等が、平成25年10月から運用開始となっている「認知症クリティカルパス」を通じて、サービスの利用や認知症に関する情報を共有し適切な支援行政によるタッチパネルを活用した認知症の簡易検査から医師の訪問と専門医療機関による認定検査までの認知症診断のシステムづくりを行います。	
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> 先進地視察を行い、認知症診断のシステムづくりに必要な検討を行います。医療機関と調整し、認知症クリティカルパスの普及啓発に努め、医療機関等と連携を図りながら認知症診断システムの運用を行います。システムの構築を行うとともに、それを活用します。
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> 先進地視察を行い、認知症診断のシステムづくりに必要な検討を行います。医療機関との調整に参加するとともに、認知症クリティカルパスの普及啓発に努め、医療機関等と連携を図りながら認知症診断システムの活用を行います。構築されたシステムを活用します。

概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
		0	5000	1000	1000	1000	
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
	先進地視察の実施		→				
	検討会の開催					→	
	システムの構築普及啓発					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> 倉吉市は、認知症診断のシステムづくりの普及啓発検討に必要な費用と先進地視察に係る市職員の費用を負担します。 関係町は、認知症診断システムの普及啓発に必要な先進地視察に係る町職員の費用を負担します。 							

事業名	タッチパネル整備活用事業						
内容	保有している購入した5台のタッチパネルを(5台)を購入し、一括管理するとともに、1市4町関係市町間で有効に活用します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> 保有しているタッチパネルを購入し、の市町間の利用調整を行うとともに、機器の維持管理を行います。 タッチパネルを活用し、認知症の簡易検査を行います。 購入した5台のタッチパネルの利用調整、機器の維持管理を行います。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	倉吉市が管理している購入したタッチパネルを活用し、認知症の簡易検査を行います。					
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
		0 25	2,520 25	0 25	0 25	0 25	2,520 125
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
	タッチパネルの購入		→				
	タッチパネルの管理					→	
	タッチパネルの活用					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
定住自立圏構想推進基金							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> 倉吉市は、タッチパネルの購入に維持管理に必要な費用が発生した生じたときは、関係市町で別途協議します。を負担します。なお、購入後の維持管理に必要な費用が発生したときは、関係市町で別途協議します。 							

事業名	若年性認知症専用デイサービスセンター設置運営事業						
内容	若年性認知症の人が安心して通所できるにふさわしい居場所づくりとして、倉吉市内で若年性認知症専用のデイサービスセンターを倉吉市内にモデル事業として1か所設置し、実施し、その効果を検証します。センターの運営を支援します。						

関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症専用デイサービスセンターに係るの先進地視察を行い、事業を実施する介護サービス委託事業者の選定、契約を行います。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症専用デイサービスの先進地視察を行います。 ・倉吉市と若年性認知症専用デイサービスセンターに係る事業委託を実施する介護サービス事業者の選定を行います。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成2227年度	平成2328年度	平成2429年度	平成2530年度	平成2631年度	計
		0,000	1,000	1,000	1,000	1,000	4,0005,000
実施期間	取組内容	平成2227年度	平成2328年度	平成2429年度	平成2530年度	平成2631年度	備考
	先進地視察・検討		→				
	デイサービスセンターの設置					→	
	センターの運営効果の検証					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市関係市町は、若年性認知症専用デイサービスセンターの運営介護サービス事業者の事業実施に必要な費用の一部と先進地視察に係る市職員の費用を負担します。 ・関係市町は、介護サービス事業者の事業実施に必要な費用の一部と先進地視察に係る町職員の費用を負担します。 ・なお、各年度の関係市町の負担額は、その都度、関係市町で協議します。 							

事業名	（仮称）中部 成年後見支援センター （ミットレーベン） 運営事業						
内容	<p>認知症高齢者等の権利擁護並びに成年後見制度に関する相談及び支援に対応できる専門相談員が配置された（仮称）成年後見支援センターの運営業務を、関連した事案の相談、法人後見を含めた支援活動、広報啓発活動業務を外部法人へ委託します。</p> <p>外部法人において、（仮称）中部成年後見支援センターを設置し、同センターを核として、圏域の支援機関と連携を密にし、相談事例に迅速かつ適切に対応し、認知症高齢者等の権利擁護を実施します。平成25年4月から、1市4町で中部成年後見ネットワーク倉吉に「中部成年後見支援センター」の運営を委託しています。委託先の「中部成年後見センター」は、成年後見制度の相談・情報提供・啓発・成年後見に関わる行政機関や関係団体との連絡調整を行っています。いきます。</p>						
	関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）中部成年後見支援センター運営に必要な費用の応分を負担します。が行う相談業務の相談体制の機能充実、成年後見制度の普及啓発等、権利擁護に関する支援などを充実させるために必要な支援及び連絡調整を行います。を推進させる為に必要な支援を行います。 ・事業に必要とされる経費の支出を行います。 				
概算事業費	年度別	平成2227年度	平成2328年度	平成2429年度	平成2530年度	平成2631年度	計

	(千円)	<u>3,000</u> <u>5,000</u>	<u>3,000</u> <u>5,000</u>	<u>3,000</u> <u>5,000</u>	<u>3,000</u> <u>5,000</u>	<u>3,000</u> <u>5,000</u>	<u>6,000</u> <u>15,000</u> <u>25,000</u>
実施期間	取組内容	平成 22 <u>27</u> 年度	平成 23 <u>28</u> 年度	平成 24 <u>29</u> 年度	平成 25 <u>30</u> 年度	平成 26 <u>31</u> 年度	備考
	(仮称) 成年 後見支援セン ターの運営 (維持)					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市と関係市町は、<u>中部成年後見支援</u>センターの運営に必要な費用の<u>応分一部</u>を負担します。 ・なお、関係市町の負担額は、<u>均等割</u>、<u>人口割</u>、<u>相談件数等実績割</u>で<u>按分することとし</u><u>按分し</u>、各年度の負担額は、その都度、関係市町で協議します。 							

◆ 子育て支援体制の整備及び充実

(1) 取組の概要

【現状と課題】

中部圏域の市町では、子育て支援の充実に向けて各種事業に取り組んでおり、年々施策の充実を図ってきているところです。います。

しかし、保育事業においては、圏域内で病後児保育と休日保育は実施していますが、病児保育は実施できていないため、子育てと仕事の両立を図る上で、保護者のニーズに応えきれていない状況にあります。病後児保育は実施施設を倉吉市に置き、圏域の1市3町で連携して実施しています（琴浦町は単独実施）。病児保育は平成24年7月から鳥取県立厚生病院敷地内に新たに実施施設を整備して、1市4町で連携して事業を開始し、利用者が徐々に増えてきているところです。また、休日保育については、実施施設を倉吉市内の私立保育所として、琴浦町を除く1市3町で連携して実施しています。



【取組の方針】

倉吉市が市内で病児保育等の特別保育を実施し、各町もその特別保育を利用できる環境を整えることで、圏域内の保育事業の充実を図ります。

また、定期的に関係市町間で子育て支援事業に係る情報交換を行い、子育て支援事業の連携を図ります。倉吉市が整備した施設（病児保育室）の機能及び市域にある既存の民間の保育機能を維持・継続させ、関係市町でその機能を利用します。

定住自立圏形成協定の規定の内容

取組の内容	圏域における子育て支援体制を整備し、及び充実するため、特別保育を実施し、及び拡充するとともに、子育て支援事業の充実及び連携を図る。
倉吉市(甲)の役割	①病児保育等の特別保育を実施し、及び拡充する。 ② ファミリーサポートセンター等の子育て支援事業を充実する。 ③甲の実施する子育て支援事業と乙の実施する子育て支援事業との連携を図る。
関係町(乙)の役割	①甲の実施し、及び拡充する特別保育を活用する。 ②甲の実施する子育て支援事業を活用する。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標①	病児・病後児保育の利用者数
指標②	休日保育の利用者数

イ. 実績

成果の状況		平成 27 ²² 年度	平成 28 ²³ 年度	平成 29 ²⁴ 年度	平成 30 ²⁵ 年度	平成 31 ²⁶ 年度	備考
指標①	目標 (人)	426	700人	700人	700人	700人	
	実績 (人)	700人					
指標②	目標 (人)	94	250人	250人	250人	250人	
	実績 (人)	250人					

(2) 具体的な事業

事業名		病児・病後児保育事業の活用					
内容	圏域内で未実施の病児保育を実施するとともに、引き続き病後児保育を実施します。現在実施している倉吉市の病児・病後児保育（病児保育は4町、病後児保育は琴浦町を除く3町）を関係市町で利用します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	・病児保育事業に必要な整備を行い、当該事業を実施するとともに、引き続き病後児保育事業を実施します。 ・市民に病児・病後児保育事業を広報し、当該事業を紹介します。 ・病児・病後児保育事業を委託により実施します。 ・市民に事業の広報を行い、事業の紹介をします。 ・運営費の一部を負担します。					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	・町民に病児・病後児保育事業を広報し、当該事業を紹介します。 ・町民に事業の広報を行い、事業の紹介をします。 ・運営費の一部を負担します。					
概算事業費	年度別 (千円)	平成2722年度	平成2823年度	平成2924年度	平成3025年度	平成3126年度	計
		7,000 15,800	7,000 +改修費補助 15,800	7,000 15,800	7,000 15,800	7,000 15,800	35,000 +改修費補助 79,000
実施期間	取組内容	平成2722年度	平成2823年度	平成2924年度	平成3025年度	平成3126年度	備考
	実施事業所の選定病児・病後児保育の運営						→
	実施事業所の改修		→				
	病児保育の実施			→			
	病後児保育の実施					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
運営費：保育対策等促進事業費補助金（2/3）、改修費：定住自立圏構想推進基金							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
・倉吉市は、病児・病後児保育事業に必要な運営費の一部と病児保育事業に必要な改修費を負担します。（※定住自立圏構想推進基金が活用できない場合は、改修費の負担について、関係市町で別途協議します。） ・関係町は、病児・病後児保育事業に必要な運営費の一部を負担します。 なお、運営費に係る関係市町の負担額は、関係市町の保育所定員及び利用実績で按分することとし、各年度の負担額は、その都度、関係市町で協議します。費用の負担は、各市町の対象施設の入所人数及び利用人数で按分し、その都度、協議の上決定します。							

事業名		休日保育事業の活用					
内容	倉吉市内で実施している休日保育を圏域全体で利用できるようにします。現在実施している倉吉市の休日保育を、琴浦町を除く3町が利用します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	・休日保育事業を実施します。 ・市民に休日保育事業を広報し、当該事業を紹介します。 ・休日保育事業を委託により実施します。 ・市民に事業の広報を行い、事業所の紹介をします。 ・運営費の一部を負担します。					
	三朝町	・町民に休日保育事業を広報し、当該事業を紹介します。 ・町民に事					

	湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<u>業の広報を行い、事業所の紹介をします。</u> <u>・運営費の一部を負担します。</u>					
概算事業費	年度別 (千円)	平成2722年度	平成2823年度	平成2924年度	平成3025年度	平成3126年度	計
		1,300 <u>1,600</u>	1,300 <u>1,600</u>	1,300 <u>1,600</u>	1,300 <u>1,600</u>	1,300 <u>1,600</u>	6,500 <u>8,000</u>
実施期間	取組内容	平成2722年度	平成2823年度	平成2924年度	平成3025年度	平成3126年度	備考
	休日保育の 運営					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
保育対策等促進事業費補助金（2/3）							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
・倉吉市と関係町は、運営費を負担します。 なお、関係市町の負担額は、関係市町の保育所定員及び利用人数で按分することとし、各年度の負担額は、その都度、関係市町で協議しま ・各自自治体の対象施設の入所人数及び利用人数で按分（その都度、協議）							

事業名	子育て支援事業に係る情報交換会実施事業の充実及び連携						
内容	関係市町間で子育て支援事業に係る <u>について</u> 情報を交換し、 <u>子育て支援事業の</u> 連携を図ります。						
関係市町及び役割分担	倉吉市 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>定期的に</u>情報交換会<u>の為の会議</u>を開催します。 ・情報交換<u>の為の会議会</u>に参加します。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成 <u>22</u> 7年度	平成 <u>23</u> 8年度	平成 <u>24</u> 9年度	平成 <u>25</u> 0年度	平成 <u>26</u> 1年度	計
		0	0	0	0	0	0
実施期間	取組内容	平成 <u>22</u> 7年度	平成 <u>23</u> 8年度	平成 <u>24</u> 9年度	平成 <u>25</u> 0年度	平成 <u>26</u> 1年度	備考
	情報交換会 <u>の開催</u>					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
—							

◆ 鳥取県中部子ども支援センターの維持及び教育相談体制の充実

(1) 取組の概要

【現状と課題】

~~平成17年度以降、中部圏域における小学校の不登校¹児童の出現率²は上昇しており、特に、平成20年度以降の出現率は、平成17年度当時の2倍を超える高い水準となっています。~~

~~平成20年度以降、中部圏域における小学校の不登校児童の出現率は減少傾向が続いていましたが、平成24年度の出現率は過去5年間の内では2番目に高い水準となっています。中学校の不登校生徒の出現率は、平成17年度に比べて低くなっていますが、小学校の不登校児童の動向を踏まえると、今後、中学校においても、不登校生徒の出現率が上昇する可能性があります。~~

中学校の不登校生徒の出現率は、平成20年度からの5年間で、2%弱から3%強の水準が続いています。その原因も複雑化、多様化しており、福祉とも連携し一人一人に応じた支援が必要な状況です。

また、近年、小・学生及び中学生の児童・生徒以外の未成年者についても、引きこもり、非行、いじめ等の問題が複雑化、多様化しており、問題を抱える本人とその家族に対する支援の必要性が高まってきています。しかし、現在、子育てや教育に関わる機関、施策はたくさんあるものの、当事者やその家族にとっては、それぞれの機関が何を担当しているのか分かりにくい状況にあるため、相談者と支援機関を適切に繋ぐコーディネート機能が必要とされています。

【取組の方針】

現在、1市4町で運営している鳥取県中部子ども支援センターを維持し、引き続き、~~小学校の~~不登校児童及び中学校の不登校生徒に対する相談、受入等の学校復帰に向けた支援を行います。

また、現在の鳥取県中部子ども支援センターの相談機能を拡充し、当該センターに相談者と圏域の支援機関との間を迅速かつ適切に繋ぐコーディネート機能を持たせることにより、未成年者のあらゆる悩みや相談に迅速に対応し、社会的自立に向けた適切な支援の実施に繋げていきます。



(参考1)

不登校：何らかの心理的、情緒的、身体的又は社会的要因、背景により、登校しない又は登校したくてもできない状況にあり、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものをいいます。

(参考2)

出現率：小学校、中学校における不登校を理由に欠席している児童及び生徒の全体に占める割合をいいます。

定住自立圏形成協定の規定の内容

取組の内容	圏域における教育相談体制を維持し、及び充実するため、不登校の児童及び生徒に対する支援を維持するとともに、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援の拡充を図る。
-------	---

倉吉市(甲)の役割	①不登校の児童及び生徒に対する学校復帰に向けた支援を行っている鳥取県中部子ども支援センターを維持する。 ②子ども支援センターの機能の拡充を図り、複雑で多様な問題を抱える未成年者に対する支援を行う。
関係町(乙)の役割	甲の運営する子ども支援センターを活用する。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標①	センター利用率= (センターに通う児童・生徒数+相談人数) / 不登校児童・生徒数) ×100
指標②	学校復帰率=学校復帰児童・生徒数 / (センターに通う児童・生徒数+相談人数) ×100

イ. 実績

成果の状況		平成2722年度	平成2823年度	平成2924年度	平成3025年度	平成3126年度	備考
指標①	目標 (%)	60	60	60	60	60	
	実績 (%)	107.7					
指標②	目標 (%)	40	40	40	40	40	
	実績 (%)	53.1					

(2) 具体的な事業

事業名	鳥取県中部子ども支援センター運営事業						
内容	鳥取県中部子ども支援センターを維持し、引き続き不登校の児童及び生徒に対する支援を継続するとともに、個々の段階に応じた学習支援、体験学習等の支援を行います。また、鳥取県中部子ども支援センターの相談体制を充実し、未成年者に対する相談機能を拡充させることで、相談者と各支援機関を繋ぐ役割を担っていきます。						
関係市町及び役割分担	倉吉市 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県中部子ども支援センターの運営を行います。 市民に鳥取県中部子ども支援センターの役割等を広報するとともに、相談者に対し、当該センターの紹介を行います。 鳥取県中部子ども支援センターの運営に協力します。 町民に鳥取県中部子ども支援センターの役割等を広報するとともに、相談者に対し、当該センターの紹介を行います。 					
概算事業費	年度別(千円)	平成2722年度 8,342 7,873	平成2823年度 8,342 9,758	平成2924年度 12,500 11,643	平成3025年度 12,500 11,643	平成3126年度 16,500 11,643	計 58,184 52,560
実施期間	取組内容	平成2722年度	平成2823年度	平成2924年度	平成3025年度	平成3126年度	備考
	不登校の児童・生徒の相談対応等						
	不登校の生徒(高校生)の相談対応等						
	未成年者の相談対応等						
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
鳥取県不登校等児童生徒支援施設運営補助金(1/3)							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> 倉吉市と関係町は、鳥取県中部子ども支援センターの運営費を負担します。 <p>なお、関係市町の負担額は、<u>関係市町の在籍児童数及び生徒数で按分することとし、鳥取中部ふるさと広域連合の負担金の負担割合を参考とし</u>、各年度の負担額は、その都度、関係市町で協議します。また、鳥取県中部子ども支援センターの相談機能を拡充した後の事業費負担の基本的な</p>							

考え方については、関係市町で別途協議します。							
事業名	鳥取県中部子ども支援センター移転事業						
内容	圏域全体で鳥取県中部子ども支援センターを利用するため、倉吉市立河北中学校が旧倉吉産業高等学校の跡地に移転することに伴い、現在、旧倉吉産業高等学校の跡地で運営している当該センターの移転を計画し、必要な整備を行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	・鳥取県中部子ども支援センターの移転を計画し、必要な整備を行います。					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	・鳥取県中部子ども支援センターの移転に必要な協力及び調整を行います。					
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
		0	0	改修費	0	0	改修費
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
	移転計画の策定		→				
	移転計画に基づく整備			→			
	移転の実施			→			
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
=							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
・倉吉市は、鳥取県中部子ども支援センターの移転整備に必要な費用を負担します。							

事業名	鳥取県中部子ども支援センター機能拡充検討事業						
内容	現在の鳥取県中部子ども支援センターの機能を段階的に拡充し、 未成年者全体に対するいじめ等の人間関係についての 相談対応、受入等を行うため、中部圏域の実情に合った当該センターの職員体制、拡充する機能の内容について、具体的な研究及び検討を行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会の設置及び運営並びに先進地の視察を行い、鳥取県中部子ども支援センターの今後の職員体制、機能の研究及び検討を行います。 ・検討会の検討等を踏まえ、鳥取県中部子ども支援センターの機能の拡充に係る実施計画を作成します。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会及び先進地視察に参加し、鳥取県中部子ども支援センターの今後の職員体制、機能の研究及び検討を行います。 ・鳥取県中部子ども支援センターの機能の拡充に係る実施計画の作成に必要な協力を行います。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成 22 27年度	平成 23 28年度	平成 24 29年度	平成 25 30年度	平成 26 31年度	計
		0250	480250	480250	480250	480250	1,9201,250
実施期間	取組内容	平成 22 27年度	平成 23 28年度	平成 24 29年度	平成 25 30年度	平成 26 31年度	備考
	検討会の設置及び運営						→
	先進地視察の実施						→
	関係機関との協議及び調整						→
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市は、検討会の設置及び運営に必要な費用と先進地視察に係る市職員の費用を負担します。 ・関係町は、先進地視察に係る町職員の費用を負担します。 							

◆ 体育施設の機能の維持及び強化

(1) 取組の概要

【現状と課題】

第3種公認の倉吉市営陸上競技場は、本市のみならず中部圏域の小・中・高校生をはじめとする多くの陸上競技愛好者が練習や大会において使用していますが、現在の公認の有効期限は平成24年5月平成29年5月31日までとなっています。公認を維持できないときは、現在、倉吉市営陸上競技場で開催している大会が、鳥取市や米子市の他の競技場での開催となり、中部圏域の児童・生徒等の参加者の経済的な負担や利便性の低下に繋がり、児童・生徒等の健全育成への影響、競技力の低下、更には、交流人口の減少等が懸念されます。

また、中部圏域には、陸上競技場の他にも野球場、ラグビー場、サッカー場、テニスコート、体育館、武道館、合宿所など数多くの体育施設がありますが、施設の機能を十分に生かし活かしきれておらず、有効に活用されていない施設も見受けられるため、その利活用の促進を図る必要があります。

さらには、圏域内の体育施設の多くで老朽化が進んでおり、施設の適切な維持管理と長寿命化に向けた対策が必要となっています。

【取組の方針】

中部圏域の児童・生徒等の参加者の経済的な負担の軽減、利便性の維持を図り、競技力の向上並びに交流人口の維持・拡大を図るため、倉吉市営陸上競技場の第3種公認を維持し、引き続き公認大会を開催します。

また、施設の有効活用と圏域外からの交流人口の拡大等を図るため、圏域内にある体育施設の機能を十分に把握し把握するとともに適切な維持管理を行い、大会の開催、誘致など利活用策の検討につなげます。を検討します。



定住自立圏形成協定の規定の内容

取組の内容	圏域における体育施設の機能を維持し、及び強化するため、公認の体育施設及び大会を誘致できる体育施設（以下「公認体育施設」という。）の必要性を検討し、当該体育施設の維持及び整備を行う。
倉吉市(甲)の役割	①甲の区域にある体育施設の機能を調査し、公認体育施設等の必要性並びに当該公認体育施設等を活用した大会の開催及び誘致を検討する。 ②甲の区域にある第3種公認の倉吉市営陸上競技場を維持し、及び整備する。
関係町(乙)の役割	①乙の区域にある体育施設の機能を調査し、公認体育施設等の必要性並びに当該公認体育施設等を活用した大会の開催及び誘致を検討する。 ②甲の維持し、及び整備した第3種公認の倉吉市営陸上競技場の利用を促進する。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標①	倉吉市営陸上競技場の公認大会の開催数
指標②	倉吉市営陸上競技場の利用者数 <u>-(陸上利用のみ)-</u>

イ. 実績

成果の状況		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
指標①	目標(回)	6	6	6	6	6	
	実績(回)	6					
指標②	目標(人)	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	
	実績(人)	23,075					

(2) 具体的な事業

事業名	体育施設機能調査・活用検討事業						
内容	圏域内にある体育施設の設備、機能、耐用年数などを調査し、大会の開催、誘致など体育施設の利活用策を検討します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> 圏域内にある体育施設の設備、機能、耐用年数などの調査をはじめ、大会開催、誘致などに必要な体育施設、宿泊施設、交通網等の調査を行い、大会の開催、誘致などの利活用策を検討します。 倉吉市が行う調査、検討に協力します。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度 0	平成28年度 0	平成29年度 0	平成30年度 0	平成31年度 0	計 0
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	調査内容の検討		→				
	調査の実施			→			
	活用策の検討					→	
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
—							

事業名	倉吉市営陸上競技場整備事業						
内容	圏域全体で利用している倉吉市営陸上競技場の第3種公認を維持するため、全天候舗装等の必要な改修を行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> 第3種公認の維持に必要な改修工事を実施します。 倉吉市営陸上競技場の工事中は、他の施設を利用するなど必要な協力をを行います。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度 0	平成23年度 384,000	平成24年度 2,000	平成25年度 2,000	平成26年度 0	計 388,000
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
	改修内容の検討		→				
	設計監理		→				
	工事施工				→		

~~活用を想定する補助制度等（補助率等）~~

~~社会資本整備総合交付金（都市公園安全・安心対策緊急支援事業）（1/2）~~

~~関係市町の事業費負担の基本的な考え方~~

~~・倉吉市は、第3種公認の維持に係る改修工事に必要な費用を負担します。~~

事業名	倉吉市営陸上競技場維持管理事業						
内容	圏域全体での倉吉市営陸上競技場の利用促進を図るため、当該競技場の安全点検、補修、清掃などの施設管理を適切に行います。 <u>また、第3種公認の維持に必要な整備を行います。</u>						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> 安全・安心して利用できる環境を整備するため、施設及び隣接する<u>駐車場等</u>の維持管理を適切に行います。 <u>また、第3種公認の維持に必要な施設及び備品等のな整備を行います。</u> 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> 大会参加、練習などの利用促進に協力します。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成 22 27年度	平成 23 28年度	平成 24 29年度	平成 25 30年度	平成 26 31年度	計
		2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	10,500
		<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,100</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>5,100</u>
		54,105	10,000	1,100			67,205
実施期間	取組内容	平成 22 27年度	平成 23 28年度	平成 24 29年度	平成 25 30年度	平成 26 31年度	備考
	維持管理						
	<u>駐車場改修</u>	→					
	<u>公認認定</u>			→			
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
・倉吉市は、施設の維持管理及び <u>第3種公認の維持</u> に必要な費用を負担します。							

◆ 広域観光体制の充実及び強化による広域観光の推進

(1) 取組の概要

【現状と課題】

~~各市町で観光PR、営業活動、観光案内所の開設などの観光宣伝活動を行っていますが、近年、テーマ性や地域の生活体験を望む観光が増えるなど、観光動向に大きな変化が生じており、地域性の高い観光素材や地域コーディネート能力を必要とする「着地型観光商品」の造成など観光推進に「地域力」が求められています。~~

~~各市町の観光素材の磨き上げとネットワーク化の更なる推進が必要とされている中で、各市町のマンパワーの不足などから積極的な広域観光行政に至ることができない状況にあります。~~

鳥取自動車道や松江自動車道の開通を始めとする交通網の整備や情報化社会の進展により、旅行者が行政単位の枠を超え、より多くの観光地を周遊し、さまざまな観光資源を楽しむ傾向が強くなっています。

今後、鳥取中部への観光客や観光消費額を増やすためには、このような行動範囲の拡大や旅行ニーズの多様化に対応した魅力ある広域観光ルートづくりなど、地域相互に魅力を補い、高め合うための広域的な連携が必要となっています。



【取組の方針】

地域の魅力ある観光資源を広域的にネットワーク化する広域観光を推進し、観光客の行動範囲の拡大に対応するとともに、目的地として選択されるための訴求力の強化を図ります。

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	圏域における広域観光を推進するため、広域観光体制を充実し、及び強化し、観光資源の磨き上げとネットワーク化による観光事業の充実並びに観光情報の発信及びセールスプロモーションの強化を図る。
倉吉市(甲)の役割	①とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会（以下「広域観光協議会」という。）に対する支援を充実し、広域観光体制の充実及び強化を図る。 ②甲の区域にある観光資源の磨き上げを行い、広域観光協議会に磨き上げた観光資源の情報を提供して、観光資源のネットワーク化を図る。 ③広域観光協議会と連携して、観光パンフレットの作成等による観光情報の発信及び宣伝活動等のセールスプロモーションの強化を行う。
関係町(乙)の役割	①広域観光協議会に対する支援を充実し、広域観光体制の充実及び強化を図る。 ②乙の区域にある観光資源の磨き上げを行い、広域観光協議会に磨き上げた観光資源の情報を提供して、観光資源のネットワーク化を図る。 ③広域観光協議会と連携して、観光パンフレットの作成等による観光情報の発信及び宣伝活動等のセールスプロモーションの強化を行う。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標	とっとり梨の花温泉郷周辺エリアの観光入込客数（県の観光入込動態調査）
----	------------------------------------

イ. 実績

成果の状況		平成 22 <u>27</u> 年度	平成 23 <u>28</u> 年度	平成 24 <u>29</u> 年度	平成 25 <u>30</u> 年度	平成 26 <u>31</u> 年度	備考
指標	<u>目標(千人)</u>	1,425	1,439	1,453	1,467	1,482	
	実績(千人)	1,414					

(2) 具体的な事業

事業名	とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会支援事業						
内容	とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会が主体的に情報発信、セールスプロモーション、着地型観光商品の開発、ネットワーク化による滞在型広域観光等の広域観光事業を実施できる体制を整備するため、必要な人的又は財政的な支援の充実を図ります。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	・各市町が造成した観光商品の運営、広域連携事業の実施、広域情報の発信、セールスプロモーションの強化に必要な人的又は財政的な支援を行います。					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	・各市町が造成した観光商品の運営、広域連携事業の実施、広域情報の発信、セールスプロモーションの強化に必要な人的又は財政的な支援を行います。					
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
		2,152 21,043	2,152 34,043	2,152 34,043	2,152 34,043	2,152 34,043	10,760 157,215
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
	支援の実施						
活用を想定する補助制度等 (補助率等)							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> 倉吉市と関係市町は、とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会の支援に必要な費用を負担します。なお、現在の関係市町の負担割合は、基本額に総事業費の不足額を人口割で上乗せしていますが、とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会の支援の充実を図るために必要な事業費とその負担の基本的な考え方については、関係市町で別途協議します。<u>(上記の概算事業費は、協議会への市町負担金と広域連合からの業務委託料の合算額を示しています。)</u> 							

事業名	観光商品の開発強化等による開発強化・受入体制の充実等による観光推進事業						
内容	各市町において、「癒し」をテーマとした着地型・滞在型の観光商品及びB級グルメ・サブカルチャーなど食を生かした観光商品の開発強化等を行い、及び既存の観光地・施設等のインバウンドを含めた受け入れ態勢の充実等により、観光事業全体の充実を図ります。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	・着地型・滞在型の観光商品、及びB級グルメ、などサブカルチャーなど食を生かした観光商品の開発強化等を行い、及び既存の観光地・施設等のインバウンドを含めた受け入れ態勢の充実等により、観光事業全体の充実を図ります。					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	・着地型・滞在型の観光商品、及びB級グルメ、サブカルチャーなど食を生かした観光商品の開発強化及び既存の観光地・施設等のインバウンドを含めた受け入れ態勢の充実等により等を行い、観光事業全体の充実を図ります。					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		109,750 155,000	120,000 155,000	63,000 155,000	63,000 155,000	63,000 155,000	418,750 775,000
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	観光商品の開発等						
活用を想定する補助制度等 (補助率等)							
<u>一定住自立圏構想推進基金</u>							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> 倉吉市は、市の観光事業に必要な費用を負担します。 							

・関係町は、町の観光事業に必要な費用を負担します。

事業名	観光情報発信・セールスプロモーション強化事業						
内容	各市町において、観光パンフレット等の作成、観光キャンペーン等を行い、圏域外への情報発信及びセールスプロモーションの強化を図ります。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	・観光パンフレット等の作成、観光キャンペーン等を行い、圏域外への情報発信及びセールスプロモーションの強化を図ります。					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	・観光パンフレット等の作成、観光キャンペーン等を行い、圏域外への情報発信及びセールスプロモーションの強化を図ります。					
概算事業費	年度別 (千円)	平成227年度	平成2328年度	平成2429年度	平成3025年度	平成2631年度	計
		25,871 8,000	30,000 8,000	21,000 8,000	21,000 8,000	21,000 8,000	118,871 40,000
実施期間	取組内容	平成227年度	平成2338年度	平成2429年度	平成2530年度	平成2631年度	備考
	情報発信等の強化						
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
<u>一定住自立圏構想推進基金</u>							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市は、市の事業に必要な費用を負担します。 ・関係町は、町の事業に必要な費用を負担します。 							

事業名	八橋往来周辺の魅力創造・発信事業						
内容	<p>八橋往来は、伯耆国の中心であった倉吉と八橋を結ぶ奈良時代からの街道で、200年程前には、伊能忠敬もこの街道を歩いて測量を行ったと伝えられ、現在でも、この街道の名残は倉吉市と琴浦町の一部に風情ある風景として懐かしさをしのばせており、国の夢街道モデル地区にも認定されている。</p> <p>この八橋往来と呼ばれる街道跡とその周辺に現在も残る津田侯殿様街道、斉尾廃寺跡、大高野官衙遺跡、伯耆国府跡、白壁土蔵群などの歴史的遺産と、そこに伝わる文化を観光資源として認識し、これらについて調査研究を行い、それを生かした新たな観光商品としてイベントを実施するなど、その魅力を最大限に引き出す取り組みを推進し、もって観光客の誘客による圏域全体の活性化を図る。</p>						
関係市町及び役割分担	倉吉市	・倉吉市に残る八橋往来のルートや周辺資源の研究・開発を行い、それを元にしたイベントなどの観光商品を開発し、もって観光客の誘客を推進し、圏域全体の活性化を図る。					
	琴浦町 北栄町	・各町に残る八橋往来のルートや周辺資源の研究・開発を行い、それを元にしたイベントなどの観光商品を開発し、もって観光客の誘客を推進し、圏域全体の活性化を図る。					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		0	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
実施期間	取組内容	平成27年度	平成38年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	調査研究						
	研修会・講座						
	イベント開催						
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
<u>二</u>							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市は、市の事業及び広域イベント等に必要な費用を負担します。 ・関係町は、町の事業及び広域イベント等に必要な費用を負担します。 							

◆ 企業誘致の推進

(1) 取組の概要

【現状と課題】

今後の少子高齢化、人口減少社会の到来に向けた対応は全国的な課題となっており、中部圏域においても人口減少に歯止めをかけ、圏域への人の流れを創出するためには、雇用の場の確保と地域産業の振興に向けた取組が非常に大切です。

現在、圏域の各市町が単独で企業誘致活動を行っていますが、現在の厳しい経済情勢の中で圏域への企業誘致を実現し、雇用の創出と地域産業の振興を図るためには、各市町が連携して取り組む必要があります。

また、各市町において、自らの市町に所在する企業に対し、それぞれの市町の住民を雇用した際に補助金等を受け取ることができる奨励制度を整備していますが、企業の求める人材をそれぞれの市町の住民のみで賄うことができない状況にあります。そのため、企業が雇用を創出しても、雇用した人数分の補助金等を受け取ることができない状況にあり、このことが圏域企業の雇用拡大意欲を削ぎ、産業活性化を阻害する要因となっています。



【取組の方針】

~~圏域版の企業誘致パンフレットの作成をはじめ、ホームページなどを有効に活用して、進出を検討している企業に中部圏域の企業誘致の可能な土地、空き店舗等の情報を提供します。それにより、企業側の選択肢を増やし、圏域への企業誘致を推進します。~~

進出を検討している企業に中部圏域の企業誘致の可能な土地、空工場等の情報を提供します。

また、圏域での企業による雇用創出を誘引し、その契機とするため、圏域の企業を対象とした雇用創出促進奨励制度を創設し、運営します。

それにより、これらの取組みにより、企業側の選択肢を増やし、圏域への企業誘致及び雇用創出を促進し、もって圏域の雇用を確保するとともに、圏域の活性化を図ります。を推進します。

定住自立圏形成協定の規定の内容

取組の内容	圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致に必要な情報を共有し、活用して企業誘致を行う。 <u>圏域での企業による雇用創出を誘引し、その契機とするための雇用創出奨励制度の創設及び運営を行う。</u>
倉吉市(甲)の役割	①圏域の企業誘致の可能な土地、空き店舗等の企業誘致に必要な情報を集約し、乙に当該情報を提供する。 ②圏域の企業誘致情報を活用して、圏域への企業誘致を行う。 ③圏域の企業誘致情報を活用し、乙の関西事務所と連携して、圏域への企業誘致を行う。 <u>④雇用創出奨励制度の創設及び運営に必要な経費の支出を行う。</u>
関係町(乙)の役割	①甲に乙の区域の企業誘致情報を提供する。 ②甲から提供のあった圏域の企業誘致情報を活用して、圏域への企業誘致を行う。 ③圏域の企業誘致情報を活用し、甲の関西事務所と連携して、圏域への企業誘致を

行う。(※③は、琴浦町に関する協定です。)
④雇用創出奨励制度の創設及び運営に必要な経費の支出を行う。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標①	企業誘致の件数
指標②	企業誘致による新規正規雇用者数
指標③	<u>雇用創出奨励制度の利用件数</u>

イ. 実績

成果の状況		平成2722年度	平成2823年度	平成2429年度	平成2530年度	平成2631年度	備考
指標①	<u>目標 (件)</u>	<u>5</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	
	実績 (件)	0					
指標②	<u>目標 (人)</u>	<u>85</u>	<u>25</u>	<u>25</u>	<u>25</u>	<u>25</u>	
	実績 (人)	0					
指標③	<u>目標 (件)</u>	<u>0</u>	<u>40</u>	<u>45</u>	<u>30</u>	<u>20</u>	
	<u>実績 (件)</u>						

(2) 具体的な事業

事業名	圏域への企業誘致推進事業						
内容	圏域における企業誘致の可能な土地、 空き店舗等空き工場等 の情報を集約し、当該情報を活用して、圏域への企業誘致を推進します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> 圏域の企業誘致の可能な土地、空き店舗等空き工場等の情報を集約し、圏域版の企業誘致パンフレット等を作成して、関係町に当該情報を提供します。また、市のホームページで当該情報を発信するとともに、圏域版の企業誘致パンフレット等を活用し、圏域への企業誘致を推進します。関係町に当該情報を提供します。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> 倉吉市に企業誘致の可能な土地、空き店舗等の情報を提供します。また、倉吉市が集約した当該情報を町のホームページで発信するとともに、圏域版の企業誘致パンフレット等を活用し、圏域への企業誘致を推進します。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成 22 27年度	平成 23 28年度	平成 24 29年度	平成 25 30年度	平成 31 26年度	計
		1620	420-0	0-0	0-0	0-0	420-162
実施期間	取組内容	平成 22 27年度	平成 23 28年度	平成 24 29年度	平成 25 30年度	平成 26 31年度	備考
	情報整理						
	パンフレット等の作成 企業誘致						
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
定住自立圏構想推進基金——二							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
・倉吉市は、企業誘致パンフレット等の作成に必要な費用を負担します。——							

事業名	関西事務所を活用した圏域への企業誘致推進事業						
内容	倉吉市関西事務所と琴浦町関西事務所との間で圏域の企業誘致の可能な土地、 空き店舗など空き工場等 の情報及び企業訪問で得た情報を共有し、お互いに連携して、圏域への企業誘致を行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> 圏域の企業誘致の可能な土地、空き店舗など空き工場等の情報及び企業訪問で得た情報を琴浦町関西事務所と共有し、お互いに連携して、圏域への企業誘致を行います。 					
	琴浦町	<ul style="list-style-type: none"> 圏域の企業誘致の可能な土地、空き店舗など空き工場等の情報及び企業訪問で得た情報を倉吉市関西事務所と共有し、お互いに連携して、圏域への企業誘致を行います。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成 22 27年度	平成 23 28年度	平成 24 29年度	平成 25 30年度	平成 26 31年度	計
		16,613 9,066	16,613 9,066	16,613 9,066	16,613 9,066	16,613 9,066	83,065 45,330
実施期間	取組内容	平成 22 27年度	平成 23 28年度	平成 24 29年度	平成 25 30年度	平成 26 31年度	備考
	情報整理						
	企業誘致						
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
——							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
・倉吉市は、倉吉市関西事務所の運営に必要な費用を負担します。——							
・琴浦町は、琴浦町関西事務所の運営に必要な費用を負担します。——							

<u>事業名</u>	<u>鳥取県中部定住自立圏雇用創出促進奨励事業</u>						
<u>内容</u>	<u>圏域での企業による雇用創出の意欲を誘引し、その契機とするため、圏域内の企業及び住民を対象とした新たな雇用を促進する奨励制度を創設し、運営します。</u>						
<u>関係市町及び役割分担</u>	<u>倉吉市</u> <u>三朝町</u> <u>湯梨浜町</u> <u>琴浦町</u> <u>北栄町</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>奨励制度の創設及び必要な連絡調整を行います。</u> ・<u>奨励制度の運営に必要な費用を負担します。</u> ・<u>奨励制度の創設を行います。</u> ・<u>奨励制度の運営に必要な費用を負担します。</u> 					
<u>概算事業費</u>	<u>年度別(千円)</u>	<u>平成27年度</u>	<u>平成28年度</u>	<u>平成29年度</u>	<u>平成30年度</u>	<u>平成31年度</u>	<u>計</u>
		0	12,000	13,500	9,000	6,000	40,500
<u>実施期間</u>	<u>取組内容</u>	<u>平成27年度</u>	<u>平成28年度</u>	<u>平成29年度</u>	<u>平成30年度</u>	<u>平成31年度</u>	<u>備考</u>
	<u>制度設計</u>	→					
	<u>制度運営</u>					→	
<u>活用を想定する補助制度等(補助率等)</u>							
—							
<u>関係市町の事業費負担の基本的な考え方</u>							
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>倉吉市と関係町は、制度の創設及び運営に必要な費用を負担します。</u> ・<u>費用の負担額は、その都度、関係市町で協議します。</u> 							

◆ 消費生活相談窓口の体制整備

(1) 取組の概要

【現状と課題】

高度情報通信社会や技術革新・規制緩和・国際化等の進展により、消費生活の取引方法が複雑化・多様化し、消費者と事業者間における情報の格差はますます拡大しています。

このため、判断力が十分ではない若年者や高齢者、障がい者などを狙う悪質商法が社会問題化しております。特に近年では、携帯電話やインターネットの普及などにより、自宅で手軽に商品や役務を購入できるなど利便性の向上が図られた一方で、ワンクリック詐欺⁺や有料サイトに係る不当請求などのITトラブルが増加しています。

これらの消費者トラブルによる被害の未然防止及び被害の拡大防止に対応するため、平成21年3月に「鳥取県消費者行政活性化計画」が策定され、平成24年3月までに県内全市町村に消費生活相談窓口を開設し、相談体制の整備・充実を図っていくこととされました。

しかしながら、平成21年9月の消費者安全法の施行により、消費生活相談業務等が基本的に市町村の業務と位置づけられ、市町村と鳥取県との役割分担化が図られた結果、平成23年度末をもって鳥取県は中部消費生活センターを廃止することとされました。一方、本圏域においては、各市町単独で高度な事案を処理できる専門相談員の人材確保等が困難な現状にあります。

近年、情報化の進展やライフスタイルの多様化等により、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。これに伴い、消費者にとっては商品やサービスの選択の幅が広がり、利便性の向上等も図られてきている一方で、製品事故の多発、販売方法の悪質・巧妙化等、消費者問題はますます複雑化・多様化してきています。

このような中、消費者行政施策においては、平成21年に策定された消費者安全法で、消費生活相談業務等における県と市町村の役割が明記され、県による専門的な相談等への対応、市町村に対する支援及び市町村による消費生活センターの設置等、消費者行政全体の強化を図ることとされました。また、鳥取県においても「鳥取県消費者行政活性化計画」の中で、各市町村の相談窓口の体制整備・充実を図ることが掲げられました。

中部圏域では、こうした国、県の指針をふまえ、関係市町の総合計画や定住自立圏共生ビジョンとの整合性を図りながら、平成24年度より中部消費生活センターを圏域内の市町で共同設置し、相談窓口の機能強化の取組みをスタートさせました。これにより、市町単独では困難な高度な専門知識と処理能力をもった人材を常時複数人確保するとともに、圏域内のトラブルを一元的に監視し、被害状況等の情報共有を行うことが可能となりました。また、専門相談員が定期的に各町の相談窓口を巡回し相談を受ける等、センターと市町の協力が図られているところです。

今後は、さらなる相談体制の充実と効率化、そして住民への悪質商法等の注意喚起や啓発活動を行う等、中部消費生活センターに対する住民の認知度を高めながら圏域内で効果的に継続実施していくことが必要といえます。

【取組の方針】

各市町においては、単独で高度な事案を処理できる専門相談員を確保することが財政的にも人材的にも困難なため、圏域の各市町が共同して専門相談員を確保することで、高度な事案の処理を一元的に行います。

あわせて、各市町では輪番制により相談員が活用できるなど相談業務の共同化と効率化を図るとともに、最新の相談事例などの紹介や悪徳商法悪質商法への対処法等についての啓発活動を行います。



(参考1)

ワンクリック詐欺とは携帯電話やパソコンに届いた広告メールや架空請求メールを開き、認証ボタンや画像、その他リンクなどをクリックしただけで勝手に入会登録させられ利用料金を請求されるトラブル。

定住自立圏形成協定の規定の内容

取組の内容	圏域における消費生活に関する安心・安全を確保するため、相談窓口を設置し、必要な施設、設備等の整備及び運営に対し支援を行うとともに、担当職員の研修及び消費者に対する啓発を行う。
倉吉市(甲)の役割	①消費生活相談窓口の体制を充実させるための検証を行う。 ②消費者被害の未然防止のため、消費生活に関する教育及び消費者に対する啓発並びに連絡調整を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。
関係町(乙)の役割	①消費生活相談窓口の体制を充実させるための検証に協力する。 ②消費者被害の未然防止のため、消費生活に関する教育及び消費者に対する啓発を行う。 ③関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標	消費生活相談窓口の利用者数(各市町の消費生活に関する窓口相談件数含む)
----	-------------------------------------

イ. 実績

成果の状況		平成2227年度	平成2328年度	平成2429年度	平成2530年度	平成2631年度	備考
指標	目標(人)	800	800	800	800	800	
	実績(人)	—	—				

(2) 具体的な事業

事業名	中部消費生活センター運営事業						
内容	消費生活相談に関し、高度な事案を処理できる専門相談員及び窓口を確保するため、鳥取中部ふるさと広域連合と連携して、 <u>鳥取県市町村消費者行政活性化交付金を活用して</u> 中部消費生活センターを維持します。 <u>また、誰もが利用しやすい相談体制の充実を図ります。</u>						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口の体制を充実させるため事業の企画及び連絡調整を行います。 事業に必要とされる経費の支出を行います。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談窓口の体制を充実させるため事業の企画を行います。 事業に必要とされる経費の支出を行います。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成2722年度	平成2328年度	平成2429年度	平成2530年度	平成2631年度	計
		— 8,000	— 8,000	4,219 8,000	7,101 8,000	7,284 8,000	18,604 40,000
実施期間	取組内容	平成2722年度	平成2328年度	平成2429年度	平成2530年度	平成2631年度	備考
	消費生活相談 窓口の維持					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—鳥取県市町村消費者行政活性化交付金							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> 倉吉市と関係町は、施設設置に必要な施設、設備等の整備及び運営に対する費用の—部を負担します。 なお、関係市町の負担額は、人口、相談件数等で按分することとし、各年度の負担額は、その都 							

度、関係市町で協議します。

事業名		消費生活に関する担当者研修及び啓発事業					
内容	消費生活相談に 関し、業務に携わる担当者研修及び 消費者トラブルの未然防止と被害の拡大防止のため、中部消費生活センターと連携して、 <u>担当職員の資質向上に向けた研修及び</u> 圏域住民への啓発活動を行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関する担当者研修及び啓発事業の企画及び連絡調整を行います。 圏域住民を対象とした啓発を行います。 					
	三朝町	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関する担当者研修及び啓発事業の企画を行います。 					
	湯梨浜町	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関する担当者研修及び啓発事業の企画を行います。 					
	琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> 圏域住民を対象とした啓発を行います。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成 27 <u>22</u> 年度	平成 28 <u>23</u> 年度	平成 29 <u>24</u> 年度	平成 30 <u>25</u> 年度	平成 31 <u>26</u> 年度	計
		—	—	3,100	3,100	3,100	9,300
		<u>700</u>	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>35,000</u>
		<u>1,763</u>	<u>1,711</u>	<u>1,711</u>	<u>1,711</u>	<u>1,711</u>	<u>8,607</u>
実施期間	取組内容	平成 27 <u>22</u> 年度	平成 28 <u>23</u> 年度	平成 29 <u>24</u> 年度	平成 30 <u>25</u> 年度	平成 31 <u>26</u> 年度	備考
	担当者研修					→	
	啓発事業					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
<u>地域消費者行政活性化交付金(10/10)平成24年度のみ</u> 鳥取県市町村消費者行政活性化交付金							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> 倉吉市は、市の担当者研修及び啓発事業に必要な費用を負担します。 関係町は、町の担当者研修及び啓発事業に必要な費用を負担します。 							

2 結びつきやネットワークの強化

ア. 地域公共交通

◆ 公共交通に係る効率的な運行体系の確立

(1) 取組の概要

【現状と課題】

~~倉吉市と周辺の4町との間を運行している広域路線バスは、都市機能を多く有する倉吉駅などの複数の拠点から市街地を通過するように運行されているものの、各市町で展開されているコミュニティバスなどの独自の公共交通施策と十分な連携が取れていないのが実態であり、住民の生活圏域内を結ぶ公共交通ネットワークとして十分な機能を発揮できていません。また、県と市町村のバス補助金の金額は増加の一途をたどり、平成21年度からの県バス補助金要綱の改正においても、国庫補助路線（広域路線）については、真に必要な利用のある路線を確保するために補助基準を下げるなどの補助制度の転換を行うとともに、各市町の単独バス運行に対する補助を強化、拡充するなどして運行体系の見直しを促進しています。~~

~~このように、現在の公共交通体系の維持には限界があり、抜本的な見直しが迫られています。倉吉市と周辺の4町を結ぶ公共交通は、主に鉄道と路線バスで構成されており、特に路線バスは自治体をまたがる広域路線が多く、通勤・通学、通院、買い物等、住民生活に密着した公共交通手段となっています。~~

~~バス利用者の中心は、学生や高齢者であることから、バス事業者による通学時間に対応したバスダイヤの見直し、学生・高齢者向けの路線バス定期券やフリーパス乗車券の発行、町によっては高齢者の定期券購入者への助成制度を設けるなどの利用促進を図っています。また、各市町においてバス停上屋の点検・修繕等を年次的に行うなど、バス利用環境の整備等にも取り組んでいます。~~

~~しかしながら、近年、バス利用者は減少の一途をたどり、一方でバス補助金の金額は年々増加の一途をたどっている中で、現在の公共交通体系の維持には限界があり、これまでも不採算路線を中心に路線の見直しを図り、過疎地有償運送や、必要に応じてコミュニティバスや乗合タクシー等の独自運行、デマンド交通の導入を行っています。~~

~~広域バス路線の多い本圏域においては、多様化する圏域全体の住民ニーズを把握し、移動実態に即した便利で効率的な公共交通ネットワークの再編及び運行体系の確立の必要に迫られているのが現状です。~~

【取組の方針】

~~高校生、高齢者などの重要な交通手段である路線バスを維持するため、各市町において、真に必要な広域路線は確保し、利用の少ない(需要の少ない)路線については、単市・単町路線とするなどの見直しを検討するとともに、単市・単町路線との連携を図ることにより、住民の生活圏域内を結ぶ路線バスを中心とした効率的な公共交通ネットワークを確立します。~~



~~高校生、高齢者などの重要な交通手段である路線バスを維持するため、各市町において、真に必要な広域路線は確保し、利用の少ない(需要の少ない)路線については、単市・単町路線とするなどの見直しを検討するとともに、単市・単町路線との連携を図ることにより、住民の生活圏域~~

内を結ぶ路線バスを中心とした効率的な公共交通ネットワークを確立します。

~~-(参考1)-~~

~~―広域路線バス：複数市町村をまたがって運行される路線バスをいいます。―~~

定住自立圏形成協定の規定の内容	
取組の内容	圏域における公共交通の効率的な運行体系を確立するため、路線バスの運行体系の見直しを行う。
倉吉市(甲)の役割	①圏域における公共交通に関する協議会（以下「公共交通協議会」という。）を設 置運営し、路線バスの運行体系の見直しに必要な調査及び研究を行い、路線バス の運行体系の見直しに係る基本方針等を定めた地域公共交通総合連携計画（以下 「公共交通連携計画」という。）を策定する。 ②公共交通事業者と連携して、公共交通連携計画に基づき、圏域における路線バス の運行体系の見直し及び甲の区域における公共交通体系の調整を行う。
関係町(乙)の役割	①公共交通協議会に参加し、乙の区域における路線バスの運行体系の見直しに必要 な調査及び研究の調整を行う。 ②公共交通事業者と連携して、公共交通連携計画に基づき、乙の圏域における路線 バスの運行体系の見直し及び公共交通体系の調整を行う。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標①	路線バス等の維持に係る市町補助金の合計額
指標②	輸送量＝運行回数×平均乗車密度

イ. 実績

成果の状況		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
指標①	目標(千円)	223,000	223,000	223,000	223,000	223,000	
	実績(千円)	197,258					
指標②	目標(人)	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	1,111,000	
	実績(人)	1,335,113					

(2) 具体的な事業

事業名	鳥取県中部地域公共交通協議会運営事業						
内容	平成22年3月に中部圏域の公共交通の関係者で構成する鳥取県中部地域公共交通協議会を設置し、平成22年度中に公共交通総合連携計画の策定、平成23年度から平成25年度の3か年で実証実験を行うため、当該協議会が策定した「鳥取県中部地域公共交通総合連携計画」の実施に係る連絡調整及び連携計画見直しを行うため、当該協議会を運営します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	・鳥取県中部地域公共交通協議会の事務局として、当該協議会を運営します。					
	三朝町	・鳥取県中部地域公共交通協議会の構成町として、当該協議会の運営に協力します。					
	湯梨浜町						
	琴浦町						
	北栄町						
概算事業費	年度別(千円)	平成22年度 236,270	平成23年度 171,126	平成24年度 171,126	平成25年度 171,126	平成26年度 0,126	計 749,774
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
	協議会の運営						
活用を想定する補助制度等（補助率等）							

—

関係市町の事業費負担の基本的な考え方

- ・倉吉市は、鳥取県中部地域公共交通協議会の運営に必要な費用を負担します。

事業名	鳥取県中部地域公共交通総合連携計画策定及び実施事業						
内容	<p>個別の路線の利用状況や地域住民のニーズの調査を行い、圏域の住民にとって、真に必要な利用される路線の設定など、中部圏域における今後の公共交通のあり方、方針を明確にするため、公共交通ネットワークの再編計画などを柱とした「公共交通総合連携計画」を策定し、計画に基づく事業を実施します。平成27年度までの計画期間で策定された当該連携計画を見直し、あらためて個別の路線の利用状況及び圏域住民のニーズ調査を行い、移動実態に即した便利で効率的で持続可能な公共交通ネットワークのあり方、方針を明確にするため、再編計画を柱とした次期当該連携計画を策定し、計画に基づく必要な事業及び利用促進事業などを実施します。</p>						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> 中部圏域の公共交通の関係者で構成する鳥取県中部地域公共交通協議会を設置し、平成22年度中に「鳥取県中部地域公共交通総合連携計画」を策定します。 次期当該連携計画の策定を行う鳥取県中部地域公共交通協議会の事務局を担い、関係町と計画策定に必要な調整を行います。 計画に基づく必要な事業利用促進事業を実施します。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県中部地域公共交通協議会に参加するとともに、当該協議会の運営及び鳥取県中部地域公共交通総合連携計画次期当該連携計画の策定に必要な協力を行います。 計画に基づく必要な事業及び使用促進事業を実施します。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
							14,805 4,358 19,163
		(必要に応じ関係市町で内容及び事業費を決定します。)直営で行うため、協議会運営事業に計上します。					
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
	計画策定調査の実施	→					
	計画の策定・変更実施					→	
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
<p>地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金(定額：上限2,000万円)― 定住自立圏構想推進基金(平成23年度)―</p>							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> 倉吉市は、鳥取県中部地域公共交通総合連携計画の策定に必要な費用を負担します。 倉吉市と関係町は、鳥取県中部地域公共交通総合連携計画の実施に必要な費用を負担します。なお、各年度の関係市町の負担割合は、その都度、関係市町で協議します。 							

事業名	鳥取県中部地域公共交通総合連携計画実証実験(運行・利用促進)事業						
内容	<p>平成22年度に策定する「鳥取県中部地域公共交通総合連携計画」の次年度以降の実証実験計画に基づき、次期鳥取県中部地域公共交通総合連携計画の実証実験計画に基づき、鳥取県中部地域公共交通協議会関係市町を事業主体として実証実験事業を行います。実施します。</p>						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県中部地域公共交通協議会の当該協議会の事務局として、実証実験計画に基づく取組を推進します。 当該協議会の構成員として、計画に基づく必要な事業を実施します。 					
	湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県中部地域公共交通当該協議会の構成員として、計画に基づく必要な事業を実施します。実証実験計画に基づく取組に協力します。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
		(鳥取県中部地域公共交通総合連携計画に基づく事業で実証実験の内容及び事業費を決定します。)					

実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
	実証実験事業 の実施	→ <u>必要に応じて実施</u> →					
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
定住自立圏構想推進基金（平成23年度）一							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> 倉吉市と関係町は、実証実験事業の実施に必要な費用を負担します。 <p>なお、各年度の関係市町の負担額は、その都度、関係市町で協議します。</p>							

イ. 地産地消（地域の生産者や消費者等との連携による地産地消）

◆ 地産地消の推進

（１） 取組の概要

【現状と課題】

従前から農業は、圏域の主要産業として重要な役割を果たしてきていますが、経済情勢や気象などの影響により、経営が不安定となりやすいなど、農業を取り巻く環境は厳しく、農家数は年々減少傾向にあります。

更に、農家数の減少や高齢化による担い手不足によって、耕作放棄地が年々増加傾向にあり、適切な維持管理ができない農地が増加し、本来農地が有する農作物の生産性や景観形成、災害防止等の多様な機能の低下を招いています。

農地が保有する機能を維持するとともに、定住のキーワードである「就業」の場を確保するため、農業の振興を図ることは極めて重要であり、その一つの手段として、圏域の関係者が一体となって、地産地消の取組を推進する必要があります。



【取組の方針】

圏域の生産者、事業者、消費者、行政、食に関する団体などの関係者が地産地消に関して共通認識を持った上で、それぞれがその役割を果たしつつ、相互に連携・共同して地産地消を推進します。

定住自立圏形成協定の規定の内容

取組の内容	圏域における地産地消を推進するため、 <u>地産地消のネットワークの構築及び圏域の生産者、事業者、消費者、行政、食に関する団体などの関係者を構成員とする協議会の設置及び運営並びに</u> 地産地消に関する事業を行う。
倉吉市(甲)の役割	① <u>圏域における地産地消に関する協議会を設置しとして中部圏域地産地消推進協議会を設置し、及び運営し、</u> 圏域の生産者、加工者、消費者等の地産地消の関係者同士のネットワークの構築及び、 <u>特産品づくり等の支援、取り組み活動の情報発信など、圏域全体で取り組む</u> 地産地消に関する <u>取り組みを計画し、事業を計画する。</u> 実施する。 ②圏域の地産地消の関係者と連携して、甲の特産品等を活用した地産地消に関するイベントの開催、特産品づくり等の支援、地産地消の取組に関する情報の発信等を行う。
関係町(乙)の役割	① <u>中部圏域地産地消推進協議会に参加し、圏域の地産地消の関係者同士のネットワークの構築及び圏域全体で取り組む地産地消に関する事業の調整を行う。</u> 当該協議会の運営及び実施事業に協力する。 ②圏域の地産地消の関係者と連携して、乙の特産品等を活用した地産地消に関するイベントの開催、特産品づくり等の支援、地産地消の取組に関する情報発信等を行う。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標①	圏域内にある直売所の販売額
指標②	中部発！食のみやこフェスティバル 来場者数

イ. 実績

成果の状況		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
指標①	目標(千円)	1,520,000	1,540,000	1,560,000	1,580,000	1,600,000	
	実績(千円)	1,368,422					
指標②	目標(人)	25,000	28,000	31,000	34,000	37,000	
	実績(人)						

(2) 具体的な事業

事業名	-(仮称)-中部圏域地産地消推進協議会設置・運営事業						
内容	圏域の生産者、事業者、消費者、行政、食に関する団体などの関係者を構成員とする -(仮称)-中部圏域地産地消推進協議会 を設置・運営し、圏域の地産地消の推進に関する計画を実行します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> ・-(仮称)-中部圏域地産地消推進協議会を設置し、関係者・<u>関係団体</u>と連携して圏域の地産地消に関する計画を実行します。 ・-(仮称)-中部圏域地産地消推進協議会の事務局として、当該協議会を運営します。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・-(仮称)-中部圏域地産地消推進協議会に参加し、当該協議会の運営に協力するとともに、関係者・<u>関係団体</u>と連携して、圏域の地産地消の推進に関する計画を実行します。 					
概算事業費	年度別(千円)	平成27年度 048	平成28年度 5048	平成29年度 5048	平成30年度 5048	平成31年度 5048	計 200240
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	協議会の設置						
	運営						
	計画の実行						
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
・倉吉市は、 -(仮称)-中部圏域地産地消推進協議会 の運営に必要な費用を負担します。							

事業名	圏域地産地消推進計画策定事業						
内容	圏域の地産地消の現状を把握した上で、圏域の関係者が連携又は共同して取り組む地産地消に関するイベント、生産者と加工者と消費者のネットワークづくりなどを検討し、圏域の地産地消の推進に関する計画を <u>策定の見直しを実施</u> します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> ・-(仮称)-中部圏域地産地消推進協議会においての<u>運営にあたり、消費・需要実態調査を実施した上で、圏域の地産地消の推進に関する計画の見直しなどを策定実施</u>します。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・-(仮称)-中部圏域地産地消推進協議会に参加し、<u>消費・需要実態調査の実施及び圏域の地産地消の推進に関する計画の策定の見直し</u>に協力します。 					
概算事業費	年度別(千円)	平成27年度 1000	平成28年度 02,000	平成29年度 0200	平成30年度 00	平成31年度 00	計 1002,200
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	消費・需要実態調査の実施						

	計画の策定見直し						
	計画の運営計画の策定			→			→
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
<u>定住自立圏構想推進基金</u>							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> 倉吉市は、圏域の地産地消の推進に関する計画の策定に必要な費用を負担します。 							

事業名	地産地消拡大事業						
内容	<p>圏域の生産者、事業者、消費者、行政、食に関する団体などの関係者による地産地消に関するイベントを開催するとともに、「地産地消推進の店（仮称）」を推進し、地産地消の意識の高揚に繋げていきます。また、現在、各市町で開催されているとして、「中部発！食のみやこフェスティバル」をはじめ、地産地消交流会（琴浦町）、すいか・ながいも健康マラソン大会（北栄町）、ほくえい味覚めぐり（北栄町）などの地産地消に関するイベントを継続実施します。</p>						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消に関するイベントを開催します。するとともに、「地産地消推進の店（仮称）」を推進します。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消に関するイベントを開催します。するとともに、「地産地消推進の店（仮称）」地産地消を推進・推奨する店舗等の取り組みを推進します。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成2722年度	平成2823年度	平成2924年度	平成3025年度	平成3126年度	計
		17,891 20,000 391	17,891 20,000 391	17,891 20,000 391	17,891 20,000 391	17,891 20,000 391	89,455 1001,000 955
実施期間	取組内容	平成2722年度	平成2823年度	平成2924年度	平成3025年度	平成3126年度	備考
	イベントの開催					→	
	地産地消推進の店の推進					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> ・中部発！食のみやこフェスティバルについては、2,500,000円を関係市町が、標準財政規模、人口を元に按分・算出し、それぞれが負担します。 ・倉吉市は、市の地産地消に関するイベントの開催に必要な費用を負担します。 ・関係町は、町の地産地消に関するイベントの開催に必要な費用を負担します。 <p>なお、関係市町で開催する新規イベントに必要な費用は、その都度、地産地消推進計画、地産地消推進協議会での協議を踏まえ、関係市町で別途協議します。</p>							

ウ. 交流・移住（地域内外の住民との交流・移住促進）

◆ 空き家バンクの連携等による I J U（移住）の促進

（１） 取組の概要

【現状と課題】

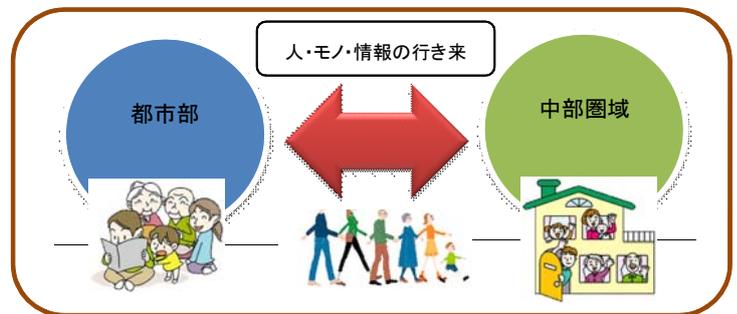
中部圏域の人口は、今後も減少する見込みであり、地域経済の衰退、空き家の増加、耕作放棄地の増加、コミュニティ活動の衰退などの問題が現れはじめています。一方で、「スローライフ」、「田舎暮らし」、「ロハス」などの言葉に代表されるように、田舎や地方の生活スタイルが見直されつつあり、都市部に住む団塊の世代や子育て世帯を中心として、田舎に移住する人が増えてきています。

都市部から田舎への人の流れを創出することにより、定住人口や交流人口を増やし、人口減少に伴う様々な課題を解決していく必要があります。これまでも、各市町において、~~空き家バンク、田舎暮らし体験ツアー、移住パンフレットの作成などを行っていますが、多様化するニーズに対応していくためには、広域的な連携のもとに魅力ある地域資源を積極的に活用し、中部圏域の魅力をもPR移住定住に積極的に取り組んでいます。着実に中部圏域への移住に結び付けていくためにも、移住希望者が移住に至るまでの過程において、各市町がそれぞれの役割を果たすとともに、必要な連携を図り取り組みを推進していく必要があります。~~

【取組の方針】

~~各市町間で都市部から田舎へ移住するために必要な要素となる「住まいの確保」、「動機（きっかけ）の確保」、「生活情報の確保」の課題を共通認識し、連携して「空き家情報の共有」、「田舎暮らし体験プログラムの実施」、「ホームページ等によるPR」などの取組を行い、移住希望者が移住を決断するまでに、「移住地の情報収集」、「移住・交流の体験」~~

~~「住居の確保」は重要な要素となります。そのため、各市町間で連携して、「空き家情報の連携」、「田舎暮らし体験ツアーの連携・実施」、「移住情報の発信」等の取り組みを行い、圏域への移住の促進を図ります。~~



定住自立圏形成協定の規定の内容

取組の内容	圏域外から圏域内への移住を促進するため、圏域への移住施策の連携を図るとともに、圏域外の住民に対して、圏域への移住施策に関する情報を発信する。
倉吉市(甲)の役割	①甲の行う空き家バンク等の移住施策と乙の行う空き家バンク等の移住施策との連携を図る。 ②圏域外の住民に対して、圏域への移住施策に関する情報を発信する。
関係町(乙)の役割	①乙の行う空き家バンク等の移住施策と甲の行う空き家バンク等の移住施策との連携を図る。 ②圏域外の住民に対して、圏域への移住施策に関する情報を発信する。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標	圏域外から圏域内に移住した人数
----	-----------------

イ. 実績

成果の状況	平成2227年度	平成2328年度	平成2429年度	平成2530年度	平成2631年度	備考
指標	目標(人) 200	200	200	200	200	
	実績(人) 32					

(2) 具体的な事業

事業名	空き家情報の連携事業						
内容	中部圏域の空き家情報を共有できるようにするため、各市町のホームページに空き家情報を掲載するとともに、(社)鳥取県宅地建物取引業協会中部支部との連携を図り、空き家情報の集約及び円滑な仲介を行うことができますようにします。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> 空き家情報をホームページに掲載します。 (社)鳥取県宅地建物取引業協会中部支部との協定により、空き家情報の集約等を行います。 					
	三朝町	<ul style="list-style-type: none"> 空き家情報をホームページに掲載します。 (社)鳥取県宅地建物取引業協会中部支部との連携を図ります。<u>協定により、空き家情報の集約等を行います。</u> 					
概算事業費	年度別(千円)	平成2722年度	平成2823年度	平成2924年度	平成3025年度	平成3126年度	計
		00	00	00	00	00	0
実施期間	取組内容	平成2722年度	平成2823年度	平成2924年度	平成3025年度	平成3126年度	備考
	空き家情報の連携					→	
活用を想定する補助制度等(補助率等)							

関係市町の事業費負担の基本的な考え方							

事業名	田舎暮らし体験プログラムの連携・実施事業						
内容	圏域の魅力ある地域資源を活用した田舎暮らし体験プログラムツアーを連携して実施することにより、移住する動機(きっかけ)作りを行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> 田舎暮らし体験プログラムツアーを各町と連携して企画・実施します。 倉吉市が田舎暮らし体験ツアーを各市町と連携して企画・実施する体験プログラムに協力します。 					
	三朝町						
	湯梨浜町						
	琴浦町						
	北栄町						
概算事業費	年度別(千円)	平成2227年度	平成2328年度	平成2429年度	平成2530年度	平成2631年度	計
		500500	500500	500500	500500	500500	2,5002,500
実施期間	取組内容	平成2227年度	平成2328年度	平成2429年度	平成2530年度	平成2631年度	備考
	体験プログラムツアーの実施					→	
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
鳥取県移住定住推進交付金(1/2:上限10030万円)							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> 倉吉市は、田舎暮らし体験プログラムツアーの実施に必要な費用の一部を負担します。 関係市町は、協力する田舎暮らし体験プログラムツアーの実施に必要な費用の一部を負担します。 なお、各年度の関係市町の負担額は、その都度、関係市町で協議します。							

事業名	移住情報の発信事業						
内容	<u>ウェブサイト</u> 、 <u>移住相談会など等</u> を活用して圏域内の空き家の情報、田舎暮らし体験 <u>プログラムツアー</u> の情報、生活情報 <u>など等</u> の移住情報を発信します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>移住希望者が欲する移住情報をウェブサイトに掲載します。</u> ・<u>各町の移住情報のウェブサイトにリンクし、圏域情報を一体的に発信します。</u> ・移住相談会<u>など等</u>を活用して、圏域の移住情報を発信します。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>移住希望者が欲する移住情報をウェブサイトに掲載します。</u> ・<u>各市町の移住情報のウェブサイトにリンクし、圏域情報を一体的に発信します。</u> ・移住相談会<u>など等</u>を活用して、圏域の移住情報を発信します。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成 <u>227</u> 年度	平成 <u>2328</u> 年度	平成 <u>2429</u> 年度	平成 <u>2530</u> 年度	平成 <u>2631</u> 年度	計
		<u>500500</u>	<u>500500</u>	<u>500500</u>	<u>500500</u>	<u>500500</u>	<u>2,5002,500</u>
実施期間	取組内容	平成 <u>227</u> 年度	平成 <u>2328</u> 年度	平成 <u>2429</u> 年度	平成 <u>2530</u> 年度	平成 <u>2631</u> 年度	備考
	<u>移住相談会の出展等移住情報等の発信</u>						
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
<u>＝鳥取県移住定住推進交付金（1/2：上限30万円）</u>							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<ul style="list-style-type: none"> ・倉吉市は、市職員の移住相談会などの参加に必要な費用を負担します。 ・関係町は、町職員の移住相談会などの参加に必要な費用を負担します。 							

エ. その他の結びつきやネットワークの強化に係る連携

◆ 広報活動の連携による広域的な情報提供

(1) 取組の概要

【現状と課題】近年、圏域の各自治体では、ケーブルテレビ網をはじめ、携帯電話網等の情報通信基盤の整備が進み、圏域内及び圏域外の住民に対して、行政情報をはじめ、地域の様々な情報をホームページ、電子メール、ケーブルテレビ放送等の様々な広報媒体を活用して情報提供できる環境が整いつつあります定住自立圏形成協定に基づく様々な取組を圏域の交流人口の拡大と人口定住に繋げていくためには、圏域内の各自治体が連携して、様々な広報媒体を有効に活用し、圏域内の住民に定住自立圏の取組をはじめとした圏域の情報を広く提供し、圏域内の情報の共有化を図るとともに、圏域外の住民に圏域の魅力を積極的に発信していく必要があります。



圏域の情報通信環境は、民間事業者の事業展開が困難な地域においては行政による情報通信基盤が整備され、ケーブルテレビによるブロードバンドや地上波のデジタル化、携帯電話のサービスエリア外の解消など情報化に向けた一定の基盤となっています。

圏域の交流人口の拡大と人口定住に繋げていくためには、圏域内の各自治体が連携して、様々な広報媒体を有効に活用し、圏域内の住民に定住自立圏の取組をはじめとした圏域の情報を広く提供し、圏域内の情報の共有化を図るとともに、圏域外の住民に圏域の魅力を積極的に発信していく必要があります。現状では圏域内の情報共有は十分に行われおらず、圏域外への発信も積極的なものに至っていない状況です。

また、圏域の情報通信基盤は早くから整備された自治体では伝送路の更新による高額な負担に直面していることや、圏域全体として情報通信基盤を活用したケーブルテレビとインターネット以外の有効な住民サービスの検討が課題となっています。

【取組の方針】

圏域の各自治体が保有する広報紙、ウェブサイト、SNSホームページ等の広報媒体を活用して、圏域内及び圏域外の住民に定住自立圏の取組等の圏域の情報を提供します。

また、ケーブルテレビ事業者の協力の下に、ケーブルテレビを活用して、圏域内の住民に圏域の情報を提供し、情報の共有化による圏域の一体感の醸成に努めます。

定住自立圏形成協定の規定の内容

取組の内容	圏域内及び圏域外の住民に圏域の情報を周知するため、保有する広報媒体を活用して、圏域内及び圏域外の住民に圏域の情報を提供するとともに、圏域のケーブルテレビ放送を活用して、圏域内の住民に圏域の情報を提供する。
倉吉市(甲)の役割	①甲の保有する広報媒体を活用して、圏域内及び圏域外の住民に圏域の情報を提供する。

	②甲の区域をケーブルテレビ放送の区域に含むケーブルテレビ事業者に圏域の情報を提供し、圏域のケーブルテレビ番組の相互放送等の働きかけを行う。
関係町(乙)の役割	①乙の保有する広報媒体を活用して、圏域内及び圏域外の住民に圏域の情報を提供する。(※①は、三朝町、琴浦町及び北栄町に関する協定です。) ②乙の区域をケーブルテレビ放送の区域に含むケーブルテレビ事業者に圏域の情報を提供し、圏域のケーブルテレビ番組の相互放送等の働きかけを行う。

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標	圏域のケーブルテレビの加入率
----	----------------

イ. 実績

成果の状況		平成 27 27年度	平成 28 28年度	平成 29 29年度	平成 30 30年度	平成 31 31年度	備考
指標	目標(%)	73.6	74.0	74.3	74.7	75.0	
	実績(%)	71.8					

(2) 具体的な事業

事業名	中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会設置運営事業						
内容	圏域のケーブルテレビ事業者をはじめ、行政、民間、地域の関係者等の参加による中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会を設置しにおいて、ケーブルテレビ番組の相互放送をはじめ、ケーブルテレビを利活用した広域的な情報提供による生活支援サービス等の調査及び研究を行います。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<ul style="list-style-type: none"> 中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会を設置し、当該研究会の庶務を担当するとともに、ケーブルテレビの利活用に関する調査及び研究を行います。 					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> 中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会に参加し、ケーブルテレビの利活用に関する調査及び研究に協力します。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成 27 27年度	平成 28 28年度	平成 29 29年度	平成 30 30年度	平成 31 31年度	計
		200	50-50	100-50	100-50	100-50	350-220
実施期間	取組内容	平成 27 27年度	平成 28 28年度	平成 29 29年度	平成 30 30年度	平成 31 31年度	備考
	研究会の設置 運営						
	研究会の拡充						
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
倉吉市は、中部圏域ケーブルテレビ利活用研究会の運営に必要な費用を負担します。							

3 圏域マネジメント能力の強化

ア. 人材の育成・確保、~~イ. 外部からの人材の確保、ウ. イ.~~ 圏域内市町の職員等の交流

◆ 合同研修会の開催・専門人材の確保及び活用・人事交流の実施

(1) 取組の概要

【現状と課題】

住民のライフスタイルが多様化し、住民ニーズがより多様化・高度化する中で、時代や社会の変化を的確に捉えながら、質の高い圏域マネジメントを行うためには、市町職員などの相互研鑽による資質の向上を図るとともに、圏域内及び圏域外の専門知識を有する人材を有効に活用して、市町職員等に対する研修や業務のサポートなどを実施していく必要があります。

人事交流については、定住自立圏共生ビジョンの中での実施については未着手となっていますが、現在は中部ふるさと広域連合の機能を最大限に活用し、中部圏域の職員の相互派遣による人事交流を実施しています。また、圏域外においても、鳥取県、鳥取県後期高齢者医療広域連合等との人事交流を実施しており、圏域内外のネットワーク化を図り、医療・福祉など様々な分野でマネジメント能力の向上が図られています。

【取組の方針】

圏域のマネジメント能力の強化を図るため、合同研修会の開催、外部の専門人材の活用、人事交流を実施します。

職員の人事交流については、本ビジョンの中で、定住自立圏の各政策分野の取組に必要な場合に、関係市町と協議の上、実施します。実施にあたっては、効率的で効果的な人事行政の運営を進め、広域連合等の機能を活用して有機的なマネジメント能力の強化を行います。

定住自立圏形成協定の規定の内容

取組の内容	①生活機能の強化及び結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（以下「前記の政策分野」という。）の取組に必要な圏域の行政及び民間のマネジメント能力を強化するため、甲及び乙の職員等に対する合同研修会を開催する。 ②前記の政策分野の取組に必要な圏域の行政及び民間のマネジメント能力を強化するため、専門的な知識等を有する人材（以下「専門人材」という。）を確保し、圏域全体で活用する。 ③前記の政策分野の取組に必要な甲及び乙のマネジメント能力を強化するため、人事交流を行う。
倉吉市(甲)の役割	①前記の政策分野の取組に必要な人材の育成に係る合同研修会を開催し、乙に参加の機会を提供する。 ②前記の政策分野の取組に必要な専門人材を確保し、活用する。 ③乙と協議の上、前記の政策分野の取組に必要な人事交流を行う。
関係町(乙)の役割	①甲の開催する合同研修会を活用する。 ②甲の確保した専門人材を活用する。 ③甲と協議の上、前記の政策分野の取組に必要な人事交流を行う。(※③は、琴浦町及び北栄町に関する協定です。)

【取組の成果（指標及び実績）】

ア. 指標

指標①	合同研修会に参加した市町職員等の人数
指標②	活用した外部人材の人数
指標② ③	人事交流の人数

イ. 実績

成果の状況		平成227年度	平成228年度	平成229年度	平成230年度	平成231年度	備考
指標①	目標（人）	500人	500人	500人	500人	500人	
	実績（人）	＝					
指標②	目標（人）						
	実績（人）	＝					
指標③	実績（人）	＝					

(2) 具体的な事業

ア. 合同研修会の開催

事業名	子育て支援に関わる職員等に対する合同研修会の開催事業						
内容	子どもの発達支援についての研修会を合同で開催します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	・合同研修会を企画立案し、 <u>当該研修会を開催します。</u>					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	・ 倉吉市が開催する合同研修会の運営に協力し、当該研修会に参加します。 ・ <u>研修会の運営に協力します。</u> ・ <u>研修会に参加します。</u>					
概算事業費	年度別 (千円)	平成227年度	平成228年度	平成229年度	平成230年度	平成231年度	計
		＝ 400	200 400	200 400	200 400	1,200 400	1,800 2,000
実施期間	取組内容	平成227年度	平成228年度	平成229年度	平成230年度	平成231年度	備考
	研修の企画立案						→
	研修会の開催						→
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
――							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
・倉吉市と関係町は、合同研修会の費用を負担します。 なお、 関係市町の負担額は、関係市町の参加実績に応じて按分することとし、各年度の負担額は、その都度、関係市町で協議します。							

イ. 専門人材の確保及び活用事業名	子どもの発達支援に関わる研修講師の活用事業						
内容	子どもの発達支援に関わる専門職員に対し、指導を行うことのできる専門人材(研修講師)を確保し、行政職員等を対象とした研修を実施します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市	・研修講師を確保し、行政職員等を対象とした研修を企画立案し、当該研修を実施します。					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	・倉吉市が開催する研修の運営に協力し、当該研修に参加します。					
概算事業費	年度別	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
	(千円)	—	1,000	1,000	1,000	0	3,000
実施期間	取組内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	備考
	研修計画の企画立案				→		
	研修の実施				→		
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
・倉吉市と関係町は、研修講師の活用及び研修に必要な費用を負担します。 なお、関係市町の負担額は、関係市町の参加実績に応じて按分することとし、各年度の負担額は、その都度、関係市町で協議します。							
事業名	<u>定住自立圏構想職員合同勉強会の開催事業</u>						
内容	<u>定住自立圏構想の推進に役立てるため、外部講師を招き、職員圏域の市町の職員及び地域住民を対象とした合同勉強会を合同で開催します。</u>						
関係市町及び役割分担	倉吉市	<u>・合同勉強会を企画立案し、開催します。</u>					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	<u>・研修会の運営に協力します。 ・研修会に参加します。</u>					
概算事業費	年度別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
	(千円)	100	100	100	100	100	500
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	研修の企画立案					→	
	研修会の開催					→	
<u>活用を想定する補助制度等(補助率等)</u>							
<u>—</u>							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
<u>・倉吉市と関係町は、合同勉強会の費用を負担します。</u>							
事業名	<u>地方創生戦略職員勉強会の開催事業</u>						
内容	<u>地方創生の取り組みを研究するため、外部講師を招き、職員圏域の市町の職員及び地域住民を対象とした勉強会を合同で開催します。</u>						

関係市町及び役割分担	倉吉市	・合同勉強会を企画立案し、開催します。					
	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	・研修会の運営に協力します。 ・研修会に参加します。					
概算事業費	年度別 (千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
		100	100	100	100	100	500
実施期間	取組内容	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	備考
	研修の企画立案					→	
	研修会の開催					→	
活用を想定する補助制度等(補助率等)							
二							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
・倉吉市と関係町は、合同勉強会の費用を負担します。							

ウイ. 人事交流の実施

事業名	—人事交流の実施事業						
内容	生活機能の強化及び結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の取組に必要な圏域のマネジメント能力を強化するため、必要の都度、関係市町が協議の上、職員の人事交流を実施します。						
関係市町及び役割分担	倉吉市 琴浦町 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・必要の都度、関係町と協議し、職員の人事交流を実施します。 ・必要の都度、倉吉市と協議し、職員の人事交流を実施します。 					
概算事業費	年度別 (千円)	平成227年度	平成2328年度	平成2429年度	平成2530年度	平成2631年度	計
		—	—	—	—	—	—
実施期間	取組内容	平成227年度	平成2328年度	平成2429年度	平成2530年度	平成2631年度	備考
	人事交流の実施					→	
活用を想定する補助制度等（補助率等）							
—							
関係市町の事業費負担の基本的な考え方							
—							

第6章 今後の検討課題

このビジョンを策定する過程において、倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会やパブリックコメントを通じて、中部圏域の将来像の実現に向けた課題や必要な取組に関する多くの意見がありました。

その中には、各市町がそれぞれの考え方で個別に取り組んでいく必要のあるもの、鳥取中部ふるさと広域連合で取り組むべきもの、関係市町間での協議に時間を要するもの、現状の関連制度や技術などの状況から将来的に取組を検討するべきものなど、このビジョンに直ちに反映することが難しいものもあります。

このビジョンは、必要に応じて具体的な取組を評価し、内容の検討を行っていくこととしています。そのため、これらの意見については、今後の検討課題として管理し、引き続き、緊急性や重要性などを踏まえて優先順位を考え、実施に向けた現実的な課題などを整理しながら、具体的な実現方法などの検討を行っていきます。

なお、この検討に当たっては、民間、地域の関係者などの意見を踏まえて、倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会による検討、関係市町との協議や鳥取中部ふるさと広域連合との調整を行いながら進めていきます。

(1) 生活機能の強化に関連する主な検討課題

【医療】

- ① 救急医療体制（一次～三次救急体制）の充実
 - ・・・専門医療機能の向上、搬送体制の改善 等
- ② 地域医療体制の充実
 - ・・・医師の確保、在宅医療を進める体制の整備、通院手段の確保、鳥取看護大学との連携等
- ③ 思春期保健対策の推進
 - ・・・思春期の心と身体健康教育事業

【福祉】

- ① 福祉サービスの充実
 - ・・・介護保険や障がい福祉等に関するサービスの充実 等

【教育】

- ① 体育施設等の教育施設の機能の維持及び相互利用の促進
 - ・・・生涯学習施設等の機能の充実、体育施設の利用料の統一等による利用環境の改善 等
- ② 教育環境の整備・充実
 - ・・・家庭での教育の充実、学校の統廃合の検討、公民館等での福祉講座の充実 等

【産業】

- ① 産業基盤の強化・充実
 - ・・・農業の後継者育成、収益性のある農業体制の確立や一次加工体制の確保、地場産業の育成、既存産業への支援、中心市街地の活性化や空き店舗の活用、雇用対策等
- ② 広域観光体制の充実及び強化による広域観光の推進

・・・ウォーキングリゾートの推進、修学旅行の誘致等

【環境】

① 環境保全の推進

・・・自然環境の保護・保全、低炭素社会の構築、住民参加の環境への取組等

(2) 結びつきやネットワークの強化に関連する主な検討課題

【地域公共交通】

① 交通ネットワーク体制の整備・充実

・・・移動しやすい交通体制の整備、高齢者の移動手段の確保等

【ICTインフラ整備】

① ICT利活用の推進

・・・圏域情報の発信力の強化、ICTの利活用による生活支援の充実等

【道路ネットワーク】

① 道路ネットワークの構築

・・・道路整備の促進 等

【交流・移住促進】

① 交流による賑わいの創出づくり

・・・交流の場や機会の提供、未婚・晩婚化の解消への取組みの推進—等

【その他の連携】

① 圏域情報の発信

・・・年代に応じた情報提供手段の確保・充実、メール配信システムの共同利用等

(3) 圏域マネジメント能力の強化に関連する主な検討課題

【その他の連携】

① 圏域内の人材の育成と活用による地域力の向上

・・・各地域の生活課題の把握、若者と地域の絆づくり—等

定住自立圏構想推進要綱
(政策分野)

※総務省制定

定住自立圏形成協定
(協定項目)

1. 網掛けの取組の実施には、市・町議会の議決を経た上で、市町間で協定の締結が必要。

定住自立圏共生ビジョン
(協定に基づく具体的な取組)

2. 網掛けの具体的な取組(事業)を実施するには、懇談会の検討→関係市町間の協議を行った上で、ビジョンの記載が必要。

定住自立圏構想推進要綱 (政策分野)	定住自立圏形成協定 (協定項目)	定住自立圏共生ビジョン (協定に基づく具体的な取組)	実施主体		進捗状況
			a.市町単独	b.連携 c.広域連合	
c. 教育	◆鳥取県中部子ども支援センターの維持及び教育相談体制の充実	鳥取県中部子ども支援センター運営事業 鳥取県中部子ども支援センター移転事業 鳥取県中部子ども支援センター機能拡充検討事業	○	○	事業予定・実施 完了 事業予定・実施
	◆体育施設の機能の維持及び強化	体育施設機能調査・活用検討事業 倉吉市宮陸上競技場整備事業 倉吉市宮陸上競技場維持管理事業 その他の体育施設の整備・改修による機能の維持	○	○	事業予定・実施 完了 事業予定・実施 —
	c-① 体育施設等の教育施設の機能の維持及び相互利用の促進 c-② 教育環境の整備・充実	家庭教育の啓発 学校の適正規模の検討・見直し 地域における社会教育の推進(福祉分野等)	—	—	— — —
d. 産業振興	◆広域観光体制の充実及び強化による広域観光の推進	とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会支援事業 観光商品の開発強化等による観光推進事業 情報発信・セールスプロモーションの強化事業 八橋往来周辺の魅力創出・発信事業 ウオーキングゾーンの推進 修学旅行の誘致	○	○	事業予定・実施 事業予定・実施 事業予定・実施 事業予定・実施 —
	◆企業誘致の推進	圏域への企業誘致推進事業 関西事務所を活用した圏域への企業誘致推進事業 新規雇用における補助	○	○	事業予定・実施 事業予定・実施 事業予定・実施
	d-① 産業基盤の強化・充実	第一次産業の後継者の育成 収益性のある農業体制の確立(一次加工等の取組) 6次産業の創出等による地場産業の育成 既存企業等への育成支援策の充実 商店街、市街地の活性化(空き店舗等の活用促進等) 医療・福祉産業の育成 物販等のセールスプロモーションの強化 若者に対する就労支援の取組 中心市街地活性化の推進	—	—	— — — — — — —
e. 環境	e-① 環境保全の推進	自然環境の保護・保全 低炭素社会の構築(カーボン・オフセット等の取組) 地域ぐるみによる環境関連活動の推進	—	—	— — —

※網掛けの項目は、今後、検討を要する課題であり、検討の結果、定住自立圏構想推進要綱に基づき取り組んでいく場合には、定住自立圏形成協定の変更又は定住自立圏共生ビジョンの修正が必要です。

【進捗状況】

①検討中
②完了
③保留
④廃止

7. 生活機能の強化

定住自立圏構想推進要綱
(政策分野)

定住自立圏形成協定
(協定項目)

定住自立圏共生ビジョン
(協定に基づく具体的な取組)

1. 網掛けの取組の実施には、市・町議会の議決を経た上で、市町間で協定の締結が必要。
2. 網掛けの具体的な取組(事業)を実施するには、懇談会の検討→関係市町間の協議を行った上で、ビジョンの記載が必要。

実施主体	実施主体		進捗状況
	a.市町単独	b.連携	
p. その他		○	事業予定・実施 事業予定・実施
f. 地域公共交通		○	事業予定・実施
g. ICTインフラ整備		○	事業予定・実施
h. 交通インフラの整備		○	事業予定・実施
i. 地産地消		○	事業予定・実施
j. 交流・移住促進		○	事業予定・実施
k. その他の連携(広報)		○	事業予定・実施
◆消費生活相談窓口の体制整備			
◆公共交通に係る効率的な運行体系の確立			
f-① 交通ネットワーク体制の整備・充実			
g-① ICT利活用の推進			
h-① 道路ネットワークの構築			
◆地産地消の推進			
◆空き家バンクの連携等によるIU(移住)の促進			
j-① 交流による賑わいの創出づくり			
◆広報活動の連携による広域的な情報提供			
k-① 圏域情報の発信			

- ・中部消費生活センター運営事業
- ・消費生活に関する担当者研修及び啓発事業
- ・鳥取県中部地域公共交通協議会運営事業
- ・鳥取県中部地域公共交通総合連携計画策定及び実施協定事業
- ・鳥取県中部地域公共交通総合連携計画実証実験実施事業
- ・各種交通手段の連携(自転車→路線バス→自転車等)
- ・超高齢社会に対応した交通手段の確保
- ・ICTの利活用による圏域情報の発信力の強化
- ・ICTの利活用による生活支援サービスの充実
- ・道路ネットワークの整備
- ・(仮称)圏域地産地消推進協議会設置・運営事業
- ・圏域地産地消推進計画策定事業
- ・地産地消拡大事業
- ・学校給食での地産地消の促進
- ・圏域内の地産地消体制の確立(一次加工等の取組)
- ・観光分野、教育分野との連携
- ・空き家情報の連携事業
- ・田舎暮らし体験プログラムの連携・実施事業
- ・移住情報の発信事業
- ・移住・定住の体感活動に関する取組の強化
- ・移住者へのサポート体制の強化
- ・移住者を受け入れる機運の高揚(地域住民の啓発)
- ・交流の場や機会の提供(イベントなど)
- ・情報発信力の強化
- ・未婚・晩婚化の解消への取組みの推進
- ・中部圏域ケーブルテレビ利用研究会設置運営事業
- ・CATV(NCN-TCC)の相互放送の実施
- ・年代に応じた情報提供手段の確保・充実
- ・メール配信システムの共同利用

※網掛けの項目は、今後、検討を要する課題であり、検討の結果、定住自立圏構想推進要綱に基づき取り組んでいく場合には、定住自立圏形成協定の変更又は定住自立圏共生ビジョンの修正が必要です。

【進捗状況】
①検討中
②事業予定・実施
③完了
④保留
⑤廃止

イ・結びつきやネットワークの強化

ウ・圏域マネジメント能力の強化

定住自立圏構想推進要綱 (政策分野)		定住自立圏形成協定 (協定項目)		定住自立圏共生ビジョン (協定に基づく具体的な取組)		実施主体		進捗状況	
※総務省制定		1. 網掛けの取組の実施には、市・町議会の議決を経た上で、市町間で協定の締結が必要。		2. 網掛けの具体的な取組(事業)を実施するには、懇談会の検討→関係市町間の協議を行った上で、ビジョンの記載が必要。		a.市町単独	b.連携	c.広域連合	
i. 人材の育成・確保	◆ 合同研修会の開催	◆ 合同研修会の開催	・子育て支援に関わる職員等に対する合同研修会の開催事業 ・定住自立圏構想合同勉強会の開催事業 ・地方創生戦略勉強会の開催事業	○	○		○		事業予定・実施
m. 圏域内市町の職員等の交流	◆ 人事交流の実施	◆ 人事交流の実施	・人事交流の実施事業				○		事業予定・実施
n. その他の連携	○-① 圏域内の人材の育成と活用による地域力の向上	○-① 圏域内の人材の育成と活用による地域力の向上	・地域単位による生活実態調査の実施(課題把握) ・若者と地域の絆を作る活動の場・機会の提供						—

※網掛けの項目は、今後、検討を要する課題であり、検討の結果、定住自立圏構想推進要綱に基づき取り組んでいく場合には、定住自立圏形成協定の変更又は定住自立圏共生ビジョンの修正が必要です。

【進捗状況】
①検討中 ②事業予定・実施







定住自立圏構想推進要綱
(政策分野)
※総務省制定

定住自立圏形成協定
(協定項目)

定住自立圏共生ビジョン
(協定に基づく具体的な取組)

1. 網掛けの取組の実施には、市・町 議会の議決を経た上で、市町間で協定の締結が必要。
2. 網掛けの具体的な取組(事業)を実施するには、懇談会の検討→関係市町間の協議を行った上で、ビジョンの記載が必要。

実施主体	進捗状況	
	a.市町単独	b.連携 c.広域連合
c. 教育	鳥取県中部子ども支援センターの維持及び教育相談体制の充実	鳥取県中部子ども支援センター運営事業 鳥取県中部子ども支援センター移転事業 鳥取県中部子ども支援センター機能拡充検討事業
	体育施設の機能の維持及び強化	体育施設機能調査・活用検討事業 倉吉市宮陸上競技場整備事業 倉吉市宮陸上競技場維持管理事業 その他の体育施設の整備・改修による機能の維持
	c-① 体育施設等の教育施設の機能の維持及び相互利用の促進	体育施設の利用環境の改善(利用料の統一等) 各種生涯学習施設の機能調査・利用促進の検討 各種生涯学習施設の整備・改修による機能の維持
d. 産業振興	c-② 教育環境の整備・充実	家庭教育の啓発 学校の適正規模の検討・見直し 地域における社会教育の推進(福祉分野等)
	広域観光体制の充実及び強化による広域観光の推進	とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会支援事業 観光商品の開発強化等による観光推進事業 情報発信・セールスプロモーションの強化事業 ウオーキングリゾートの推進 修学旅行の誘致
	企業誘致の推進	圏域への企業誘致推進事業 関西事務所を活用した圏域への企業誘致推進事業
e. 環境	d-① 産業基盤の強化・充実	第一次産業の後継者の育成 収益性のある農業体制の確立(一次加工等の取組) 6次産業の創出等による地場産業の育成 既存企業等への育成支援策の充実 商店街・市街地の活性化(空き店舗等の活用促進等) 医療・福祉産業の育成 物販等のセールスプロモーションの強化 若者に対する就労支援の取組 新規雇用における補助 中心市街地活性化の推進
	e-① 環境保全の推進	自然環境の保護・保全 低炭素社会の構築(カーボン・オフセット等の取組) 地域ぐるみによる環境関連活動の推進
	消費生活相談窓口の体制整備	中部消費生活センター運営事業 消費生活に関する担当者研修及び啓発事業
p. その他		

※網掛けの項目は、今後、検討を要する課題であり、検討の結果、定住自立圏構想推進要綱に基づき取り組んでいく場合には、定住自立圏形成協定の変更又は定住自立圏共生ビジョンの修正が必要です。

【進捗状況】
①検討中
②完了
③完了
④保留
⑤廃止



定住自立圏構想推進要綱
(政策分野)

定住自立圏形成協定
(協定項目)

定住自立圏共生ビジョン
(協定に基づく具体的な取組)

1. 網掛けの取組の実施には、市・町議会の議決を経た上で、市町間で協定の締結が必要。
2. 網掛けの具体的な取組(事業)を実施するには、懇談会の検討→関係市町間の協議を行った上で、ビジョンの記載が必要。

定住自立圏構想推進要綱 (政策分野)		定住自立圏形成協定 (協定項目)		定住自立圏共生ビジョン (協定に基づく具体的な取組)		実施主体		進捗状況	
						a.市町単独	b.連携	c.広域連合	
f. 地域公共交通	◆公共交通に係る効率的な運行体系の確立	鳥取県中部地域公共交通協議会運営事業 鳥取県中部地域公共交通総合連携計画策定及び実施事業 鳥取県中部地域公共交通総合連携計画実証実験事業	○	○	○				事業予定・実施 事業予定・実施 事業予定・実施
g. ICTインフラ整備	f-① 交通ネットワーク体制の整備・充実	各種交通手段の連携(自転車→路線バス→自転車等) 超高齢社会に対応した交通手段の確保							—
h. 交通インフラの整備	g-① ICT利活用の推進	ICTの利活用による圏域情報の発信力の強化 ICTの利活用による生活支援サービスの充実							—
i. 地産地消	h-① 道路ネットワークの構築	道路ネットワークの整備							—
j. 交流・移住促進	◆空き家バンクの連携等によるIUJ(移住)の促進	(仮称)圏域地産地消推進協議会設置・運営事業 圏域地産地消推進計画策定事業 地産地消拡大事業 学校給食での地産地消の促進 圏域内の地産地消体制の確立(一次加工等の取組) 観光分野、教育分野との連携	○	○	○				事業予定・実施 事業予定・実施 事業予定・実施 — — —
k. その他の連携(広報)	◆空き家バンクの連携等によるIUJ(移住)の促進	空き家情報の連携事業 田舎暮らし体験プログラムの連携・実施事業 移住情報の発信事業 移住・定住の体感活動に関する取組の強化 移住者へのサポート体制の強化 移住者を受け入れる機運の高揚(地域住民の啓蒙)	○	○	○				事業予定・実施 事業予定・実施 事業予定・実施 — — —
	j-① 交流による賑わいの創出づくり	交流の場や機会の提供(イベントなど) 情報発信力の強化 未婚・晩婚化の解消への取組みの推進							— — —
	◆広報活動の連携による広域的な情報提供	中部圏域ケーブルテレビ利用研究会設置運営事業 CATV(NCN-TCC)の相互放送の実施	○						事業予定・実施 —
	k-① 圏域情報の発信	年代に応じた情報提供手段の確保・充実 メール配信システムの共同利用							— —

※網掛けの項目は、今後、検討を要する課題であり、検討の結果、定住自立圏構想推進要綱に基づき取り組んでいく場合には、定住自立圏形成協定の変更又は定住自立圏共生ビジョンの修正が必要です。

【進捗状況】
①検討中
②事業予定・実施
③完了
④保留
⑤廃止



定住自立圏構想推進要綱 (政策分野)		定住自立圏形成協定 (協定項目)		定住自立圏共生ビジョン (協定に基づく具体的な取組)		実施主体		進捗状況	
※総務省制定		1. 網掛けの取組の実施には、市・町議会の議決を経た上で、市町間で協定の締結が必要。		2. 網掛けの具体的な取組(事業)を実施するには、懇談会の検討→関係市町間の協議を行った上で、ビジョンの記載が必要。		a. 市町単独	b. 連携	c. 広域連合	
l. 人材の育成・確保	◆ 合同研修会の開催	◆ 合同研修会の開催	◆ 子育て支援に関わる職員等に対する合同研修会の開催事業	○	○				事業予定・実施
m. 圏域内市町の職員等の交流	◆ 人事交流の実施	◆ 人事交流の実施	◆ 定住自立圏構想職員会同勉強会の開催事業	○	○				事業予定・実施
n. その他の連携	o-① 圏域内の人材の育成と活用による地域力の向上	o-① 圏域内の人材の育成と活用による地域力の向上	◆ 地方創生戦略職員勉強会の開催事業	○	○				事業予定・実施
			・人事交流の実施事業		○				事業予定・実施
			・地域単位による生活実態調査の実施(課題把握)						—
			・若者と地域の絆を作る活動の場・機会の提供						—

※網掛けの項目は、今後、検討を要する課題であり、検討の結果、定住自立圏構想推進要綱に基づき取り組んでいく場合には、定住自立圏形成協定の変更又は定住自立圏共生ビジョンの修正が必要です。

【進捗状況】

① 検討中 ② 事業予定・実施



第2次鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン

平成~~23~~27年3月__14日策定

~~平成23年9月5日修正~~

~~平成24年3月30日修正~~

~~平成25年3月29日修正~~

■発行：倉吉市

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町 722

TEL 0858-22-8111 FAX 0858-22-1087

公式サイト <http://www.city.kurayoshi.lg.jp/>

■編集：倉吉市 企画振興部総合政策課

政策分野	協定項目	具体的な事業	ビジョンの概算事業費(圏域全体)						
			H27	H28	H29	H30	H31	計	
生活機能の強化	医療	中部休日急患診療所、歯科休日急患診療所及び小児休日急患診療所運営事業	13,710	13,710	13,710	13,710	13,710	68,550	
		病院群輪番制病院運営事業	8,454	8,454	8,454	8,454	8,454	42,270	
		三朝温泉病院耐震化事業	-	-	-	-	-	0	
		思春期保健対策の推進	300	300	300	300	300	1,500	
	福祉	認知症に係る支援体制の整備	25	25	25	25	25	125	
		若年性認知症専用サービス設置運営事業	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000	
		中部成年後見支援センター運営事業	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000	
		病児・病後児保育事業	15,800	15,800	15,800	15,800	15,800	79,000	
	子育て支援体制の整備及び充実	休日保育事業	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	8,000	
		子育て支援事業に係る情報交換会実施事業	0	0	0	0	0	0	
	教育	鳥取県中部子ども支援センターの維持及び教育相談体制の充実	7,873	9,758	11,643	11,643	11,643	52,560	
		鳥取県中部子ども支援センター機能拡充検討事業	250	250	250	250	250	1,250	
		体育施設機能調査・活用検討事業	0	0	0	0	0	0	
		体育施設の機能の維持及び強化	54,105	10,000	1,100	1,000	1,000	67,205	
	産業振興	とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会支援事業	21,043	34,043	34,043	34,043	34,043	157,215	
		観光商品の開発強化等による観光推進事業	155,000	155,000	155,000	155,000	155,000	775,000	
		観光情報発信・セールスプロモーション強化事業	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	40,000	
		八橋往来周辺の魅力創造・発信事業	0	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000	
	企業誘致の推進	圏域への企業誘致推進事業	162	0	0	0	0	162	
		関西事務所を活用した圏域への企業誘致推進事業	9,066	9,066	9,066	9,066	9,066	45,330	
結びつきネットワークの強化	地域公共交通	鳥取県中部地域公共交通協議会運営事業	270	126	126	126	126	774	
		鳥取県中部地域公共交通総合連携計画策定事業	-	-	-	-	-	0	
		鳥取県中部地域公共交通総合連携計画事業	-	-	-	-	-	0	
	地産地消	(仮称)圏域地産地消推進協議会設置・運営事業	48	48	48	48	48	240	
		圏域地産地消推進計画策定事業	100	0	0	0	0	100	
		地産地消拡大事業	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	100,000	
	交流・移住	空き家情報の連携事業	0	0	0	0	0	0	
		田舎暮らし体験プログラムの連携・実施事業	500	500	500	500	500	2,500	
	その他	移住情報の発信事業	500	500	500	500	500	2,500	
		広報活動の連携による広域的な情報提供	20	50	50	50	50	220	
		中部圏域ケーブルテレビ活用研究会設置運営事業	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	40,000	
		消費生活相談窓口の体制整備	1,763	1,711	1,711	1,711	1,711	8,607	
	圏域マネジメント	人材の育成等	子育て支援に関わる職員等に対する合同研修会の開催事業	400	400	400	400	400	2,000
			子どもの発達支援に関わる研修講師活用事業	-	-	-	-	-	0
			定住自立圏構想合同勉強会開催事業	100	100	100	100	100	500
			地方創生戦略勉強会開催事業	100	100	100	100	100	500
			人事交流の実施事業	-	-	-	-	-	0
			中心市及び周辺市町村の取組に関する包括的財政措置	312,025	295,377	289,962	285,262	282,262	1,464,888
			個別の施策分野(病診連携等)による地域医療の確保における財政措置	22,164	22,164	22,164	22,164	22,164	110,820
			合計	334,189	317,541	312,126	307,426	304,426	1,575,708

第1次ビジョンの概算事業費	ビジョンの概算事業費(圏域全体)						単位:千円 増減
	H22	H23	H24	H25	H26	計	
	14,715	13,813	14,145	13,978	13,978	70,629	-2,079
	8,312	8,312	8,312	8,312	8,312	41,560	710
	0	79,864	-	-	-	79,864	-79,864
	-	-	-	-	-	0	1,500
	0	500	100	100	100	800	-800
	0	2,520	0	0	0	2,520	-2,395
	0	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000	1,000
	-	-	-	3,000	3,000	6,000	19,000
	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	35,000	44,000
	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	6,500	1,500
	0	0	0	0	0	0	0
	8,342	8,342	12,500	12,500	16,500	58,184	-5,624
	0	480	480	480	480	1,920	-670
	0	0	0	0	0	0	0
	0	384,000	2,000	2,000	0	388,000	-320,795
	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	10,500	-5,400
	2,152	2,152	2,152	2,152	2,152	10,760	146,455
	109,750	120,000	63,000	63,000	63,000	418,750	356,250
	25,871	30,000	21,000	21,000	21,000	118,871	-78,871
	-	-	-	-	-	0	4,000
	0	420	0	0	0	420	-258
	16,613	16,613	16,613	16,613	16,613	83,065	-37,735
							40,500
	237	171	171	171	0	750	24
	14,805	4,358	0	0	0	19,163	-19,163
	0	0	0	0	0	0	0
	50	50	50	50	50	250	-10
	0	2,000	200	0	0	2,200	-2,100
	17,891	17,891	17,891	17,891	17,891	89,455	10,545
	0	0	0	0	0	0	0
	500	500	500	500	500	2,500	0
	500	500	500	500	500	2,500	0
	0	50	100	100	100	350	-130
	-	-	4,219	7,101	7,284	18,604	21,396
	-	-	3,100	3,100	3,100	9,300	-693
	400	400	400	400	400	2,000	0
	-	200	200	200	1,200	1,800	-1,800
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	1,000	1,000	1,000	0	3,000	-3,000
	207,511	683,411	157,576	163,258	165,270	1,377,026	87,862
	23,027	22,125	22,457	22,290	22,290	112,189	-1,369
	230,538	705,536	180,033	185,548	187,560	1,489,215	86,493

第2次鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン策定に伴う パブリックコメントの実施について

鳥取県中部圏域を構成する倉吉市と三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町の1市4町は、中部圏域における定住の促進と持続可能な圏域社会の構築に向けて、定住自立圏構想の取組を進めています。この度、共生ビジョンの期間が満了することに伴う第2次共生ビジョン策定を行う中で、第2次鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン（案）を作成しました。ついては、この案につきましてパブリックコメントを募集しますので、皆様のご意見をお寄せください。

1 意見を募集する計画

第2次鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン（案）

2 意見募集期間

平成27年1月26日（月）から1月30日（金）まで

3 公表資料

- 第2次鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン（案）
資料は、各市町の公式ウェブサイトからご覧いただけるほか、各市町の担当課の窓口でもご覧いただけます。

各市町の担当課

- 倉吉市企画振興部総合政策課
- 三朝町企画観光課、
- 湯梨浜町企画課
- 琴浦町企画情報課
- 北栄町企画振興課

4 意見を提出できる方

- ① 鳥取県中部に住所を有する方
- ② 鳥取県中部に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ③ 鳥取県中部の事務所又は事業所に勤務する方
- ④ 鳥取県中部の学校に在学する方
- ⑤ 案件に利害関係のある方

5 提出方法

住所・氏名・電話番号を明記し、各市町の担当課に直接提出いただくか、郵送、電子メール又はファクシミリにより提出してください。※様式は任意。1月30日（金）当日消印有効。

- 〒682-8611 倉吉市葵町 722 倉吉市総合政策課宛
ファクシミリ 22-8144 電子メール kikaku@city.kurayoshi.lg.jp

6 提出されたご意見の取扱い

- 提出されたご意見は、ビジョン策定の参考にさせていただきます。
- 提出されたご意見は、内容を確認後に後日公表します。
- 個々のご意見に対して、直接個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- 意見募集結果の公表の際には、意見の内容以外、住所、氏名等は公表しません。